令和８年度茨城県中小企業資金融資制度要項集（令和８年10月改正）

茨城県産業戦略部産業政策課

1　茨城県中小企業資金融資制度一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

2　茨城県経営合理化融資制度要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

3　茨城県イノベーション投資促進融資制度要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

4　茨城県創業支援融資制度要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

5　茨城県女性・若者・障害者創業支援融資制度要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44

6　茨城県新分野進出等支援融資制度要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・73

7　茨城県雇用促進等支援融資制度要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・83

8　茨城県小売商業・地場産業支援融資制度要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92

9　茨城県観光おもてなし施設整備融資制度要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100

10　茨城県事業承継支援融資制度要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・110

11　茨城県災害対策融資制度要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・118

12　茨城県パワーアップ融資制度要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・127

13　茨城県再生支援融資制度要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・142

14　茨城県借換融資制度要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・165

15　茨城県小規模企業支援融資制度要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・170

16　茨城県短期運転資金融資制度要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・205

17　茨城県中小企業資金融資制度取扱基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・205

18　茨城県中小企業資金融資制度事務取扱上の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・213

○　茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・216

○　パワーアップ融資制度（賃上げ対応枠・物価高対応枠）信用保証料補助金交付要項・・・・237

１　茨城県中小企業資金融資制度一覧

	（　令和８年度新規融資枠　）
１　一般資金	
(1)　経営合理化融資	（　５，０００百万円　）
２　事業活性化資金	
(1)　イノベーション投資促進融資	（　１５，０００百万円　）
(2)　創業支援融資	（　３，５００百万円　）
(3)　女性・若者・障害者創業支援融資	（　３，０００百万円　）
(4)　新分野進出等支援融資	（　３，０００百万円　）
(5)　雇用促進等支援融資	（　３００百万円　）
(6)　小売商業・地場産業支援融資	（　２５０百万円　）
(7)　観光おもてなし施設整備融資	（　１，５００百万円　）
(8)　事業承継支援融資	（　３００百万円　）
３　経営安定化資金	
(1)　災害対策融資	
├─緊急対策枠	（　１５０百万円　）
└─地震災害予防対策枠	（　５０百万円　）
(2)　パワーアップ融資	（　４９，０００百万円　）
(3)　再生支援融資	（　２，５００百万円　）
(4)　借換融資	（　５，０００百万円　）
４　短期運転資金融資制度	（　３７，３１７百万円　）

※　上記融資のほか、小規模企業者向けに小規模企業支援融資を実施している。

※　新規融資枠の額は、令和８年４月１日現在のものであり、変動することがある。

２　茨城県経営合理化融資制度要項

（目的）

第１条　この要項は、県内において事業を営む中小企業者が経営の合理化を図るための融資を行うことにより、中小企業の資金調達の円滑化に寄与することを目的とする。

（資金措置）

第２条　知事は、前条の目的を達成するため、毎年度予算の範囲内で融資に必要な資金を、知事が指定する金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に預託する。

２　取扱金融機関は、前項の規定により預託された資金の5.5倍以上の額の融資（以下「融資」という。）を自己の責任において行うものとする。

（融資対象）

第３条　融資を受けることができる者は、申込時点において県内に事業所を有し、同一事業（茨城県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証対象業種に限る。）を引き続き１年以上営んでいる中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第２条第１項に規定する中小企業者で、経営の安定・合理化を図るために、工場、店舗等に要する資金を必要としている者とする。

２　前項に規定する者のうち、次に掲げる要件をいずれも満たし、保証協会による債務の保証について信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとする制度（事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度）の利用を選択する者（以下「経営者保証非提供制度利用者」という。）

ただし、法人の設立後最初の事業年度（以下「設立事業年度」という。）の決算がない法人である中小企業者は(1)、(2)及び(3)、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は(3)の申込人資格要件は問わない。

(1) 保証協会への保証申込日（以下「申込日」という。）以前２年間（法人の設立日から起算して申込日までの期間が２年間に満たない場合は、その期間）において、決算書等を取扱金融機関の求めに応じて提出していること。

(2) 申込日の直前の決算において、法人の代表者（代表者に準ずる者を含む。以下この項において同じ。）への貸付金その他の金銭債権（法人の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。以下同じ。）がなく、かつ、法人の代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。

(3) 次の両方又はいずれかを満たすこと。

ア　申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過（注１）でないこと。

イ　申込日の直前２期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと（注２）。

(4) 次のア及びイについて継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。

ア　申込日以降においても、決算書等を取扱金融機関の求めに応じて提出すること。

イ　申込日を含む事業年度以降の決算において、法人の代表者への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、法人の代表者への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。

(5) 信用保証料率の引上げ（注３）により経営者保証を提供しないことを希望していること。

（注１）「純資産の額≧０」であること。

（注２）「経常利益＋減価償却≧０」であること。

（注３）中小企業信用保険法施行規則（昭和 37 年通商産業省令第 14 号）第４条の２第５号に掲げる規定に基づき、保険料率が加算されることに伴うものに限る。

（資金使途）

第４条　融資を受けた資金（以下「融資金」という。）の使途は、経営の安定化・合理化に必要な設備資金及び運転資金とする。

（融資の種類及び融資条件）

第５条　融資種類、融資限度額、融資期間及び融資利率は、次の表のとおりとする。

融資対象	融資限度額（※１）	融資期間	融資利率
第３条第１項に該当する者	【一般融資】 設備資金　5,000 万円 運転資金　3,000 万円 併　用　5,000 万円 【転貸融資】（※２） 3,000 万円	【一般融資】 設備資金　７年以内 運転資金　５年以内 併　用　５年以内 【転貸融資】（※２） ５年以内	（保証無） ３年以内　年 3.0% ３年超５年以内　年 3.1% ５年超７年以内　年 3.2% （保証付） ３年以内　年 2.5% ３年超５年以内　年 2.6% ５年超７年以内　年 2.7%
第３条第２項に該当する者（経営者保証非提供制度利用者）	【一般融資】 設備資金　5,000 万円 運転資金　3,000 万円 併　用　5,000 万円	【一般融資】 設備資金　７年以内 運転資金　５年以内 併　用　５年以内	３年以内　年 2.5% ３年超５年以内　年 2.6% ５年超７年以内　年 2.7%

（※１）一般融資の融資限度額は、第３条第１項及び第３条第２項の合算で、設備資金　5,000 万円、運転資金　3,000 万円、併用 5,000 万円とする。

（※２）信用組合が組合員のためにする融資に係るものに限る。

（償還方法）

第６条　融資金の償還は、元金均等割賦償還とする。この場合において、１年以内の据置期間を置くことができる。

（保証人）

第７条　第３条第１項に該当する者である場合においては、取扱金融機関は、原則として法人の代表者以外の保証人を徴求しないこととする。

２　経営者保証非提供制度利用者である場合においては、取扱金融機関は保証人を徴求しないこととする。

（その他の条件）

第８条　融資に当たっては、経営者保証非提供制度利用者である場合は、保証協会の保証（事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証）を付するものとする。

２　この要項に定めるもののほか、融資に関する条件は、取扱金融機関又は保証協会が定めるところによる。

（申込手続等）

第９条　融資を受けようとする者（以下「融資申込者」という。）は、茨城県経営合理化融資認定申請書（様式第１号）に別に定める書類を添えて、融資申込者の事業所の所在地を管轄する商工会若しくは商工会議所又は茨城県中小企業団体中央会（以下「商工会等」という。）に提出するものとする。ただし、信用組合が別に定める基準により組合員のためにする融資については、金融機関所定の融資申込書により直接金融機関に提出することができる。

２　商工会等は、前項の申請書の提出を受けた場合において、融資条件等に該当すると認めたときは、融資申込者に茨城県経営合理化融資認定書（様式第２号）を交付するものとする。

３　融資申込者は、前項の認定書の交付を受けたときは、当該認定書に第１項により商工会等に提出した申請書及び添付書類の写しを添えて、取扱金融機関に対して、取扱金融機関所定の様式により融資を申し込むものとする。

４　取扱金融機関は、前項の規定により融資の申込みを受けた場合は、速やかに審査を行い、融資を行うことが適当であると認めたときは、融資申込者と金銭消費貸借契約を締結し、融資を行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、第２項で認定された融資条件等の範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等を変更することができる。

５　取扱金融機関は、前項の規定により融資を行う場合において、融資の条件として保証協会の保証が必要なときは、あらかじめ保証協会に対して、保証協会所定の様式に第３項の申込みに係る書類の写しを添えて保証を依頼するものとする。

６　第４項の規定は、前項の規定による保証の依頼を受けた保証協会について、準用するものとする。

（企業診断）

第10条　知事は、この要項に基づく事業の円滑な推進のため、企業診断を実施することができる。

（要項の遵守）

第11条　商工会等は、融資を受けた者（以下「利用者」という。）について、申込関係書類の不実記載、

資金の目的外使用等この要項に違反する事実があると認めたときは、その旨を取扱金融機関に通知するものとする。

２　取扱金融機関は、前項の規定による通知があった場合においては、既に融資した資金の全部若しくは一部を償還させ、又は融資を行わないものとする。

（調査及び指導）

第12条　知事は、融資金の使途を確認するため特に必要があると認めたときは、商工会等及び利用者に対して、融資の対象となった事業に関する帳簿その他の書類を調査し、経営の改善のための指導をすることができる。

（報告）

第13条　取扱金融機関は、融資を実施したときは、速やかに、別に定める茨城県制度融資実行報告書により商工会等に報告するとともに、毎月10日までに別に定める茨城県預託制度融資状況報告書により、前月分の融資実績を知事に報告するものとする。

２　保証協会は、取扱金融機関から第８条第５項による保証依頼を受けその審査を行ったときは、速やかに、保証協会所定の様式により、商工会等に報告するものとする。

付　則

この要項は、平成17年４月１日から施行する。

付　則

１　この要項は、平成 19 年４月１日から施行する。

２　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県中小企業経営合理化融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

１　この要項は、平成 21 年４月１日から施行する。

２　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県中小企業経営合理化融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

１　この要項は、平成 22 年 12 月 10 日から施行する。

２　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県中小企業経営合理化融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

１　この要項は、平成 25 年４月１日から施行する。

２　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県中小企業経営合理化融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、平成28年４月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県中小企業経営合理化融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、平成29年４月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県中小企業経営合理化融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和６年４月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に認定申請のあった融資について適用し、同日前までに認定申請のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和７年４月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、令和７年５月１日以降に保証申込受付のあった融資について適用し、同日の前日までに保証申込のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和８年４月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に保証申込受付のあった融資について適用し、同日の前日までに保証申込のあったものについては、なお従前の例による。

茨城県経営合理化融資制度要項取扱基準

茨城県経営合理化融資制度要項の取扱基準は次のとおりとする。

1　第９条第１項に規定する信用組合が組合員のためにする融資の融資条件は、次のとおりとする。

融資限度額　　１組合員　500万円

融 資 期 間　　設備資金　３年以内

運転資金　１年以内

様式第１号（第９条第１項）

茨城県経営合理化融資認定申請書

年　　月　　日

（認定機関の長）　　殿

個人名・法人名
代　　表　　者　　印
現　　住　　所
県内事業所の所在地
連絡先電話

下記により融資を受けたいので、融資条件等の認定を申請します。

記

１　業　　種　　（主たる事業内容）
２　資本金
３　従業員（パートを除く）　　人
４　営業開始　　年　　月から
５　県内事業所における営業　　年　　月から
６　融資の申込内容
(1) 第３条第２項（経営者保証非提供制度利用者）該当の有無（※該当する番号に〇印を記入）
①該当　　②非該当
(2) 申請金額　　千円（内訳）設備　　千円・運転　　千円
(3) 融資期間　設備　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
運転　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
(4) 融資利率　年　　パーセント（保証無　年　　パーセント）
(5) 返済方法　元金均等割賦
(6) 資金使途　（具体的に）
(7) 融資を受ける時期　　年　　月
(8) 融資希望金融機関　　銀行・信用金庫・信用組合　本・　　支店

添付書類
１　許認可等の必要な業種にあっては、許可証等の写し
２　県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）
３　見積書又は契約書の写し
４　保証協会所定の「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書の写し（経営者保証非提供枠利用者に該当する場合）

様式第２号（第９条第２項）

茨城県経営合理化融資認定書

記号第　　号
年　　月　　日

（申　請　者）　　殿

（認定機関の長）　印

年　　月　　日付けで申請のあった茨城県経営合理化融資について、融資条件等に該当することを認めます。

記

１　第３条第２項（経営者保証非提供制度利用者）該当の有無（※該当する番号に○印を記入）
　①該当　　②非該当
２　申請金額　　千円　（内訳）設備　　千円・運転　　千円
３　融資期間　　設備　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
　　運転　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
４　融資利率　　年　　パーセント（保証無　年　　パーセント）
５　返済方法　　元金均等割賦
６　資金使途

（注）　１　この認定書にかかわらず、取扱金融機関の審査の結果、融資を受けることが適当でないと認められるときは、融資を受けられないことがあります。
　２　取扱金融機関により融資を受けることができる場合であっても、この認定書に記載された融資条件等の範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等が変更されることがあります。
　　また、この認定書に記載された融資条件等以外の融資条件等については、すべて取扱金融機関または保証協会所定の条件によることとなります。
　３　この認定書の有効期間は、概ね１か月です。

３　茨城県イノベーション投資促進融資制度要項

（目的）

第１条　この要項は、県内において事業を営む中小企業者が経営の安定・合理化又は省力化・生産性向上等に必要な設備投資を支援するための融資を行うことにより、中小企業の資金調達の円滑化に寄与することを目的とする。

（資金措置）

第２条　知事は、前条の目的を達成するため、毎年度予算の範囲内で融資に必要な資金を、知事が指定する金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に預託する。

２　取扱金融機関は、前項の規定により預託された資金の3.0倍以上の額を自己の責任において融資するものとする。

（融資対象）

第３条　前条第２項の融資（以下「融資」という。）を受けることができる者は、申込時点において県内に事業所を有し、同一事業（茨城県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証対象業種に限る。）を引き続き１年以上営んでいる中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第２条第１項に規定する中小企業者で、経営の安定・合理化や省力化・生産性向上等を図るために、工場、店舗等に要する資金を必要としているものとする。

（資金使途）

第４条　融資を受けた資金（以下「融資金」という。）の使途は、経営の安定・合理化や省力化・生産性向上等に必要な設備資金とする。

（融資の種類及び融資条件）

第５条　融資金の種類は設備資金とし、融資限度額、融資期間及び融資利率は、次の表に掲げるとおりとする。

融資限度額	融資期間	融資利率	
１億円	15年以内	３年以内	年1.7%
		３年超５年以内	年1.8%
		５年超７年以内	年1.9%
		７年超10年以内	年2.0%
		10年超13年以内	年2.1%
		13年超15年以内	年2.2%

（償還方法）

第６条　融資金の償還は、元金均等割賦償還とする。この場合において、３年以内の据置期間を置くことができる。

（保証人）

第７条　原則として、法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととする。

（その他の条件）

第８条　融資に当たっては、保証協会の保証を付するものとする。

２　この要項に定めるもののほか、融資に関する条件は、取扱金融機関又は保証協会が定めるところによる。

（申込手続等）

第９条　融資を受けようとする者（以下「融資申込者」という。）は、茨城県イノベーション投資促進融資認定申請書（様式第１号）に別に定める書類を添えて、融資申込者の事業所の所在地を管轄する商工会若しくは商工会議所又は茨城県中小企業団体中央会（以下「商工会等」という。）に提出するものとする。

２　商工会等は、前項の申請書の提出を受けた場合において、融資条件等に該当すると認めたときは、融資申込者に茨城県イノベーション投資促進融資認定書（様式第２号）を交付するものとする。

３　融資申込者は、前項の認定書の交付を受けたときは、当該認定書に第１項により商工会等に提出した申請書及び添付書類の写しを添えて、取扱金融機関に対して、取扱金融機関所定の様式により融資を申し込むものとする。

４　取扱金融機関は、前項の規定により融資の申込みを受けた場合は、速やかに審査を行い、融資を行うことが適当であると認めたときは、融資申込者と金銭消費貸借契約を締結し、融資を行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、第２項で認定された融資条件等の範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等を変更することができる。

５　取扱金融機関は、前項の規定により融資を行う場合において、あらかじめ保証協会に対して、保証協会所定の様式に第３項の申込みに係る書類の写しを添えて保証を依頼するものとする。

６　第４項の規定は、前項の規定による保証の依頼を受けた保証協会について、準用するものとする。

（企業診断）

第10条　知事は、この要項に基づく事業の円滑な推進のため、企業診断を実施することができる。

（要項の遵守）

第11条　商工会等は、融資を受けた者（以下「利用者」という。）について、申込関係書類の不実記載、資金の目的外使用等この要項に違反する事実があると認めたときは、その旨を取扱金融機関に通知するものとする。

２　取扱金融機関は、前項の規定による通知があった場合においては、既に融資した資金の全部若しくは一部を償還させ、又は融資を行わないものとする。

（調査及び指導）

第12条　知事は、融資金の使途を確認するため特に必要があると認めたときは、商工会等及び利用者に

対して、融資の対象となった事業に関する帳簿その他の書類を調査し、経営の改善のための指導をすることができる。

（報告）

第13条　取扱金融機関は、融資を実施したときは、速やかに、別に定める茨城県制度融資実行報告書により商工会等に報告するとともに、毎月10日までに別に定める茨城県預託制度融資状況報告書により、前月分の融資実績を知事に報告するものとする。

２　保証協会は、取扱金融機関から第９条第５項による保証依頼を受けその審査を行ったときは、速やかに、保証協会所定の様式により、商工会等に報告するものとする。

付　則

この要項は、平成27年４月１日から施行する。

付　則

１　この要項は、平成29年４月１日から施行する。

２　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県設備投資支援融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

１　この要項は、令和６年４月１日から施行する。

２　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県設備投資支援融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

１　この要項は、令和７年４月１日から施行する。

２　改正後のこの要項の規定は、令和７年５月１日以降に保証申込受付のあった融資について適用し、同日の前日までに保証申込のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

１　この要項は、令和７年10月１日から施行する。

２　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県設備投資支援融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

１　この要項は、令和８年４月１日から施行する。

２　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に保証申込受付のあった融資について適用し、同日の前日までに保証申込のあったものについては、なお従前の例による。

様式第１号（第９条第１項）

茨城県イノベーション投資促進融資認定申請書

年　　月　　日

（認定機関の長）　　殿

個人名・法人名
代　　表　　者　　印
現　　住　　所
県内事業所の所在地
連　絡　先　電　話

下記により融資を受けたいので，融資条件等の認定を申請します。

記

１　業　　種　　（主たる事業内容）
２　資 本 金
３　従 業 員（パートを除く）　　人
４　営業開始　　年　　月から
５　県内事業所における営業　　年　　月から
６　融資の申込内容
(1) 申請金額　　千円
(2) 融資期間　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
(3) 融資利率　年　　パーセント
(4) 返済方法　元金均等割賦
(5) 資金使途　（具体的に）
(6) 融資を受ける時期　　年　　月
(7) 融資希望金融機関　　銀行・信用金庫・信用組合　本・　　支店

添付書類

１　許認可等の必要な業種にあっては，許可証等の写し
２　県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）
３　見積書又は契約書の写し

様式第２号（第９条第２項）

茨城県イノベーション投資促進融資認定書

記号第　　号
年　　月　　日

（申　請　者）　　殿

（認定機関の長）　印

年　　月　　日付けで申請のあった茨城県イノベーション投資促進融資について，融資条件等に該当することを認めます。

記

１ 申 請 金 額　　千円
２ 融 資 期 間　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
３ 融 資 利 率　年　　パーセント
４ 返 済 方 法　元金均等割賦
５ 資 金 使 途

（注）　１　この認定書にかかわらず，取扱金融機関の審査の結果，融資を受けることが適当でないと認められるときは，融資を受けられないことがあります。

２　取扱金融機関により融資を受けることができる場合であっても，この認定書に記載された融資条件等の範囲内で，融資金額，融資期間等の融資条件等が変更されることがあります。

また，この認定書に記載された融資条件等以外の融資条件等については，すべて取扱金融機関または保証協会所定の条件によることとなります。

３　この認定書の有効期間は，概ね１か月です。

４　茨城県創業支援融資制度要項

（目的）

第１条　この要項は、県内において新たに事業を開始する者や創業後間もない中小企業者等に対し、必要な資金を融資することにより、県内における創業を促進することを目的とする。

（資金措置）

第２条　知事は、前条の目的を達成するため、毎年度、予算の範囲内で、融資に必要な資金を知事が指定する金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に預託する。

２　取扱金融機関は、前項の規定により預託された資金の2.5倍以上の額の融資（以下「融資」という。）を、自己の責任において行うものとする。

（融資対象者）

第３条　融資を受けることができる者は、次の表の左欄に掲げる融資対象区分ごとに、同表の右欄に掲げる融資対象の要件のいずれかに該当する者とする。

融資対象区分	融資対象の要件
創業支援１号	１　県内に住所又は居所を有し、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第２条第29項第１号、第３号及び第５号に掲げる創業者で、次のいずれかに該当する者 (1) 事業を営んでいない個人が、１月以内(※１)に新たに事業を開始する具体的計画を有する者 (2) 事業を営んでいない個人が、２月以内(※１)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者 (3) 中小企業である会社が新たに中小企業である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者 (※１)法第２条第29項第１号の認定特定創業支援等事業に該当する場合は、６月以内
	２　県内に事業所を有し、法第２条第29項第２号、第４号及び第６号に掲げる創業者で、次のいずれかに該当する者 (1) 事業を営んでいない個人が、事業を開始した日以後５年を経過していない者 (2) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後５年を経過していない者 (3) 会社が新たに会社を設立した会社であって、その設立の日以後５年を経過していない者
	３　前項第１号に掲げる創業者が新たに会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該創業者が事業を開始した日から起算して５年を経過していない者

創業支援 ２号	１　県内に住所又は居所を有し、法第２条第29項第３号及び第５号に掲げる創業者で、次のいずれかに該当する者（創業資金総額の1/10以上の自己資金を有するものとする。） (1) 事業を営んでいない個人が、２月以内(※２)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者 (2) 中小企業である会社が新たに中小企業である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者 (※２)法第２条第29項第１号の認定特定創業支援等事業に該当する場合は、６月以内
	２　県内に事業所を有し、法第２条第29項第４号及び第６号に掲げる創業者で、次のいずれかに該当する者（茨城県信用保証協会（以下「保証協会」という。）への保証申込受付時点において税務申告１期未終了の場合は、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有するものとする。） (1) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後５年を経過していない者 (2) 会社が新たに会社を設立した会社であって、その設立の日以後５年を経過していない者
	３　県内に事業所を有し、法第２条第29項第２号に掲げる創業者（事業を営んでいない個人が、事業を開始した日以降５年を経過していない者をいう。）が新たに会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該創業者が事業を開始した日から起算して５年を経過していない者（保証協会への申込受付時点において税務申告１期未終了の場合は、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有するものとする。）

（資金使途）

第４条　融資を受けた資金（以下「融資金」という。）の使途は、事業を開始するため又は創業後事業の発展のために必要な資金とする。

（融資条件）

第５条　融資金の種類は、設備資金及び運転資金とし、融資限度額、融資期間及び融資利率は、次の表に掲げるとおりとする。

融資限度額（※）	融資期間	融資利率
設備資金　3,500万円 運転資金　3,500万円 併用　3,500万円 ※創業支援融資及び女性・若者・障害者創業支援融資の融資限度額は、両制度の合算で3,500万円とする。	設備資金 10年以内（うち据置期間２年以内） 運転資金 ７年以内（うち据置期間１年以内） 併用 ７年以内（うち据置期間１年以内）	３年以内　年1.5% ３年超５年以内　年1.6% ５年超７年以内　年1.7% ７年超10年以内　年1.8%

（償還方法）

第６条　融資金の償還は、元金均等割賦償還とする。

（保証人）

第７条　第３条の表に掲げる融資対象区分のうち、創業支援１号に該当する者である場合においては、取扱金融機関は、原則として法人の代表者以外の保証人を徴求しないこととする。

２　第３条の表に掲げる融資対象区分のうち、創業支援２号に該当する者である場合においては、取扱金融機関は、保証人を徴求しないこととする。

（その他の条件）

第８条　取扱金融機関は、融資に当たっては、保証協会の保証（第３条の表に掲げる融資対象区分のうち､創業支援２号に該当する者である場合はスタートアップ創出促進保証）を付するものとする。

２　この要項に定めるもののほか、融資に関する条件は、取扱金融機関又は保証協会が定めるところによる。

（申込手続等）

第９条　融資を受けようとする者（以下「融資申込者」という。）は、次の表の左欄に掲げる融資対象区分ごとに、同表の右欄に掲げる申請書に別に定める書類を添えて、融資申込者の事業所の所在地を管轄する商工会若しくは商工会議所又は茨城県中小企業団体中央会（以下「商工会等」という。）に提出するものとする。

融資対象区分	申請書
創業支援１号	茨城県創業支援融資認定申請書（創業支援１号）（様式第１号の１）
創業支援２号	茨城県創業支援融資認定申請書（創業支援２号）（様式第１号の２）

２　商工会等は、前項の申請書の提出を受けた場合において、融資申込者が創業計画段階にあるときは、茨城県創業支援融資の申請について（様式第２号）に前項の申請書及び添付書類の写しを添えて、保証協会及び取扱金融機関に送付するものとする。

３　保証協会は、前項の書類の送付を受けたときは、取扱金融機関と協議のうえ、保証協会所定の様式により商工会等に結果を通知するものとする。

４　商工会等は、前項の規定による内諾を受けたうえで、融資条件等に該当すると認めたときは、融資申込者に茨城県創業支援融資認定書（様式第３号）を交付するものとする。

５　商工会等は、第１項の申請書の提出を受けた場合において、融資申込者が創業後であるときは、第２項の手続を経ることなく認定事務を行うものとし、融資条件等に該当すると認めたときは、融資申込者に茨城県創業支援融資認定書（様式第３号）を交付するものとする。

６　融資申込者は、第４項又は前項の認定書の交付を受けたときは、当該認定書に第１項により商工会等に提出した申請書及び添付書類の写しを添えて、取扱金融機関に対して、取扱金融機関所定の様式により融資を申し込むものとする。

７　取扱金融機関は、前項の規定により融資の申込みを受けた場合は、速やかに審査を行い、融資を行うことが適当であると認めたときは、融資申込者と金銭消費貸借契約を締結し、融資を行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、第４項又は第５項で認定された融資条件等の範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等を変更することができる。

８　取扱金融機関は、前項の規定により融資を行う場合において、あらかじめ保証協会に対して、保証協会所定の様式に第６項の申込みに係る書類の写しを添えて保証を依頼するものとする。

９　第７項の規定は、前項の規定による保証の依頼を受けた保証協会について、準用するものとする。

（企業診断）

第 10 条　知事は、この要項に基づく事業の円滑な推進のため、企業診断を実施することができる。

（要項違反による償還等）

第 11 条　商工会等は、融資を受けた者（以下「利用者」という。）について、申込関係書類の不実記載、資金の目的外使用等この要項に違反する事実を発見したときは、その旨を取扱金融機関に通知するものとする。

２　取扱金融機関は、申込関係書類の不実記載、資金の目的外使用等この要項に違反する事実があると認めたときは、既に融資した資金の全部若しくは一部を償還させ、又は融資を行わないものとする。

（調査及び指導）

第 12 条　知事は、融資金の使途を確認するため特に必要があると認めたときは、商工会等及び利用者に対して、融資の対象となった事業に関する帳簿その他の書類を調査し、経営の改善のための指導をすることができる。

（損失補償）

第 13 条　知事は、この要項に基づき保証協会が保証した債務について、代位弁済が生じた場合には、別途保証協会と締結する損失補償契約に定めるところにより、保証協会に損失補償を行うものとする。

（報告）

第 14 条　取扱金融機関は、融資を行ったときは、速やかに、別に定める茨城県制度融資実行報告書により商工会等に報告するとともに、毎月 10 日までに別に定める茨城県預託制度融資状況報告書により、前月分の融資実績を知事に報告するものとする。

２　保証協会は、第７条第８項による保証依頼を受けその審査を行ったときは、速やかに、保証協会所定の様式により、商工会等に報告するものとする。

（その他）

第15条　この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付　則

この要項は、平成29年４月１日から施行する。

付　則

１　この要項は、平成30年４月１日から施行する。

２　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県創業支援融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

１　この要項は、平成31年４月１日から施行する。

２　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県創業支援融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

１　この要項は、令和３年４月１日から施行する。

２　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に認定申請のあった融資について適用し、同日の前日までに認定申請のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

１　この要項は、令和３年８月20日から施行する。

２　改正後のこの要項の規定は、令和３年８月２日以降に保証申込のあった融資について適用し、同日の前日までに保証申込のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

１　この要項は、令和５年４月１日から施行する。

２　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に認定申請のあった融資について適用し、同日の前日までに認定申請のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

１　この要項は、令和７年４月１日から施行する。

２　改正後のこの要項の規定は、令和７年５月１日以降に保証申込受付のあった融資について適用し、同日の前日までに保証申込のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

１　この要項は、令和８年４月１日から施行する。

２　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に認定申請のあった融資について適用し、同日の前日ま

でに認定申請のあったものについては、なお従前の例による。

ただし、第５条の融資利率の改正規定は、施行の日以降に保証申込受付のあった融資について適用し、同日の前日までに保証申込のあったものについては、なお従前の例による。

茨城県創業支援融資制度要項取扱基準

1　事業開始の起算日

(1) 第３条の表中、創業支援１号における融資対象者の要件欄（以下「創業支援１号要件欄」という。）第１項第１号及び第２号並びに創業支援２号における融資対象者の要件欄（以下「創業支援２号要件欄」という。）第１項第１号に規定する「１月以内」及び「２月以内」の起算日は、本融資に基づく貸付実行がなされた日を基準とする。

(2) 同表中、創業支援１号要件欄第２項第１号に規定する「事業を開始した日以後５年」並びに創業支援１号要件欄及び創業支援２号要件欄第３項に規定する「事業を開始した日から起算して５年」の起算日は事業の開始が確認可能な日とする。

(3) 同表中、創業支援１号要件欄第２項第２号及び第３号並びに創業支援２号要件欄第２項第１号及び第２号に規定する「設立の日以後５年」の起算日は登記簿上の会社設立登記年月日を基準とする。

2　自己資金

第３条の表中、創業支援２号要件欄各項に規定する「創業資金総額の 1/10 以上の自己資金」は、保証協会所定の創業計画書（創業支援２号用）により確認する。

3　対象資金

新会社設立のための資本金（株式取得資金）は対象としない。

4　許認可

創業により開始しようとする事業を行う上で必要な許認可・資格等は、申込人名義で原則として取得していること又は取得が確実である見通しがあることとする。

5　添付書類

様式第１号添付書類の表中に掲げる自己資金を確認できる書類は下記のとおりとする。

(1) 普通預金にあっては、預金通帳（照合表）等預金残高推移がわかるもの

(2) 定期預金にあっては、預入日、満期日が表示された証書及び預金残高推移がわかるもの

(3) 有価証券にあっては、取引通知書、計算書、投資報告書等所有権の帰属が確認できるもの

(4) 敷金及び入居保証金にあっては、賃貸契約書、預り証等差入金額が確認できるもの

(5) 申込前に導入した当該事業用設備（不動産を除く。）にあっては、領収書等当該事業用設備導入のために支出した金額の確認ができるもの

(6) 資本金又は出資金にあっては、株式払込金保管証明書又は出資払込金保管証明書

(7) 上記(1)から(6)に掲げる自己資金以外の自己資金については、当該金額が確認できる客観的証明書類

(8) 借入金については、返済予定表又は借入金残高のわかるもの、借入の始期及び終期がわかるもの

6　留意事項

次の事由に該当する場合は、本融資の対象としない。

(1) 創業計画書等の提出書類に虚偽の内容を含む場合

(2) 創業により開始しようとする事業に関する人材、知識・経験、技術、ノウハウ等事業継続に必要な経営資源を有しない場合

(3) 破産、民事再生、会社更生、会社整理等法的整理の手続中の場合（申立中の場合を含む。）又は私的整理手続中の場合であって事業継続の見通しが立たない場合

(4) 手形、小切手について不渡がある場合及び取引停止処分を受けている場合

(5) 信用保証協会に対し求償権債務が残っている者及び代位弁済が見込まれる者

(6) 粉飾決算や融通手形操作を行っている場合

(7) 多額の借入金があり、返済に支障を来すおそれがある場合

(8) 借入金、公共料金又は賃借料等の支払を滞納している場合

(9) 税金を滞納している場合

(10) 法人の商号、本社、業種又は代表者が頻繁に変更している場合

(11) 暴力的不法行為者が申し込む場合又は申込みに際し、いわゆる金融斡旋屋等の第三者が介在する場合

様式第１号の１（第９条第１項）

茨城県創業支援融資認定申請書（創業支援１号）

年　　月　　日

（認定機関の長）　　殿

（フリガナ）
個人名・法人名　　印
（フリガナ）
代　　表　　者
現　　住　　所
県内事業所の所在地
連絡先電話

下記により融資を受けたいので、融資条件等の認定を申請します。

記

１　融資対象（※該当する番号に○印を記入）

・創業計画段階　：　①個人創業　②会社設立　③分社化

・創業後１年未満：　④個人創業　⑤会社設立　⑥分社化

・創業後１年以上５年未満：　⑦個人創業　⑧会社設立　⑨分社化

・産業競争力強化法第 128 条第２項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第２条第 31 項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けた者の該当の有無

（　①有　②無　）

※個人創業は「事業を営んでいない個人による創業である」こと、会社設立は「事業を営んでいない個人により設立される会社である」こと又は「事業を営んでいない個人が創業後に設立し、事業を承継させた会社（創業した個人が事業を開始した日から起算して５年を経過していないものに限る。）である」ことを要します。

２　業　　種　　（主たる事業内容）

３　資 本 金

４　従 業 員（パートを除く）　　人

５　事業開始日　　年　　月　　日から

※事業開始日は、会社の場合は登記簿上の会社設立登記年月日、個人の場合は客観的に事業に着手したことを証する書類により確認できる日と同じであることを確認してください。

６　県内事業所における事業開始日　　年　　月　　日から

７　融資の申込内容

(1) 申請金額　　千円（内訳）設備　　千円・運転　　千円

(2) 融資期間　設備　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）

運転　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）

(3) 融資利率　年　　パーセント（保証無　年　　パーセント）

(4) 返済方法　元金均等割賦

(5) 融資を受ける時期　　年　　月

(6) 融資希望金融機関　　銀行・信用金庫・信用組合　本・　　支店

(7) 資金使途（具体的に）

添付書類

Ⅰ融資対象：創業計画段階の場合（ ①個人創業 ②会社設立 ③分社化）

		創業計画段階	
		①個人創業 ②会社設立	③分社化
1	申込人の居住要件を確認できる書類（印鑑証明書又は住民票の写し）	○	－
2	商業登記簿謄本および定款の写し	－	○
3	法人代表者の印鑑証明書又は住民票の写し	－	○
4	許認可等必要な業種にあっては、許認可証等の写し	○	○
5	住民税の納税証明書	○	－
6	県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）	－	○
7	保証協会所定の創業計画書（創業支援１号用）	○	○
8	自己資金を確認できる書類	○	○
9	設備資金にあっては、見積書又は契約書の写し	○	○
10	決算期が到来している場合は確定申告書の写し	－	○

Ⅱ融資対象：創業後１年未満の場合（ ④個人創業 ⑤会社設立 ⑥分社化）

		創業後１年未満		
		④個人創業	⑤会社設立	⑥分社化
1	申込人の居住要件を確認できる書類（印鑑証明書又は住民票の写し）	○	－	－
2	商業登記簿謄本および定款の写し	－	○	○
3	法人代表者の印鑑証明書又は住民票の写し	－	○	○
4	客観的に事業に着手したことを証する書類（※１）	○	－	－
5	許認可等必要な業種にあっては、許認可証等の写し	○	○	○
6	県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）	○	○	○
7	保証協会所定の創業計画書（創業支援１号用）	○	○	○
8	自己資金を確認できる書類	○	○	○
9	設備資金にあっては、見積書又は契約書の写し	○	○	○
10	決算期が到来している場合は確定申告書の写し	○	○	○
11	個人創業後に設立し、事業を承継させた会社にあっては、創業時に税務署に提出した開業届の写し	－	○	－

Ⅲ融資対象：創業後１年以上５年未満の場合（⑦個人創業 ⑧会社設立 ⑨分社化）

		創業後１年以上５年未満		
		⑦個人創業	⑧会社設立	⑨分社化
1	申込人の居住要件を確認できる書類（印鑑証明書又は住民票の写し）	○	－	－
2	商業登記簿謄本および定款の写し	－	○	○
3	法人代表者の印鑑証明書又は住民票の写し	－	○	○
4	客観的に事業に着手したことを証する書類（※１）	○	－	－
5	許認可等必要な業種にあっては、許認可証等の写し	○	○	○
6	県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）	○	○	○
7	設備資金にあっては、見積書又は契約書の写し	○	○	○
8	個人創業後に設立し、事業を承継させた会社にあっては、創業時に税務署に提出した開業届の写し	－	○	－

（※１）客観的に事業に着手したことを証する書類

・税務署に提出した開業届（開業予定日のみ記載されたものを除く）
・事業用建物の建築確認書、建築請負契約書
・売買契約書又は賃貸借契約書、商品売買契約書、商品発注書
・建物等設備に係る許可証（許可等を受ける上で当該設備の完備が必要不可欠な場合に限る）
など

Ⅳ　Ⅰ～Ⅲ共通

	該当項目	添付書類
1	産業競争力強化法第128条第２項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第２条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたものに該当する場合	産業競争力強化法第128条第２項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第２条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことに関する証明申請書（市町村長の証明印が押印されたもの）の写し

※　創業支援融資の認定申請に係る情報は、茨城県創業支援融資制度要項第９条第２項又は第８項の規定により、茨城県信用保証協会及び取扱金融機関に提供されます。

添付様式

創　業　計　画　書

年　　月　　日

茨城県信用保証協会　　御中

下記のとおり創業計画書を提出します。

申込人：住所

氏名

開業形態	個人・法人	商号			(法人設立予定の場合) 資本金　　千円
事業所開設住所				電話　(　　)　　番	
開設予定年月日	年　　月　　日			事業開始届の有無	有・無
業種		取扱品		仕入先	
従業員数	名				
許可等 [許可等取得が必要な場合]	(種類)	(許可、免許、登録、認証の別を記入)	(根拠法)	[取得すべき許可等の根拠法を記入((例)食品衛生法)]	
産業競争力強化法	第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたものの該当の有無　有・無				
事業協力者の住所・氏名・勤務先					

1　創業準備の着手状況（下記の該当事項に○印を付けて下さい。）

ア　設備機械器具等発注済である。

イ　土地・店舗を買収するための頭金等支払済みである。

ウ　土地・店舗を買収するための権利金・敷金支払い済みである。

エ　商品・原材料の仕入を行っている。

オ　事業に必要な許認可を受けている。

カ　事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期）を具体的に記入してください）。

（　　）

キ　その他（具体的に記入して下さい。　　）

2　当初運転資金計画

名称	金額	積算内訳
商品・材料等の仕入れ資金	千円	
人件費等		
その他の資金		
計	A　　千円	

3　設備計画

区分	土地・建物	面積	取得方法　自己・新築　買収・賃貸	取得に要する資金	契約年月日	取得(完成)年月日
事業用不動産	土地	m²		千円		
	建物					
	計	B（取得に要する資金）　　千円				

区分	名称	型式・能力	数量	単価	金額	発注元	設置(完成)年月日
什器備品等 機械器具					千円		
	計	C　(金額)　　千円					

4　当初必要資金計画

Ａ＋Ｂ＋Ｃ＝Ｄ　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿千円

5　資金調達計画

	預金			預金以外	
	預け先（金融機関本支店名等）	預金種別	金額	種類	金額
自己資金 事業に充てるための			千円	有価証券	千円
				その他（具体的に） （　　）	
	自己資金合計		千円	※通帳の写し、残高証明等を添付して下さい。	

	借入先	年利	借入額	毎月返済額	借入期間
借入金等	今回の借入額	%	千円	千円	・　～　・
					・　～　・
					・　～　・
					・　～　・
	借入金等合計		千円	調達資金合計	Ｄ　千円

6　収支計画（創業後１年分）

支出		収入	
仕入高	千円	売上高	
外注工費		工賃収入	
人件費		雑収入	
その他費用			
利益			
計		計	

7　販売・仕入先

主な販売先・受注先	販売・受注予定額	回収方法	主な仕入先・外注先	仕入・外注予定額	支払方法
	年　千円			年　千円	

8　借入金等状況（※）

借 入 先	資 金 使 途	借入残高	残　　存 返済期間	年　間 返済額
		千円	ヶ月	千円

（※）現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください（経営者本人が負担している保証債務も含みます）。

9　補足説明

創業動機 ・ 経緯、創業する直前の職業、事前に必要な知識 ・ 技術 ・ ノウハウの習得等、 市場等の動向、法人設立の場合の出資者及び出資額、その他補足説明したいことを記入して下さい。

創　業　計　画　書

令和　年XX月XX日

茨城県信用保証協会　　御中

下記のとおり創業計画書を提出します。

申込人：住所　水戸市桜川△丁目〇〇-××

氏名　●●　●●

開業形態	個人・法人	商号	ビストロ〇〇〇		（法人設立予定の場合）資本金　千円
事業所開設住所	水戸市千波町××-××			電話　090　（〇〇〇〇）　××××　番	
開設予定年月日	令和７年YY月YY日			事業開始届の有無　有・無	
業種	飲食店	取扱品	フレンチレストラン	仕入先	△△△市場
従業員数	１名				××酒店
許可等〔許可等取得が必要な場合〕	（種類）飲食店営業許可（許可、免許、登録、認証の別を記入）			（根拠法）食品衛生法〔取得すべき許可等の根拠法を記入（（例）食品衛生法）〕	
産業競争力強化法	第２条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたものの該当の有無　有・無				
事業協力者の住所・氏名・勤務先	水戸市泉町△丁目△△-△△　㈱□□□				
	◎◎　◎◎				

１．創業準備の着手状況（下記の該当事項に〇印を付けて下さい。）

全ての該当事項に〇印を付けて下さい。

（ア）設備機械器具等発注済である。

イ　土地・店舗を買収するための頭金等支払済みである。

ウ　土地・店舗を買収するための権利金・敷金支払い済みである。

エ　商品・原材料の仕入を行っている。

オ　事業に必要な許認可を受けている。

『カ』に該当する場合は、許認可取得見込みまで必ずご記載下さい。

（カ）事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期）を具体的に記入してください）。

（保健所に相談済み。工事完成後に保健所の検査を受け、R7.ZZ下旬ごろ許可取得見込み。　）

（キ）その他（テナント賃貸借契約済み　）

２．当初運転資金計画

名称	金額	積算内訳
商品・材料等の仕入れ資金	２，０００千円	食材、ワイン等
人件費等	８００千円	ホールスタッフを１名雇用
その他の資金	７００千円	賃貸契約費（敷金・入居保証金除く）、宣伝費等
計	**A　３，５００千円**	

３．設備計画

区分	土地・建物	面積	取得方法（自己・新築／買収・賃貸）	取得に要する資金	契約年月日	取得（完成）年　月　日
事業用不動産	土地	㎡		千円		
	建物	××㎡	賃貸	８００千円	令和７年XX下旬	
	計	**B**（取得に要する資金）　８００　千円				

区分	名称	型式・能力	数量	単価	金額	発注元	設置（完成）年　月　日
什器備品・機械器具等	テナント改装工事 厨房機器購入 テーブル等の設備		1 一式 6		6,500千円 2,500千円 1,200千円	××工務店 ㈱●●● △△商事	令和７年 YY月中旬頃
	計	**C**（金額）　１０，２００　千円					

4．当初必要資金計画

A＋B＋C＝D　　１４，５００　　千円

5．資金調達計画

事業に充てるための自己資金	預金			預金以外	
	預け先（金融機関本支店名等）	預金種別	金額	種類	金額
	××銀行　□□支店	定期	1,500千円	有価証券	千円
	△△信用金庫　○○支店	普通	500千円		
	□□銀行本店（両親から援助）		1,500千円	その他（具体的に）	
				（　　）	
	自己資金合計	３，５００　千円		※通帳の写し、残高証明等を添付して下さい。	
借入金等	借入先	年利	借入額	毎月返済額	借入期間
	今回の借入額　××銀行	1.40%	9,000千円	111千円	R７・○　～　R14　・□
	〃	1.30%	2,000千円	35千円	R７・○　～　R12　・△
					・　～　・
					・　～　・
	借入金等合計	１１，０００　千円		調達資金合計	D　１４，５００　千円

本制度以外の借入も予定している場合は、併せてご記載下さい。

調達資金合計（自己資金合計＋借入金等合計）は、
4. 当初必要資金計画の合計と同額になります。

6．収支計画（創業後１年分）

支出		収入	
仕入高	１０，０００　千円	売上高	２５，０００　千円
外注工費		工賃収入	
人件費	３，０００　千円	雑収入	
家賃	２，０００　千円		
その他費用	３，５００　千円		
利益	６，５００　千円		
計	２５，０００　千円	計	２５，０００　千円

支出計と収入計は同額になります。

7．販売・仕入先

主な販売先・受注先	販売・受注予定額	回収方法	主な仕入先・外注先	仕入・外注予定額	支払方法
一般	年　25,000千円	現金	△△△市場	年5,000千円	現金
			××酒店	年3,000千円	現金
			他	年2,000千円	現金

８．借入金等状況（※）

借入先	資金使途	借入残高	残　　存 返済期間	年　間 返済額
△△△	住宅ローン	１，０００千円	２４０ヶ月	２，０００千円
×××	カーローン	２４０千円	１４ヶ月	２８０千円

住宅ローン、教育ローン等の非事業性借入についてもご記載下さい。

（※）現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください
（経営者本人が負担している保証債務も含みます）。

９．補足説明

創業動機 ・ 経緯 、 創業する直前の職業 、事前に必要な知識 ・ 技術 ・ ノウハウの習得等、 市場等の動向、法人設立の場合の出資者及び出資額、その他補足説明したいことを記入して下さい。
学生のころから飲食店を経営するのが夢で、調理専門学校卒業後、都内の飲食店で修行をしてきました。
出身地の水戸市で開業したいと思い、３年前に水戸市に戻り市内のフレンチレストランでシェフとして働き
ながら開業の準備をしてきました。勤務先のオーナーには自分の店を持ちたいという話を以前からしていた
ので、お店の経営面についても勉強をさせてもらいました。
気軽にフレンチを楽しんでもらえるようなカジュアルな雰囲気の店にし、茨城県産の野菜や果物を使った
料理を提供していきます。

自社の強み（同業他社との差別化ポイント）についてもご記載下さい。

様式第１号の２（第９条第１項）

茨城県創業支援融資認定申請書（創業支援２号）

年　　月　　日

（認定機関の長）　　殿

（フリガナ）
個人名・法人名　　印
（フリガナ）
代　　表　　者
現　　住　　所
県内事業所の所在地
連絡先電話

下記により融資を受けたいので、融資条件等の認定を申請します。

記

１　融資対象（※該当する番号に○印を記入）

・創業計画段階　：　　①会社設立　　②分社化

・創業後１年未満：　　③会社設立　　④分社化

・創業後１年以上５年未満：　⑤会社設立　　⑥分社化

・産業競争力強化法第 128 条第２項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第２条第 31 項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けた者の該当の有無

（　①有　　②無　）

※会社設立は「事業を営んでいない個人により設立される会社である」こと又は「事業を営んでいない個人が創業後に設立し、事業を承継させた会社（創業した個人が事業を開始した日から起算して５年を経過していないとみなされるものに限る。）である」ことを要します。

２　業　　種　　（主たる事業内容）

３　資 本 金

４　従 業 員（パートを除く）　　人

５　事業開始日　　年　　月　　日から

※事業開始日は、会社の場合は登記簿上の会社設立登記年月日、個人の場合は客観的に事業に着手したことを証する書類により確認できる日と同じであることを確認してください。

６　県内事業所における事業開始日　　年　　月　　日から

７　融資の申込内容

(1) 申請金額　　千円（内訳）設備　　千円・運転　　千円

(2) 融資期間　設備　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）

運転　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）

(3) 融資利率　年　　パーセント（保証無　年　　パーセント）

(4) 返済方法　元金均等割賦

(5) 融資を受ける時期　　年　　月

(6) 融資希望金融機関　　銀行・信用金庫・信用組合　本・　　支店

(7) 資金使途（具体的に）

添付書類

Ⅰ融資対象：創業計画段階の場合（ ①会社設立 ②分社化）

		創業計画段階	
		①会社設立	②分社化
1	申込人の居住要件を確認できる書類（印鑑証明書又は住民票の写し）	○	－
2	商業登記簿謄本および定款の写し	－	○
3	法人代表者の印鑑証明書又は住民票の写し	－	○
4	許認可等必要な業種にあっては、許認可証等の写し	○	○
5	住民税の納税証明書	○	－
6	県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）	－	○
7	保証協会所定の創業計画書（創業支援２号用）（※１）	○	○
8	自己資金を確認できる書類	○	○
9	設備資金にあっては、見積書又は契約書の写し	○	○
10	決算期が到来している場合は確定申告書の写し	－	○

Ⅱ融資対象：創業後１年未満の場合（ ③会社設立 ④分社化）

		創業後１年未満	
		③会社設立	④分社化
1	商業登記簿謄本および定款の写し	○	○
2	法人代表者の印鑑証明書又は住民票の写し	○	○
3	許認可等必要な業種にあっては、許認可証等の写し	○	○
4	県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）	○	○
5	保証協会所定の創業計画書（創業支援２号用）（※１）	○	○
6	自己資金を確認できる書類（※２）（※３）	○	○
7	設備資金にあっては、見積書又は契約書の写し	○	○
8	決算期が到来している場合は確定申告書の写し	○	○
9	個人創業後に設立し、事業を承継させた会社にあっては、創業時に税務署に提出した開業届の写し	○	－

Ⅲ融資対象：創業後１年以上５年未満の場合（⑤会社設立 ⑥分社化）

		創業後１年以上５年未満	
		⑤会社設立	⑥分社化
1	商業登記簿謄本および定款の写し	○	○
2	法人代表者の印鑑証明書又は住民票の写し	○	○
3	許認可等必要な業種にあっては、許認可証等の写し	○	○
4	県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）	○	○
5	保証協会所定の創業計画書（創業支援２号用）（※１）	○	○
6	自己資金を確認できる書類（※２）（※３）	○	○
7	設備資金にあっては、見積書又は契約書の写し	○	○
8	個人創業後に設立し、事業を承継させた会社にあっては、創業時に税務署に提出した開業届の写し	○	－

（※１）商工会等への認定申請時においては、創業計画書（創業支援２号用）の「確認状況記載欄」の記入は不要です。（保証協会への保証申込時には、「確認状況記載欄」に取扱金融機関による確認状況が記入されていることが必要です。）

（※２）税務申告１期以上終了している場合は添付不要です。

（※３）税務申告１期未終了で会社設立済の場合は、次のとおり、自己資金を確認できる書類または試算表等の添付が必要です。

対象者	税務申告１期未終了		
	売上高の計上がない者	売上高の計上がある者	
自己資金割合の確認要件	創業計画書３（１）による自己資金割合の確認	創業計画書３（１）による自己資金割合の確認	創業計画書３（２）による自己資金割合の確認
添付書類	自己資金を確認できる書類	自己資金を確認できる書類	試算表等

Ⅳ　Ⅰ～Ⅲ共通

	該当項目	添付書類
1	産業競争力強化法第128条第２項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第２条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたものに該当する場合	産業競争力強化法第128条第２項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第２条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことに関する証明申請書（市町村長の証明印が押印されたもの）の写し

※　創業支援融資の認定申請に係る情報は、茨城県創業支援融資制度要項第９条第２項又は第８項の規定により、茨城県信用保証協会及び取扱金融機関に提供されます。

（スタートアップ創出促進保証制度用）　　令和5年3月15日制定

創業計画書

茨城県信用保証協会 御中

令和
西暦
（どちらかに○印を付けてください）

〔申込人〕
住　　所
会 社 名
氏名または
代 表 者 名

スタートアップ創出促進保証制度の申込みにあたり、以下のとおり創業計画書を提出いたします。

【同意事項】
スタートアップ創出促進保証制度を利用するにあたり、貴協会が以下に掲げる当社※の情報を、以下に掲げる利用目的のために、経済産業省に対して提供することについて同意いたします。
また、原則として、創業者が会社を設立して3年目、5年目に、中小企業活性化協議会が実施するガバナンス体制の整備に関するチェックを受けることについて同意いたします。
※会社設立前の創業者が個人で申込む場合や、分社化を計画している親会社が申込む場合は、当該情報は情報提供の対象外のため情報提供いたしません。

1.提供する情報	中小企業者の商号、所在地、資本金、会社設立日、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額
2.提供先における利用目的	政策効果の検証

【確認状況記載欄】
本計画書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法（該当する番号にチェック）	金融機関本支店名・確認者
令和　年　月　日	時　分	□電話□2来店面談□3訪問面談□4その他（　　）	

1. 事業概要

会 社 名（予定含む）					
開業(予定)住所	電話　（　　）				
設 立 登 記(法人)	有　・　無		設立(予定)年月日	令和 西暦	
業　　種			資 本 金	〔会社設立予定を含む〕 円	
許 可 等 [許可等取得が必要な場合]	（種類）	（許可・免許・登録・認証の別を記入）	（根拠法）	[取得すべき許可等の根拠法を記入（(例)食品衛生法)]	
従業員数	名	取扱品		仕入先	
開業動機・目的					
開業に必要な知識、技術、ノウハウの習得					
〔会社設立予定を含む〕 出 資 者 ・ 出 資 額					
事業協力者の住所・氏名・勤務先					

2. 創業準備の着手状況（税務申告1期以上終了している者は記入省略可）

下記の該当事項に〇印を付けて下さい

ア　設備機械器具等発注済である。

イ　土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。

ウ　土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。

エ　商品・原材料の仕入を行っている。

オ　事業に必要な許認可を受けている。

カ　事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください。）

（　　）

キ　その他（具体的に記入して下さい　　）

3. 必要な資金及び調達の方法（税務申告1期以上終了している者は記入省略可）

次の（1）又は（2）のいずれかにチェックのうえ、自己資金割合が満たしていることをご確認ください。

税務申告1期未終了の創業者のうち、会社設立済であり売上高の計上がある者は（1）又は（2）のどちらかにチェックの上確認でも可。

☐ （1）税務申告1期未終了の創業者

必要な資金		金　額（千円未満切捨）	調達の方法		金　額（千円未満切捨）
設備資金	不動産取得費、内装工事費、敷金、入居保証金、機械設備、什器備品など（内訳）	千円	自己資金	普通預金	千円
				定期性預金	千円
				有価証券等	千円
				入居保証金等	千円
				設備充当等	千円
				その他	千円
					千円
					千円
				小計（A）	千円
			借入金等	親戚・知人等からの借入（内訳）	
					千円
運転資金	仕入資金、経費支払資金など（内訳）	千円			千円
					千円
				金融機関からの借入（内訳）	
					千円
					千円
					千円
					千円
					千円
					千円
					千円
				小計（B）	千円
合　計		千円	合　計（C）＝（A）＋（B）		千円
自己資金割合確認欄			（A）／（C）		

※創業時の資金計画で自己資金割合を算出し、（A）／（C）≧1／10（0．1）

☐ （2）税務申告1期未終了の創業者のうち会社設立済であり売上高の計上がある者

自己資金割合確認欄	資本金（D）	千円
	借入金等（E）	千円
	（D）／（（D）＋（E））	

※申込時の試算表等で自己資金割合を算出し、（D）／（（D）＋（E））≧1／10（0．1）

4. 収支計画（今後1年間分）

支出		収入	
仕入高	千円	売上高	千円
外注工費	千円	工賃収入	千円
人件費	千円	雑収入	千円
	千円		千円
その他費用	千円		千円
利益	千円		千円
計	千円	計	千円

5. 販売・仕入先

主な販売先・受注先	販売・受注予定額	回収方法	主な仕入先・外注先	仕入・外注予定額	支払方法
	年　千円			年　千円	
	年　千円			年　千円	
	年　千円			年　千円	

6. 借入金等状況（※）

借入先等	資金使途	借入残高	残存返済期間	年間返済額
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

（※）現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください
（経営者本人が負担している保証債務も含みます）。

7. その他（計画に関する補足説明がありましたらご記入してください）

（スタートアップ創出促進保証制度用）　　令和5年3月15日制定

創業計画書

茨城県信用保証協会 御中

令和（○）西暦　X　年 XX 月 XX 日
（どちらかに○印を付けてください）

〔申込人〕
住　所　水戸市桜川△丁目○○－××
会社名
氏名または代表者名　●●　●●

スタートアップ創出促進保証制度の申込みにあたり、以下のとおり創業計画書を提出いたします。

【同意事項】
スタートアップ創出促進保証制度を利用するにあたり、貴協会が以下に掲げる当社※の情報を、以下に掲げる利用目的のために、経済産業省に対して提供することについて同意いたします。
また、原則として、創業者が会社を設立して3年目、5年目に、中小企業活性化協議会が実施するガバナンス体制の整備に関するチェックを受けることについて同意いたします。
※会社設立前の創業者が個人で申込む場合や、分社化を計画している親会社が申込む場合は、当該情報は情報提供の対象外のため情報提供いたしません。

1.提供する情報	中小企業者の商号、所在地、資本金、会社設立日、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額
2.提供先における利用目的	政策効果の検証

【確認状況記載欄】
本計画書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法（該当する番号にチェック）	金融機関本支店名・確認者
令和　年XX月XX日	YY時YY分	□電話 ☑2来店面談 □3訪問面談 □4その他（　　）	△△銀行 □□支店 ●●

1. 事業概要

会社名（予定含む）	㈱●●●●				
開業(予定)住所	水戸市笠原町××－×× 電話 090（○○○○）××××				
設立登記(法人)	有　・（無）	設立(予定)年月日	令和（○）西暦　年 XX 月（予定）		
業　種	美容業	資本金	〔会社設立予定を含む〕 3,000,000 円		
許可等 [許可等取得が必要な場合]	（種類） （許可・免許・登録・認証の別を記入）	（根拠法）	[取得すべき許可等の根拠法を記入（(例)食品衛生法）]		
従業員数	1　名	取扱品	美容室	仕入先	㈱△△商事
開業動機・目的	専門学校時代から独立を意識しており、これまで準備を進めてきました。指名いただく固定客が多くなり、好条件のテナントが見つかったことから、開業を決意しました。				
開業に必要な知識、技術、ノウハウの習得	美容師として10年以上勤務しています。また、5年間の店長経験により、店舗運営のノウハウも習得しました。				
〔会社設立予定を含む〕 出資者・出資額	●● ●●　5,000千円				
事業協力者の住所・氏名・勤務先	水戸市南町△丁目△△－△△　㈱□□□ ◎◎　◎◎				

2. 創業準備の着手状況（税務申告1期以上終了している者は記入省略可）

下記の該当事項に〇印を付けて下さい

全ての該当事項に〇印を付けて下さい。

ア 設備機械器具等発注済である。
イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
エ 商品・原材料の仕入を行っている。
オ 事業に必要な許認可を受けている。
カ 事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください。）
（　　）
キ その他（具体的に記入して下さい　　）

『カ』に該当する場合は、許認可取得見込みまで必ずご記載下さい。

3. 必要な資金及び調達の方法（税務申告1期以上終了している者は記入省略可）

次の（1）又は（2）のいずれかにチェックのうえ、自己資金割合が満たしていることをご確認ください。
税務申告1期未終了の創業者のうち、会社設立済であり売上高の計上がある者は（1）又は（2）のどちらかにチェックの上確認でも可。

☑ （1）税務申告1期未終了の創業者

必要な資金		金　額（千円未満切捨）	調達の方法		金　額（千円未満切捨）
設備資金	不動産取得費、内装工事費、敷金、入居保証金、機械設備、什器備品など（内訳） 店舗内装工事：7,000千円 設備機器：1,000千円	8,000 千円	自己資金	普通預金	1,500 千円
				定期性預金	3,000 千円
				有価証券等	千円
				入居保証金等	千円
				設備充当等	千円
				その他	千円
					千円
					千円
				小計（A）	4,500 千円
運転資金	仕入資金、経費支払資金など（内訳） 広告宣伝費：1,500千円 消耗品費：1,000千円	2,500 千円	借入金等	親戚・知人等からの借入（内訳）	
				親からの借入	1,000 千円
					千円
					千円
				金融機関からの借入（内訳）	
				■■銀行	5,000 千円
					千円
					千円
					千円
					千円
					千円
					千円
				小計（B）	6,000 千円
合　計		10,500 千円	合　計（C）＝（A）＋（B）		10,500 千円
自己資金割合確認欄			（A）／（C）		0.4

【自己資金に含まれるもの】
・法人が有している預貯金（残高が確認できるもの）
・有価証券（金融機関の評価額で可）
・不動産を含む購入済みの設備（金融機関の評価額で可）
・親族からの贈与（客観的証明書類があるもの）
・出資金
・その他客観的に評価が可能な資産等（金融機関の評価額で可）

※創業時の資金計画で自己資金割合を算出し、（A）／（C）≧1／10（0．1）

☐ （2）税務申告1期未終了の創業者のうち会社設立済であり売上高の計上がある者

自己資金割合確認欄	資本金（D）	千円
	借入金等（E）	千円
	（D）／（（D）＋（E））	

※申込時の試算表等で自己資金割合を算出し、（D）／（（D）＋（E））≧1／10（0．1）

4. 収支計画（今後1年間分）

支出		収入	
仕入高	1,000 千円	売上高	10,500 千円
外注工費	千円	工賃収入	千円
人件費	5,500 千円	雑収入	千円
家賃	千円		千円
その他費用	2,500 千円		千円
利益	1,500 千円		千円
計	10,500 千円	計	10,500 千円

支出計と収入計は同額になります。

5. 販売・仕入先

主な販売先・受注先	販売・受注予定額	回収方法	主な仕入先・外注先	仕入・外注予定額	支払方法
一般	年 10,500千円	現金	㈱△△商事	年 1,000千円	現金
	年 千円			年 千円	
	年 千円			年 千円	

6. 借入金等状況（※）

借入先等	資金使途	借入残高	残存返済期間	年間返済額
×××　カーローン		360 千円	18 ヶ月	240 千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

住宅ローン、教育ローン等の非事業性借入についてもご記載下さい。

（※）現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください（経営者本人が負担している保証債務も含みます）。

7. その他（計画に関する補足説明がありましたらご記入してください）

・出店予定地は、現在指名いただいているお客様が通いやすく、かつ世帯数も増加しているエリアであることから、相応の集客を見込んでいます。

・「がんばる女性を輝かせるサロン」をコンセプトとして、30代から40代の仕事や育児に励む女性に、丁寧なカウンセリングとヘアケアマイスターとしての知識で、本来の美しさを提供します。

・収支計画の補足

売上高：平均客単価7千円×5名（日）×営業日数25日（月）×12ヶ月＝10，500千円

固定費：役員報酬2名（本人・妻（アシスタント））5,500千円、家賃1,800千円

変動費：仕入高●%、広告宣伝費●%、その他経費●%（現在の店舗の実績を参考に設定）

様式第２号（第９条第２項）

記号第　　号
年　　月　　日

茨城県信用保証協会会長　　殿
取扱金融機関の長　　殿

（認定機関の長）　　印

茨城県創業支援融資の申請について

　　年　　月　　日付けで下記の者から別添申請書のとおり融資条件等の認定申請があったので、茨城県創業支援融資制度要項第９条第２項の規定により送付します。

記

１　所　在　地

２　企　業　名

３　代表者氏名

４　保証依頼額　　千円

様式第３号（第９条第４項・第５項）

茨城県創業支援融資認定書

記号第　　号
年　　月　　日

（申　請　者）　　殿

（認定機関の長）　　印

　　年　　月　　日付けで申請のあった茨城県創業支援融資について、融資条件等に該当することを認めます。

記

１　融資対象（※該当する番号に○印を記入）

（創業支援１号）

・創業計画段階　：　①個人創業　②会社設立　③分社化

・創業後１年未満：　④個人創業　⑤会社設立　⑥分社化

・創業後１年以上５年未満：　⑦個人創業　⑧会社設立　⑨分社化

（創業支援２号）

・創業計画段階　：　①会社設立　②分社化

・創業後１年未満：　③会社設立　④分社化

・創業後１年以上５年未満：　⑤会社設立　⑥分社化

産業競争力強化法第 128 条第２項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第２条第 31 項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けた者の該当の有無

（　①有　　②無　）

２　申請金額　　千円（内訳）設備　　千円・運転　　千円

３　融資期間　設備　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）

　　運転　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）

４　融資利率　年　　パーセント（保証無　年　　パーセント）

５　返済方法　元金均等割賦

６　資金使途

（注）１　この認定書にかかわらず、取扱金融機関の審査の結果、融資を受けることが適当でないと認められるときは、融資を受けられないことがあります。

２　取扱金融機関により融資を受けることができる場合であっても、この認定書に記載された融資条件等の範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等が変更されることがあります。

　また、この認定書に記載された融資条件等以外の融資条件等については、要項に記載されたもののほか、すべて取扱金融機関又は保証協会所定の条件によることとなります。

３　この認定書の有効期間は、概ね１か月です。

５　茨城県女性・若者・障害者創業支援融資制度要項

（目的）

第１条　この要項は、県内において新たに事業を開始する者や創業後間もない中小企業者等のうち、女性、若者及び障害者に対し、必要な資金を融資することにより、県内における創業を促進することを目的とする。

（資金措置）

第２条　知事は、前条の目的を達成するため、毎年度、予算の範囲内で、融資に必要な資金を知事が指定する金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に預託する。

２　取扱金融機関は、前項の規定により預託された資金の2.5倍以上の額の融資（以下「融資」という。）を、自己の責任において行うものとする。

（融資対象者）

第３条　融資を受けることができる者は、次の表の左欄に掲げる融資対象区分ごとに、同表の右欄に掲げる融資対象の要件のいずれかに該当する者とする。

融資対象区分	融資対象の要件
創業支援１号	１　県内に住所又は居所を有し、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第２条第29項第１号及び第３号に掲げる創業者で、次のいずれかに該当する女性・若者・障害者 (1) 事業を営んでいない個人が、１月以内(※１)に新たに事業を開始する具体的計画を有する者 (2) 事業を営んでいない個人が、２月以内(※１)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者 （※１）法第２条第29項第１号の認定特定創業支援等事業に該当する場合は、６月以内
	２　県内に事業所を有し、法第２条第29項第２号及び第４号に掲げる創業者で、次のいずれかに該当する女性・若者・障害者 (1) 事業を営んでいない個人が、事業を開始した日以後５年を経過していない者 (2) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後５年を経過していない者
	３　前項第１号に掲げる創業者が新たに会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該創業者が事業を開始した日から起算して５年を経過していない者
創業支援２号	１　県内に住所又は居所を有し、法第２条第29項第３号に掲げる創業者で、事業を営んでいない個人（女性・若者・障害者に限る。）が、２月以内(※２)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者（創業資金総額の1/10以上の自己資金を有するものとする。） (※２)法第２条第24項第１号の認定特定創業支援等事業に該当する場合は、６月以内
	２　県内に事業所を有し、法第２条第29項第４号掲げる創業者で、事業を営んでいない個人（女性・若者・障害者に限る。）により設立された会社であって、その設立の日以後

	５年を経過していない者（茨城県信用保証協会（以下「保証協会」という。）への保証申込受付時点において税務申告１期未終了の場合は、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有するものとする。）
	３　県内に事業所を有し、法第２条第29項第２号に掲げる創業者（事業を営んでいない個人（女性・若者・障害者に限る。）が、事業を開始した日以降５年を経過していない者をいう。）が新たに会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該創業者が事業を開始した日から起算して５年を経過していない者（保証協会への申込受付時点において税務申告１期未終了の場合は、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有するものとする。）

（資金使途）

第４条　融資を受けた資金（以下「融資金」という。）の使途は、事業を開始するため又は創業後事業の発展のために必要な資金とする。

（融資条件）

第５条　融資金の種類は、設備資金及び運転資金とし、融資限度額、融資期間及び融資利率は、次の表に掲げるとおりとする。

融資限度額（※）	融資期間	融資利率
設備資金　3,500万円 運転資金　3,500万円 併用　3,500万円 ※創業支援融資及び女性・若者・障害者創業支援融資の融資限度額は、両制度の合算で3,500万円とする。	設備資金 10年以内（うち据置期間２年以内） 運転資金 ７年以内（うち据置期間１年以内） 併用 ７年以内（うち据置期間１年以内）	３年以内　年1.5% ３年超５年以内　年1.6% ５年超７年以内　年1.7% ７年超10年以内　年1.8%

（償還方法）

第６条　融資金の償還は、元金均等割賦償還とする。

（保証人）

第７条　第３条の表に掲げる融資対象区分のうち、創業支援１号に該当する者である場合においては、取扱金融機関は、原則として法人の代表者以外の保証人を徴求しないこととする。

２　第３条の表に掲げる融資対象区分のうち、創業支援２号に該当する者である場合においては、取扱金融機関は、保証人を徴求しないこととする。

（その他の条件）

第８条　取扱金融機関は、融資に当たっては、保証協会の保証（第３条の表に掲げる融資対象区分のうち、創業支援２号に該当する者である場合はスタートアップ創出促進保証）を付するものとする。

２　この要項に定めるもののほか、融資に関する条件は、取扱金融機関又は保証協会が定めるところによる。

（申込手続等）

第９条　融資を受けようとする者（以下「融資申込者」という。）は、次の表の左欄に掲げる融資対象区分ごとに、同表の右欄に掲げる申請書に別に定める書類を添えて、融資申込者の事業所の所在地を管轄する商工会若しくは商工会議所又は茨城県中小企業団体中央会（以下「商工会等」という。）に提出するものとする。

融資対象区分	申請書
創業支援１号	茨城県女性・若者・障害者創業支援融資認定申請書（創業支援１号）（様式第１号の１）
創業支援２号	茨城県女性・若者・障害者創業支援融資認定申請書（創業支援２号）（様式第１号の２）

２　商工会等は、前項の申請書の提出を受けた場合において、融資申込者が創業計画段階にあるとき又は創業後１年未満であるときは、茨城県女性・若者・障害者創業支援融資の申請について（様式第２号）に前項の申請書及び添付書類の写しを添えて、保証協会及び取扱金融機関に送付するものとする。

３　保証協会は、前項の書類の送付を受けたときは、取扱金融機関と協議のうえ、保証協会所定の様式により商工会等に結果を通知するものとする。

４　商工会等は、前項の規定による内諾を受けたうえで、融資条件等に該当すると認めたときは、融資申込者に茨城県女性・若者・障害者創業支援融資認定書（様式第３号）を交付するものとする。

５　商工会等は、第１項の申請書の提出を受けた場合において、融資申込者が創業後１年以上であるときは、第２項の手続を経ることなく認定事務を行うものとし、融資条件等に該当すると認めたときは、融資申込者に茨城県女性・若者・障害者創業支援融資認定書（様式第３号）を交付するものとする。

６　融資申込者は、第４項又は前項の認定書の交付を受けたときは、当該認定書に第１項により商工会等に提出した申請書及び添付書類の写しを添えて、取扱金融機関に対して、取扱金融機関所定の様式により融資を申し込むものとする。

７　取扱金融機関は、前項の規定により融資の申込みを受けた場合は、速やかに審査を行い、融資を行うことが適当であると認めたときは、融資申込者と金銭消費貸借契約を締結し、融資を行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、第４項又は第５項で認定された融資条件等の範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等を変更することができる。

８　取扱金融機関は、前項の規定により融資を行う場合において、あらかじめ保証協会に対して、保証協会所定の様式に第６項の申込みに係る書類の写しを添えて保証を依頼するものとする。

９　第７項の規定は、前項の規定による保証の依頼を受けた保証協会について、準用するものとする。

（企業診断）

第10条　知事は、この要項に基づく事業の円滑な推進のため、企業診断を実施することができる。

（要項違反による償還等）

第 11 条　商工会等は、融資を受けた者（以下「利用者」という。）について、申込関係書類の不実記載、資金の目的外使用等この要項に違反する事実を発見したときは、その旨を取扱金融機関に通知するものとする。

２　取扱金融機関は、申込関係書類の不実記載、資金の目的外使用等この要項に違反する事実があると認めたときは、既に融資した資金の全部若しくは一部を償還させ、又は融資を行わないものとする。

（調査及び指導）

第 12 条　知事は、融資金の使途を確認するため特に必要があると認めたときは、商工会等及び利用者に対して、融資の対象となった事業に関する帳簿その他の書類を調査し、経営の改善のための指導をすることができる。

（損失補償）

第 13 条　知事は、この要項に基づき保証協会が保証した債務について、代位弁済が生じた場合には、別途保証協会と締結する損失補償契約に定めるところにより、保証協会に損失補償を行うものとする。

（報告）

第 14 条　取扱金融機関は、融資を行ったときは、速やかに、別に定める茨城県制度融資実行報告書により商工会等に報告するとともに、毎月 10 日までに別に定める茨城県預託制度融資状況報告書により、前月分の融資実績を知事に報告するものとする。

２　保証協会は、第７条第８項による保証依頼を受けその審査を行ったときは、速やかに、保証協会所定の様式により、商工会等に報告するものとする。

（その他）

第 15 条　この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付　則

この要項は、平成 29 年４月１日から施行する。

付　則

１　この要項は、平成 30 年４月１日から施行する。

２　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県女性・若者・障害者創業支援融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

１　この要項は、平成 31 年４月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県女性・若者・障害者創業支援融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和３年４月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に認定申請のあった融資について適用し、同日の前日までに認定申請のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和３年８月 20 日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、令和３年８月２日以降に保証申込のあった融資について適用し、同日の前日までに保証申込のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和５年４月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に認定申請のあった融資について適用し、同日の前日までに認定申請のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和７年４月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、令和７年５月１日以降に保証申込受付のあった融資について適用し、同日の前日までに保証申込のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和８年４月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に保証申込受付のあった融資について適用し、同日の前日までに保証申込のあったものについては、なお従前の例による。

茨城県女性・若者・障害者創業支援融資制度要項取扱基準

1　融資対象者

(1) 若者とは、融資申込時点で35歳未満の者とする。

(2) 障害者とは、障害者手帳(身体・療育・精神)所持者とする。

(3) 法人の場合は、設立時から女性・若者・障害者が代表者である場合に限る。

※　女性、若者、障害者については、該当する一要件のみの利用に限る。

2　事業開始の起算日

(1) 第３条の表中、創業支援１号における融資対象者の要件欄（以下「創業支援１号要件欄」という。）第１項第１号及び第２号並びに創業支援２号における融資対象者の要件欄（以下「創業支援２号要件欄」という。）第１項に規定する「１月以内」及び「２月以内」の起算日は、本融資に基づく貸付実行がなされた日を基準とする。

(2) 同表中、創業支援１号要件欄第２項第１号に規定する「事業を開始した日以後５年」並びに創業支援１号要件欄及び創業支援２号要件欄第３項に規定する「事業を開始した日から起算して５年」の起算日は事業の開始が確認可能な日とする。

(3) 同表中、創業支援１号要件欄第２項第２号及び第３号並びに創業支援２号要件欄第２項に規定する「設立の日以後５年」の起算日は登記簿上の会社設立登記年月日を基準とする。

3　自己資金

第３条の表中、創業支援２号要件欄各項に規定する「創業資金総額の 1/10 以上の自己資金」は、保証協会所定の創業計画書（創業支援２号用）により確認する。

4　対象資金

新会社設立のための資本金（株式取得資金）は対象としない。

5　許認可

創業により開始しようとする事業を行う上で必要な許認可・資格等は、申込人名義で原則として取得していること又は取得が確実である見通しがあること。

6　添付書類

様式第１号添付書類の表中に掲げる自己資金を確認できる書類は下記のとおりとする。

(1) 普通預金にあっては、預金通帳（照合表）等預金残高推移がわかるもの

(2) 定期預金にあっては、預入日、満期日が表示された証書及び預金残高推移がわかるもの

(3) 有価証券にあっては、取引通知書、計算書、投資報告書等所有権の帰属が確認できるもの

(4) 敷金及び入居保証金にあっては、賃貸契約書、預り証等差入金額が確認できるもの

(5) 申込前に導入した当該事業用設備（不動産を除く。）にあっては、領収書等当該事業用設備導入のために支出した金額の確認ができるもの

(6) 資本金又は出資金にあっては、株式払込金保管証明書又は出資払込金保管証明書

(7) 上記(1)から(6)に掲げる自己資金以外の自己資金については、当該金額が確認できる客観的証明書類

(8) 借入金については、返済予定表又は借入金残高のわかるもの、借入の始期及び終期がわかるもの

7　留意事項

次の事由に該当する場合は、本融資の対象としない。

(1) 創業計画書等の提出書類に虚偽の内容を含む場合

(2) 創業により開始しようとする事業に関する人材、知識・経験、技術、ノウハウ等事業継続に必要な経営資源を有しない場合

(3) 破産、民事再生、会社更生、会社整理等法的整理の手続中の場合（申立中の場合を含む。）又は私的整理手続中の場合であって事業継続の見通しが立たない場合

(4) 手形、小切手について不渡がある場合及び取引停止処分を受けている場合

(5) 信用保証協会に対し求償権債務が残っている者及び代位弁済が見込まれる者

(6) 粉飾決算や融通手形操作を行っている場合

(7) 多額の借入金があり、返済に支障を来すおそれがある場合

(8) 借入金、公共料金又は賃借料等の支払を滞納している場合

(9) 税金を滞納している場合

(10) 法人の商号、本社、業種又は代表者が頻繁に変更している場合

(11) 暴力的不法行為者が申し込む場合又は申込みに際し、いわゆる金融斡旋屋等の第三者が介在する場合

障害者の創業に対する「創業相談会」の設置について

1　「創業相談会」の概要

（1）趣旨

障害者が女性・若者・障害者創業支援融資を活用するにあたり、本格的な融資手続きの前に、福祉・金融関係者が一堂に会し、当該計画案に係る共通認識を形成するとともに、事業化への助言などを行うことにより、新たに起業しようとする障害者を支援するため、創業相談会（以下「相談会」という。）を設置する。

（2）相談会の役割

・　障害者の事業計画に関する関係者の共通認識の形成
・　融資申込手続きの説明や創業計画の作成・具体化に資する支援、アドバイスの実施

（3）相談会のメンバー

・　県関係者（産業政策課、障害福祉課）
・　茨城県信用保証協会職員（創業計画等のアドバイス）
・　障害者なんでも相談室相談員
・　融資申込者の事業所所在地を管轄する商工会、商工会議所及び中小企業団体中央会（以下「商工団体」という。）職員
・　その他必要と認められるもの

（4）開催形式

・　原則として、本融資を受けようとする障害者については、融資申請前に本相談会を経るものとする。
・　会議の申込みについては月単位でまとめ、申込みのあった翌月に会議を開催する。
・　会議は、「毎月第２水曜日」など定期的に開催することとする。
・　開催場所は水戸市（県庁内会議室等）を基本とし、諸事情により水戸市以外地域で開催が必要な場合は、別途関係者で協議のうえ開催する。
・　会議には、融資を希望する障害者本人が出席して計画の内容を説明する。
（障害者手帳を持参するよう、会議の連絡をする際、伝えておくようにする）

（5）その他

・　相談会は、事業の概要がまとまった段階で開催する。
・　申込者が金融機関と事前に相談を行っている場合は、当該金融機関にも相談会への出席を依頼する。

2　会議開催までの流れ

①　障害者の創業融資検討にあたっての最初の窓口については、創業支援融資と同様商工団体とする。

※　なんでも相談室に相談があった場合は、内容を確認のうえ、融資の相談の場合は、障害のない人と同様、商工団体を紹介する。

②　商工団体では、申込み手続きや審査に必要な書類などの説明を行う（障害のない人と同様の対応）。

③　融資希望者は、融資に必要な書類の作成など準備を進める。

④　融資希望者の事業概要がまとまった段階で、商工団体が県（障害福祉課または産業政策課）に相談会への申込み及び関係書類を提出する。

（関係書類については、県が関係者に対し事前配付する。）

⑤　県（障害福祉課、産業政策課）で会議室を確保し、関係者に開催時間・場所を連絡する。

⑥　会議の開催。

▽ 創業相談会開催までの流れ

障害者

○県制度融資「女性・若者・障害者創業支援融資」についての相談

商工団体

・融資申込み手続きの説明
・創業に向けたアドバイス
・相談会等の斡旋

○創業計画の概要がまとまった段階で「創業相談会」の申込み
＜商工団体から県（障害福祉課または産業政策課）に連絡＞

県障害福祉課　電話：029－301－3357
県産業政策課　電話：029－301－3530

創業計画に対する関係者の共通認識の形成

創業相談会の開催
（県：障害福祉課・産業政策課）

・事業化に向けたアドバイス等
※融資申込みに至るまで、複数回の開催も可能

○創業相談会のメンバー
県、信用保証協会、障害者なんでも相談室、商工団体、金融機関※
※申込者が金融機関と事前に相談を行っている場合は、金融機関も含む。

○創業相談会実施後は、以下のとおり手続きを行う。

申込み手続き

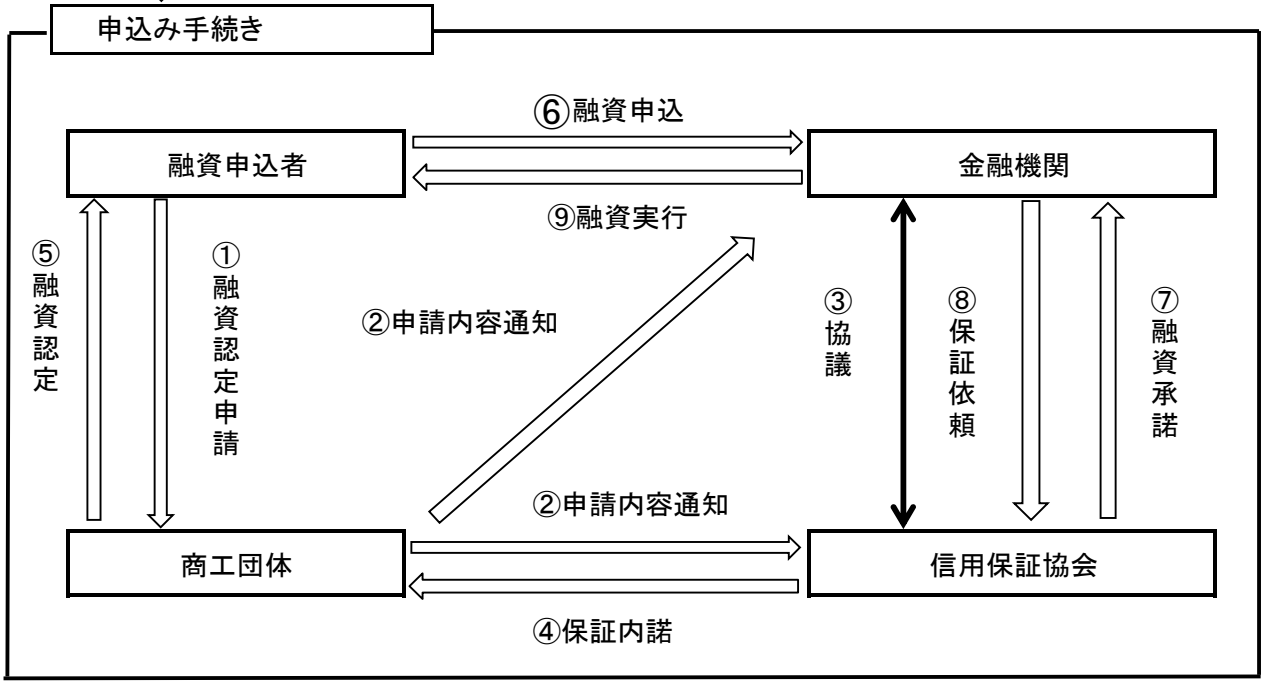

様式第１号の１（第９条第１項）

茨城県女性・若者・障害者創業支援融資認定申請書（創業支援１号）

年　　月　　日

（認定機関の長）　　殿

（フリガナ）
個人名・法人名　　印
（フリガナ）
代　　表　　者
現　　住　　所
県内事業所の所在地
連絡先電話

下記により融資を受けたいので、融資条件等の認定を申請します。

記

１　融資対象（※該当する番号に○印を記入）

・創業区分　：　①女性　②若者　③障害者

・創業計画段階　：　①個人創業　②会社設立
・創業後１年未満　：　③個人創業　④会社設立
・創業後１年以上５年未満：　⑤個人創業　⑥会社設立

・産業競争力強化法第 128 条第２項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第２条第 31 項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けた者の該当の有無
（　①有　②無　）

※個人創業は「事業を営んでいない個人による創業である」こと、会社設立は「事業を営んでいない個人により設立される会社である」こと又は「事業を営んでいない個人が創業後に設立し、事業を承継させた会社（創業した個人が事業を開始した日から起算して５年を経過していないものに限る。）である」ことを要します。

２　業　　種　　（主たる事業内容）
３　資 本 金
４　従 業 員（パートを除く）　　人
５　事業開始日　　年　　月　　日から

※事業開始日は、会社の場合は登記簿上の会社設立登記年月日、個人の場合は客観的に事業に着手したことを証する書類により確認できる日と同じであることを確認してください。

６　県内事業所における事業開始日　　年　　月　　日から
７　融資の申込内容
(1) 申請金額　　千円（内訳）設備　　千円・運転　　千円
(2) 融資期間　設備　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
　　運転　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
(3) 融資利率　年　　パーセント（保証無　年　　パーセント）
(4) 返済方法　元金均等割賦
(5) 融資を受ける時期　　年　　月
(6) 融資希望金融機関　　銀行・信用金庫・信用組合　本・　　支店
(7) 資金使途（具体的に）

添付書類

Ⅰ　融資対象：創業計画段階の場合（ ①個人創業 ②会社設立 ）

		創業計画段階
		①個人創業　②会社設立　共通
1	申込人の居住要件を確認できる書類（印鑑証明書又は住民票の写し）	○
2	許認可等必要な業種にあっては、許認可証等の写し	○
3	住民税の納税証明書	○
4	保証協会所定の創業計画書（創業支援１号用）	○
5	自己資金を確認できる書類	○
6	設備資金にあっては、見積書又は契約書の写し	○

Ⅱ　融資対象：創業後１年未満の場合（ ③個人創業 ④会社設立 ）

		創業後１年未満	
		③個人創業	④会社設立
1	申込人の居住要件を確認できる書類（印鑑証明書又は住民票の写し）	○	－
2	商業登記簿謄本および定款の写し	－	○
3	法人代表者の印鑑証明書又は住民票の写し	－	○
4	客観的に事業に着手したことを証する書類（※１）	○	－
5	許認可等必要な業種にあっては、許認可証等の写し	○	○
6	県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）	○	○
7	保証協会所定の創業計画書（創業支援1号用）	○	○
8	自己資金を確認できる書類	○	○
9	設備資金にあっては、見積書又は契約書の写し	○	○
10	決算期が到来している場合は確定申告書の写し	○	○
11	個人創業後に設立し、事業を承継させた会社にあっては、創業時に税務署に提出した開業届の写し	－	○

Ⅲ　融資対象：創業後１年以上５年未満の場合（⑤個人創業 ⑥会社設立 ）

		創業後１年以上５年未満	
		⑤個人創業	⑥会社設立
1	申込人の居住要件を確認できる書類（印鑑証明書又は住民票の写し）	○	－
2	商業登記簿謄本および定款の写し	－	○
3	法人代表者の印鑑証明書又は住民票の写し	－	○
4	客観的に事業に着手したことを証する書類（※１）	○	－
5	許認可等必要な業種にあっては、許認可証等の写し	○	○
6	県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）	○	○
7	設備資金にあっては、見積書又は契約書の写し	○	○
8	個人創業後に設立し、事業を承継させた会社にあっては、創業時に税務署に提出した開業届の写し	－	○

（※１）客観的に事業に着手したことを証する書類

・税務署に提出した開業届（開業予定日のみ記載されたものを除く）
・事業用建物の建築確認書、建築請負契約書
・売買契約書又は賃貸借契約書、商品売買契約書、商品発注書
・建物等設備に係る許可証（許可等を受ける上で当該設備の完備が必要不可欠な場合に限る）　など

Ⅳ　Ⅰ～Ⅲ共通（1･2は、いずれか必須）

	該当項目	添付書類
1	女性又は若者に該当する場合	女性又は若者であることを証する書類（行政機関が発行した公的な証明に限る。写しでも可。）
2	障害者に該当する場合	障害者手帳の写し（交付番号、交付年月日、住所、氏名、証明印、障害名及び障害の等級等が記載されている部分）
3	産業競争力強化法第128条第２項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第２条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたものに該当する場合	産業競争力強化法第128条第２項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第２条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことに関する証明申請書（市町村長の証明印が押印されたもの）の写し。

※　認定申請に係る情報は、茨城県女性・若者・障害者創業支援融資制度要項第９条第２項又は第８項の規定により、茨城県信用保証協会及び取扱金融機関に提供されます。

添付様式

創　業　計　画　書

年　　月　　日

茨城県信用保証協会　　御中

下記のとおり創業計画書を提出します。

申込人：住所

氏名

開業形態	個人・法人	商号			(法人設立予定の場合) 資本金　　千円
事業所開設住所				電話　(　　)　　番	
開設予定年月日	年　　月　　日			事業開始届の有無　有・無	
業種		取扱品		仕入先	
従業員数	名				
許可等 [許可等取得が必要な場合]	(種類)	(許可、免許、登録、認証の別を記入)	(根拠法)	[取得すべき許可等の根拠法を記入((例)食品衛生法)]	
産業競争力強化法	第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたものの該当の有無　有・無				
事業協力者の住所・氏名・勤務先					

1　創業準備の着手状況（下記の該当事項に○印を付けて下さい。）

ア　設備機械器具等発注済である。

イ　土地・店舗を買収するための頭金等支払済みである。

ウ　土地・店舗を買収するための権利金・敷金支払い済みである。

エ　商品・原材料の仕入を行っている。

オ　事業に必要な許認可を受けている。

カ　事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期）を具体的に記入してください）。

（　　）

キ　その他（具体的に記入して下さい。　　）

2　当初運転資金計画

名称	金額	積算内訳
商品・材料等の仕入れ資金	千円	
人件費等		
その他の資金		
計	A　　千円	

3　設備計画

区分	土地・建物	面積	取得方法　自己・新築 買収・賃貸	取得に要する資金	契約年月日	取得(完成)年月日
事業用不動産	土地	㎡		千円		
	建物					
	計	B（取得に要する資金）　　千円				

区分	名称	型式・能力	数量	単価	金額	発注元	設置(完成)年月日
機械器具・什器備品等					千円		
	計	C　(金額)　　千円					

4　当初必要資金計画

Ａ＋Ｂ＋Ｃ＝Ｄ　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿千円

5　資金調達計画

	預金			預金以外	
事業に充てるための自己資金	預け先（金融機関本支店名等）	預金種別	金額	種類	金額
			千円	有価証券	千円
				その他（具体的に） （　　）	
	自己資金合計		千円	※通帳の写し、残高証明等を添付して下さい。	
借入金等	借入先	年利	借入額	毎月返済額	借入期間
	今回の借入額	%	千円	千円	・　～　・
					・　～　・
					・　～　・
					・　～　・
	借入金等合計		千円	調達資金合計	Ｄ　千円

6　収支計画（創業後１年分）

支出		収入	
仕入高	千円	売上高	
外注工費		工賃収入	
人件費		雑収入	
その他費用			
利益			
計		計	

7　販売・仕入先

主な販売先・受注先	販売・受注予定額	回収方法	主な仕入先・外注先	仕入・外注予定額	支払方法
	年　千円			年　千円	

8　借入金等状況（※）

借 入 先	資 金 使 途	借入残高	残　　存 返済期間	年　間 返済額
		千円	ヶ月	千円

（※）現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください（経営者本人が負担している保証債務も含みます）。

9　補足説明

創業動機 ・ 経緯、創業する直前の職業、事前に必要な知識 ・ 技術 ・ ノウハウの習得等、 市場等の動向、法人設立の場合の出資者及び出資額、その他補足説明したいことを記入して下さい。

創　業　計　画　書

令和　年XX月XX日

茨城県信用保証協会　　御中

下記のとおり創業計画書を提出します。

申込人：住所　水戸市桜川△丁目〇〇-××

氏名　●●　●●

開業形態	個人・法人	商号	ビストロ〇〇〇		（法人設立予定の場合）資本金　千円
事業所開設住所	水戸市千波町××-××			電話　090　（〇〇〇〇）　××××　番	
開設予定年月日	令和７年YY月YY日			事業開始届の有無　有・無	
業種	飲食店	取扱品	フレンチレストラン	仕入先	△△△市場
従業員数	１名				××酒店
許可等〔許可等取得が必要な場合〕	（種類）飲食店営業許可（許可、免許、登録、認証の別を記入）			（根拠法）食品衛生法〔取得すべき許可等の根拠法を記入（（例）食品衛生法）〕	
産業競争力強化法	第２条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたものの該当の有無　有・無				
事業協力者の住所・氏名・勤務先	水戸市泉町△丁目△△-△△　㈱□□□				
	◎◎　◎◎				

１．創業準備の着手状況（下記の該当事項に〇印を付けて下さい。）

全ての該当事項に〇印を付けて下さい。

（ア）設備機械器具等発注済である。

イ　土地・店舗を買収するための頭金等支払済みである。

ウ　土地・店舗を買収するための権利金・敷金支払い済みである。

エ　商品・原材料の仕入を行っている。

オ　事業に必要な許認可を受けている。

『カ』に該当する場合は、許認可取得見込みまで必ずご記載下さい。

（カ）事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期）を具体的に記入してください）。

（保健所に相談済み。工事完成後に保健所の検査を受け、R7.ZZ下旬ごろ許可取得見込み。　）

（キ）その他（テナント賃貸借契約済み　）

２．当初運転資金計画

名称	金額	積算内訳
商品・材料等の仕入れ資金	２，０００千円	食材、ワイン等
人件費等	８００千円	ホールスタッフを１名雇用
その他の資金	７００千円	賃貸契約費（敷金・入居保証金除く）、宣伝費等
計	**A　３，５００千円**	

３．設備計画

区分	土地・建物	面積	取得方法（自己・新築／買収・賃貸）	取得に要する資金	契約年月日	取得（完成）年　月　日
事業用不動産	土地	㎡		千円		
	建物	××㎡	賃貸	８００千円	令和７年XX下旬	
	計	**B**（取得に要する資金）　８００　千円				

区分	名称	型式・能力	数量	単価	金額	発注元	設置（完成）年　月　日
什器備品・機械器具等	テナント改装工事 厨房機器購入 テーブル等の設備		1 一式 6		6,500千円 2,500千円 1,200千円	××工務店 ㈱●●● △△商事	令和７年 YY月中旬頃
	計	**C**（金額）　１０，２００　千円					

4．当初必要資金計画

A＋B＋C＝D　　１４，５００　　千円

5．資金調達計画

	預金			預金以外	
事業に充てるための自己資金	預け先（金融機関本支店名等）	預金種別	金額	種類	金額
	××銀行　□□支店	定期	1,500千円	有価証券	千円
	△△信用金庫　○○支店	普通	500千円		
	□□銀行本店（両親から援助）		1,500千円	その他（具体的に）	
				（　　）	
	自己資金合計	３，５００　千円		※通帳の写し、残高証明等を添付して下さい。	
借入金等	借入先	年利	借入額	毎月返済額	借入期間
	今回の借入額　××銀行	1.40%	9,000千円	111千円	R７・○　～　R14　・□
	〃	1.30%	2,000千円	35千円	R７・○　～　R12　・△
					・　～　・
					・　～　・
	借入金等合計	１１，０００　千円		調達資金合計	D　１４，５００　千円

本制度以外の借入も予定している場合は、併せてご記載下さい。

調達資金合計（自己資金合計＋借入金等合計）は、
4．当初必要資金計画の合計と同額になります。

6．収支計画（創業後１年分）

支出		収入	
仕入高	１０，０００　千円	売上高	２５，０００　千円
外注工費		工賃収入	
人件費	３，０００　千円	雑収入	
家賃	２，０００　千円		
その他費用	３，５００　千円		
利益	６，５００　千円		
計	２５，０００　千円	計	２５，０００　千円

支出計と収入計は同額になります。

7．販売・仕入先

主な販売先・受注先	販売・受注予定額	回収方法	主な仕入先・外注先	仕入・外注予定額	支払方法
一般	年　25,000千円	現金	△△△市場	年5,000千円	現金
			××酒店	年3,000千円	現金
			他	年2,000千円	現金

８．借入金等状況（※）

借入先	資金使途	借入残高	残　　存 返済期間	年　間 返済額
△△△	住宅ローン	１，０００千円	２４０ヶ月	２，０００千円
×××	カーローン	２４０千円	１４ヶ月	２８０千円

住宅ローン、教育ローン等の非事業性借入についてもご記載下さい。

（※）現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください
（経営者本人が負担している保証債務も含みます）。

９．補足説明

創業動機 ・ 経緯 、 創業する直前の職業 、事前に必要な知識 ・ 技術 ・ ノウハウの習得等、市場等の動向、法人設立の場合の出資者及び出資額、その他補足説明したいことを記入して下さい。
学生のころから飲食店を経営するのが夢で、調理専門学校卒業後、都内の飲食店で修行をしてきました。
出身地の水戸市で開業したいと思い、３年前に水戸市に戻り市内のフレンチレストランでシェフとして働き
ながら開業の準備をしてきました。勤務先のオーナーには自分の店を持ちたいという話を以前からしていた
ので、お店の経営面についても勉強をさせてもらいました。
気軽にフレンチを楽しんでもらえるようなカジュアルな雰囲気の店にし、茨城県産の野菜や果物を使った
料理を提供していきます。

自社の強み（同業他社との差別化ポイント）についてもご記載下さい。

様式第１号の２（第９条第１項）

茨城県女性・若者・障害者創業支援融資認定申請書（創業支援２号）

年　　月　　日

（認定機関の長）　　殿

（フリガナ）
個人名・法人名　　印
（フリガナ）
代　　表　　者
現　　住　　所
県内事業所の所在地
連絡先電話

下記により融資を受けたいので、融資条件等の認定を申請します。

記

１　融資対象（※該当する番号に○印を記入）

・創業区分　　：①女性　②若者　③障害者

・会社設立区分　：①創業計画段階　②創業後１年未満　③創業後１年以上５年未満

産業競争力強化法第 128 条第２項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第２条第 31 項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けた者の該当の有無

（　①有　②無　）

※会社設立は「事業を営んでいない個人により設立される会社である」こと又は「事業を営んでいない個人が創業後に設立し、事業を承継させた会社（創業した個人が事業を開始した日から起算して５年を経過していないとみなされるものに限る。）である」ことを要します。

２　業　　種　　（主たる事業内容）

３　資 本 金

４　従 業 員（パートを除く）　　人

５　事業開始日　　年　　月　　日から

※事業開始日は、登記簿上の会社設立登記年月日と同じであることを確認してください。

６　県内事業所における事業開始日　　年　　月　　日から

７　融資の申込内容

(1) 申請金額　　千円（内訳）設備　　千円・運転　　千円

(2) 融資期間　設備　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）

　　運転　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）

(3) 融資利率　年　　パーセント（保証無　年　　パーセント）

(4) 返済方法　元金均等割賦

(5) 融資を受ける時期　　年　　月

(6) 融資希望金融機関　　銀行・信用金庫・信用組合　本・　　支店

(7) 資金使途（具体的に）

添付書類

Ⅰ　融資対象：①創業計画段階の場合

1	申込人の居住要件を確認できる書類（印鑑証明書又は住民票の写し）
2	許認可等必要な業種にあっては、許認可証等の写し
3	住民税の納税証明書
4	保証協会所定の創業計画書（創業支援２号用）（※１）
5	自己資金を確認できる書類
6	設備資金にあっては、見積書又は契約書の写し

Ⅱ　融資対象：②創業後１年未満の場合

1	商業登記簿謄本および定款の写し
2	法人代表者の印鑑証明書又は住民票の写し
3	許認可等必要な業種にあっては、許認可証等の写し
4	県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）
5	保証協会所定の創業計画書（創業支援２号用）（※１）
6	自己資金を確認できる書類（※２）（※３）
7	設備資金にあっては、見積書又は契約書の写し
8	決算期が到来している場合は確定申告書の写し
9	個人創業後に設立し、事業を承継させた会社にあっては、創業時に税務署に提出した開業届の写し

Ⅲ　融資対象：③創業後１年以上５年未満の場合

1	商業登記簿謄本および定款の写し
2	法人代表者の印鑑証明書又は住民票の写し
3	許認可等必要な業種にあっては、許認可証等の写し
4	県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）
5	保証協会所定の創業計画書（創業支援２号用）（※１）
6	自己資金を確認できる書類（※２）（※３）
7	設備資金にあっては、見積書又は契約書の写し
8	創業した個人が、同一事業を承継させた新設法人にあっては、創業時に税務署に提出した開業届の写し

（※１）商工会等への認定申請時においては、創業計画書（創業支援２号用）の「確認状況記載欄」の記入は不要です。（保証協会への保証申込時には、「確認状況記載欄」に取扱金融機関による確認状況が記入されていることが必要です。）

（※２）税務申告１期以上終了している場合は添付不要です。

（※３）税務申告１期未終了で会社設立済の場合は、次のとおり、自己資金を確認できる書類または試算表等の添付が必要です。

対象者	税務申告１期末終了		
	売上高の計上がない者	売上高の計上がある者	
自己資金割合の確認要件	創業計画書３（１）による自己資金割合の確認	創業計画書３（１）による自己資金割合の確認	創業計画書３（２）による自己資金割合の確認
添付書類	自己資金を確認できる書類	自己資金を確認できる書類	試算表等

Ⅳ　Ⅰ～Ⅲ共通（1･2は、いずれか必須）

	該当項目	添付書類
1	女性又は若者に該当する場合	女性又は若者であることを証する書類（行政機関が発行した公的な証明に限る。写しでも可。）
2	障害者に該当する場合	障害者手帳の写し（交付番号、交付年月日、住所、氏名、証明印、障害名及び障害の等級等が記載されている部分）
3	産業競争力強化法第128条第２項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第２条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたものに該当する場合	産業競争力強化法第128条第２項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第２条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことに関する証明申請書（市町村長の証明印が押印されたもの）の写し。

※　認定申請に係る情報は、茨城県女性・若者・障害者創業支援融資制度要項第９条第２項又は第８項の規定により、茨城県信用保証協会及び取扱金融機関に提供されます。

（スタートアップ創出促進保証制度用）　　令和5年3月15日制定

創業計画書

茨城県信用保証協会 御中

令和
西暦
（どちらかに○印を付けてください）

〔申込人〕
住　　所
会 社 名
氏名または
代 表 者 名

スタートアップ創出促進保証制度の申込みにあたり、以下のとおり創業計画書を提出いたします。

【同意事項】
スタートアップ創出促進保証制度を利用するにあたり、貴協会が以下に掲げる当社※の情報を、以下に掲げる利用目的のために、経済産業省に対して提供することについて同意いたします。
また、原則として、創業者が会社を設立して3年目、5年目に、中小企業活性化協議会が実施するガバナンス体制の整備に関するチェックを受けることについて同意いたします。
※会社設立前の創業者が個人で申込む場合や、分社化を計画している親会社が申込む場合は、当該情報は情報提供の対象外のため情報提供いたしません。

1.提供する情報	中小企業者の商号、所在地、資本金、会社設立日、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額
2.提供先における利用目的	政策効果の検証

【確認状況記載欄】
本計画書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法（該当する番号にチェック）	金融機関本支店名・確認者
令和　年　月　日	時　分	□電話□2来店面談□3訪問面談□4その他（　　）	

1. 事業概要

会 社 名（予定含む）					
開業(予定)住所	電話　（　　）				
設 立 登 記（法人）	有　・　無		設立(予定)年月日	令和 西暦	
業　　種			資 本 金	〔会社設立予定を含む〕 円	
許 可 等 [許可等取得が必要な場合]	（種類）	（許可・免許・登録・認証の別を記入）	（根拠法）	[取得すべき許可等の根拠法を記入（（例）食品衛生法）]	
従業員数	名	取扱品		仕入先	
開業動機・目的					
開業に必要な知識、技術、ノウハウの習得					
〔会社設立予定を含む〕 出 資 者 ・ 出 資 額					
事業協力者の住所・氏名・勤務先					

2. 創業準備の着手状況（税務申告1期以上終了している者は記入省略可）

下記の該当事項に〇印を付けて下さい

ア　設備機械器具等発注済である。

イ　土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。

ウ　土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。

エ　商品・原材料の仕入を行っている。

オ　事業に必要な許認可を受けている。

カ　事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください。）

（　　）

キ　その他（具体的に記入して下さい　　）

3. 必要な資金及び調達の方法（税務申告1期以上終了している者は記入省略可）

次の（1）又は（2）のいずれかにチェックのうえ、自己資金割合が満たしていることをご確認ください。

税務申告1期未終了の創業者のうち、会社設立済であり売上高の計上がある者は（1）又は（2）のどちらかにチェックの上確認でも可。

☐ （1）税務申告1期未終了の創業者

必要な資金		金　額（千円未満切捨）	調達の方法		金　額（千円未満切捨）
設備資金	不動産取得費、内装工事費、敷金、入居保証金、機械設備、什器備品など（内訳）	千円	自己資金	普通預金	千円
				定期性預金	千円
				有価証券等	千円
				入居保証金等	千円
				設備充当等	千円
				その他	千円
					千円
					千円
				小計（A）	千円
			借入金等	親戚・知人等からの借入（内訳）	
					千円
運転資金	仕入資金、経費支払資金など（内訳）	千円			千円
					千円
				金融機関からの借入（内訳）	
					千円
					千円
					千円
					千円
					千円
					千円
					千円
				小計（B）	千円
合　計		千円	合　計（C）＝（A）＋（B）		千円
自己資金割合確認欄			（A）／（C）		

※創業時の資金計画で自己資金割合を算出し、（A）／（C）≧1／10（0．1）

☐ （2）税務申告1期未終了の創業者のうち会社設立済であり売上高の計上がある者

自己資金割合確認欄	資本金（D）	千円
	借入金等（E）	千円
	（D）／（（D）＋（E））	

※申込時の試算表等で自己資金割合を算出し、（D）／（（D）＋（E））≧1／10（0．1）

4. 収支計画（今後1年間分）

支出		収入	
仕入高	千円	売上高	千円
外注工費	千円	工賃収入	千円
人件費	千円	雑収入	千円
	千円		千円
その他費用	千円		千円
利益	千円		千円
計	千円	計	千円

5. 販売・仕入先

主な販売先・受注先	販売・受注予定額	回収方法	主な仕入先・外注先	仕入・外注予定額	支払方法
	年　千円			年　千円	
	年　千円			年　千円	
	年　千円			年　千円	

6. 借入金等状況（※）

借入先等	資金使途	借入残高	残存返済期間	年間返済額
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

（※）現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください
（経営者本人が負担している保証債務も含みます）。

7. その他（計画に関する補足説明がありましたらご記入してください）

（スタートアップ創出促進保証制度用）　　令和5年3月15日制定

創業計画書

茨城県信用保証協会 御中

令和（○）西暦　X　年 XX 月 XX 日
（どちらかに○印を付けてください）

〔申込人〕
住　所　水戸市桜川△丁目○○－××
会社名
氏名または代表者名　●●　●●

スタートアップ創出促進保証制度の申込みにあたり、以下のとおり創業計画書を提出いたします。

【同意事項】
スタートアップ創出促進保証制度を利用するにあたり、貴協会が以下に掲げる当社※の情報を、以下に掲げる利用目的のために、経済産業省に対して提供することについて同意いたします。
また、原則として、創業者が会社を設立して3年目、5年目に、中小企業活性化協議会が実施するガバナンス体制の整備に関するチェックを受けることについて同意いたします。
※会社設立前の創業者が個人で申込む場合や、分社化を計画している親会社が申込む場合は、当該情報は情報提供の対象外のため情報提供いたしません。

1.提供する情報	中小企業者の商号、所在地、資本金、会社設立日、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額
2.提供先における利用目的	政策効果の検証

【確認状況記載欄】
本計画書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法（該当する番号にチェック）	金融機関本支店名・確認者
令和　年XX月XX日	YY時YY分	□電話 ☑2来店面談 □3訪問面談 □4その他（　　）	△△銀行 □□支店 ●●

1. 事業概要

会社名（予定含む）	㈱●●●●				
開業(予定)住所	水戸市笠原町××－×× 電話 090（○○○○）××××				
設立登記(法人)	有　・（無）	設立(予定)年月日	令和（○）西暦　年 XX 月（予定）		
業　種	美容業	資本金	〔会社設立予定を含む〕 3,000,000 円		
許可等 [許可等取得が必要な場合]	（種類） （許可・免許・登録・認証の別を記入）	（根拠法）	[取得すべき許可等の根拠法を記入（(例)食品衛生法）]		
従業員数	1　名	取扱品	美容室	仕入先	㈱△△商事
開業動機・目的	専門学校時代から独立を意識しており、これまで準備を進めてきました。指名いただく固定客が多くなり、好条件のテナントが見つかったことから、開業を決意しました。				
開業に必要な知識、技術、ノウハウの習得	美容師として10年以上勤務しています。また、5年間の店長経験により、店舗運営のノウハウも習得しました。				
〔会社設立予定を含む〕 出資者・出資額	●● ●●　5,000千円				
事業協力者の住所・氏名・勤務先	水戸市南町△丁目△△－△△　㈱□□□ ◎◎　◎◎				

2. 創業準備の着手状況（税務申告1期以上終了している者は記入省略可）

下記の該当事項に〇印を付けて下さい

全ての該当事項に〇印を付けて下さい。

ア 設備機械器具等発注済である。
イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
エ 商品・原材料の仕入を行っている。
オ 事業に必要な許認可を受けている。
カ 事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください。）
（　　）
キ その他（具体的に記入して下さい　　）

『カ』に該当する場合は、許認可取得見込みまで必ずご記載下さい。

3. 必要な資金及び調達の方法（税務申告1期以上終了している者は記入省略可）

次の（1）又は（2）のいずれかにチェックのうえ、自己資金割合が満たしていることをご確認ください。
税務申告1期未終了の創業者のうち、会社設立済であり売上高の計上がある者は（1）又は（2）のどちらかにチェックの上確認でも可。

☑ （1）税務申告1期未終了の創業者

必要な資金		金　額（千円未満切捨）	調達の方法		金　額（千円未満切捨）
設備資金	不動産取得費、内装工事費、敷金、入居保証金、機械設備、什器備品など（内訳） 店舗内装工事：7,000千円 設備機器：1,000千円	8,000 千円	自己資金	普通預金	1,500 千円
				定期性預金	3,000 千円
				有価証券等	千円
				入居保証金等	千円
				設備充当等	千円
				その他	千円
					千円
					千円
				小計（A）	4,500 千円
運転資金	仕入資金、経費支払資金など（内訳） 広告宣伝費：1,500千円 消耗品費：1,000千円	2,500 千円	借入金等	親戚・知人等からの借入（内訳）	
				親からの借入	1,000 千円
					千円
					千円
				金融機関からの借入（内訳）	
				■■銀行	5,000 千円
					千円
					千円
					千円
					千円
					千円
					千円
				小計（B）	6,000 千円
合　計		10,500 千円	合　計（C）＝（A）＋（B）		10,500 千円
自己資金割合確認欄			（A）／（C）		0.4

【自己資金に含まれるもの】
・法人が有している預貯金（残高が確認できるもの）
・有価証券（金融機関の評価額で可）
・不動産を含む購入済みの設備（金融機関の評価額で可）
・親族からの贈与（客観的証明書類があるもの）
・出資金
・その他客観的に評価が可能な資産等（金融機関の評価額で可）

※創業時の資金計画で自己資金割合を算出し、（A）／（C）≧1／10（0．1）

☐ （2）税務申告1期未終了の創業者のうち会社設立済であり売上高の計上がある者

自己資金割合確認欄	資本金（D）	千円
	借入金等（E）	千円
	（D）／（（D）＋（E））	

※申込時の試算表等で自己資金割合を算出し、（D）／（（D）＋（E））≧1／10（0．1）

4. 収支計画（今後1年間分）

支出		収入	
仕入高	1,000 千円	売上高	10,500 千円
外注工費	千円	工賃収入	千円
人件費	5,500 千円	雑収入	千円
家賃	千円		千円
その他費用	2,500 千円		千円
利益	1,500 千円		千円
計	10,500 千円	計	10,500 千円

支出計と収入計は同額になります。

5. 販売・仕入先

主な販売先・受注先	販売・受注予定額	回収方法	主な仕入先・外注先	仕入・外注予定額	支払方法
一般	年 10,500千円	現金	㈱△△商事	年 1,000千円	現金
	年 千円			年 千円	
	年 千円			年 千円	

6. 借入金等状況（※）

借入先等	資金使途	借入残高	残存返済期間	年間返済額
×××　カーローン		360 千円	18 ヶ月	240 千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

住宅ローン、教育ローン等の非事業性借入についてもご記載下さい。

（※）現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください（経営者本人が負担している保証債務も含みます）。

7. その他（計画に関する補足説明がありましたらご記入してください）

・出店予定地は、現在指名いただいているお客様が通いやすく、かつ世帯数も増加しているエリアであることから、相応の集客を見込んでいます。

・「がんばる女性を輝かせるサロン」をコンセプトとして、30代から40代の仕事や育児に励む女性に、丁寧なカウンセリングとヘアケアマイスターとしての知識で、本来の美しさを提供します。

・収支計画の補足

売上高：平均客単価7千円×5名（日）×営業日数25日（月）×12ヶ月＝10，500千円

固定費：役員報酬2名（本人・妻（アシスタント））5,500千円、家賃1,800千円

変動費：仕入高●%、広告宣伝費●%、その他経費●%（現在の店舗の実績を参考に設定）

様式第２号（第９条第２項）

記号第　　号
年　　月　　日

茨城県信用保証協会会長　　殿
取扱金融機関の長　　殿

（認定機関の長）　　印

茨城県女性・若者・障害者創業支援融資の申請について

年　　月　　日付けで下記の者から別添申請書のとおり融資条件等の認定申請があったので、茨城県女性・若者・障害者創業支援融資制度要項第９条第２項の規定により送付します。

記

１　所　在　地

２　企　業　名

３　代表者氏名

４　保証依頼額　　千円

様式第３号（第９条第４項・第５項）

茨城県女性・若者・障害者創業支援融資認定書

記号第　　号
年　　月　　日

（申　請　者）　　殿

（認定機関の長）　　印

　　年　　月　　日付けで申請のあった茨城県女性・若者・障害者創業支援融資について、融資条件等に該当することを認めます。

記

１　融資対象（※該当する番号に○印を記入）
・創業区分　　：　①女性　　②若者　　③障害者
（創業支援１号）
・創業計画段階　　：　①個人創業　　②会社設立
・創業後１年未満　　：　③個人創業　　④会社設立
・創業後１年以上５年未満：　⑤個人創業　　⑥会社設立
（創業支援２号）
・会社設立区分：①創業計画段階　②創業後１年未満　③創業後１年以上５年未満

産業競争力強化法第128条第２項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第２条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けた者の該当の有無
（①有　②無）

２　申請金額　　千円（内訳）設備　　千円・運転　　千円
３　融資期間　設備　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
　　運転　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
４　融資利率　年　　パーセント（保証無　年　　パーセント）
５　返済方法　元金均等割賦
６　資金使途

（注）１　この認定書にかかわらず、取扱金融機関の審査の結果、融資を受けることが適当でないと認められるときは、融資を受けられないことがあります。
２　取扱金融機関により融資を受けることができる場合であっても、この認定書に記載された融資条件等の範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等が変更されることがあります。
　また、この認定書に記載された融資条件等以外の融資条件等については、要項に記載されたもののほか、すべて取扱金融機関又は保証協会所定の条件によることとなります。
３　この認定書の有効期間は、概ね１か月です。

6　茨城県新分野進出等支援融資制度要項

（目的）

第１条　この要項は、新たな事業分野への進出、事業・業態の転換、事業の拡大若しくは海外への展開を通じた危機に強いビジネスモデルへの転換又は脱炭素化を通じた経営力の強化に取り組む中小企業者に対し、必要な資金を融資することにより、新事業展開を目指す中小企業者の挑戦を後押しすることを目的とする。

（資金措置）

第２条　知事は、前条の目的を達成するため、毎年度、予算の範囲内で、融資に必要な資金を知事が指定する金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に預託する。

２　取扱金融機関は、前項の規定により預託された資金の3.0倍以上の額の融資（以下「融資」という。）を、自己の責任において行うものとする。

（融資対象）

第３条　融資を受けることができる者は、申込時点において県内に事業所を有し、引き続き１年以上事業（茨城県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証対象業種に限る。）を営んでいる中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第２条第１項に規定する中小企業者で、次に掲げるいずれかの事業計画を策定して実行する者とする。

(1) 新分野進出（新たな事業（日本標準産業分類の細分類で現在行っている事業と異なる事業をいう。次号において同じ。）に進出する取組をいう。）に関する事業計画

(2) 事業転換（現在行っている事業を廃止して新たな事業を開始する取組をいう。）に関する事業計画

(3) 業態転換（商品の販売又は役務の提供について新たな方法を導入する取組をいう。）に関する事業計画

(4) 事業拡大（新たな設備投資を実施することにより現在行っている事業を拡大する取組をいう。）に関する事業計画

(5) 海外展開（商品、サービス等の輸出又は海外直接投資（生産、販売、研究開発拠点等の設置をいう。）の取組をいう。）に関する事業計画（県内事業所の規模縮小及び従業員減少を伴わないものに限る。）

(6) 脱炭素化（脱炭素化に資する設備を導入することにより、製品や企業の競争力向上と経営力の強化を図る取組をいう。）に関する事業計画

（資金の使途）

第４条　融資を受けた資金（以下「融資金」という。）の使途は、第３条各号に掲げる事業計画を実施す

るために必要となる資金とする。

（融資条件）

第５条　融資種類、融資限度額、融資期間及び融資利率は、次の表に掲げるとおりとする。

<table>
<tr><th rowspan="2">融資種類</th><th rowspan="2">融資限度額</th><th rowspan="2">融資期間</th><th colspan="3">融資利率</th></tr>
<tr><th>償還期間</th><th>保証無</th><th>保証付</th></tr>
<tr><td>設備資金</td><td>１億円</td><td>10年以内</td><td rowspan="2">３年以内
３年超５年以内
５年超７年以内
７年超10年以内</td><td rowspan="2">年2.4%
年2.5%
年2.6%
年2.7%</td><td rowspan="2">年1.9%
年2.0%
年2.1%
年2.2%</td></tr>
<tr><td>運転資金（第３条第１号から第５号までに掲げる事業計画を策定して実行する者に限る。）</td><td>3,000万円</td><td>５年以内</td></tr>
</table>

（償還方法）

第６条　融資金の償還は、元金均等割賦償還とする。この場合において、設備資金にあたっては２年以内、運転資金にあたっては１年以内の据置期間を置くことができる。

（保証人）

第７条　取扱金融機関は、保証協会の保証を付する場合においては、原則として法人の代表者以外の保証人を徴求しないこととする。

（その他の条件）

第８条　この要項に定めるもののほか、融資に関する条件は、取扱金融機関又は保証協会が定めるところによる。

（申込手続等）

第９条　融資を受けようとする者（以下「融資申込者」という。）は、茨城県新分野進出等支援融資認定申請書（様式第１号）に別に定める書類を添えて、商工会等に提出するものとする。

２　商工会等は、前項の申請書の提出を受けた場合において、融資条件等に該当すると認めたときは、融資申込者に茨城県新分野進出等支援融資認定書（様式第２号）を交付するものとする。

３　融資申込者は、前項の認定書の交付を受けたときは、当該認定書に第１項により商工会等に提出した申請書及び添付書類の写しを添えて、取扱金融機関に対して、取扱金融機関所定の様式により融資を申し込むものとする。

４　取扱金融機関は、前項の規定により融資の申込みを受けた場合は、速やかに審査を行い、融資を行うことが適当であると認めたときは、融資申込者と金銭消費貸借契約を締結し、融資を行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、第２項で認定された融資条件等の範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等を変更することができる。

５　取扱金融機関は、前項の規定により融資を行う場合において、融資の条件として保証協会の保証が必要なときは、あらかじめ保証協会に対して、保証協会所定の様式に第３項の申込みに係る書類の写しを添えて保証を依頼するものとする。

６　第４項の規定は、前項の規定による保証の依頼を受けた保証協会について、準用するものとする。

（企業診断）

第 10 条　知事は、この要項に基づく事業の円滑な推進のため、企業診断を実施することができる。

（要項違反による償還等）

第 11 条　商工会等は、融資を受けた者（以下「利用者」という。）について、申込関係書類の不実記載、資金の目的外使用等この要項に違反する事実を発見したときは、その旨を取扱金融機関に通知するものとする。

２　取扱金融機関は、申込関係書類の不実記載、資金の目的外使用等この要項に違反する事実があると認めたときは、既に融資した資金の全部若しくは一部を償還させ、又は融資を行わないものとする。

（調査及び指導）

第 12 条　知事は、融資金の使途を確認するため特に必要があると認めたときは、商工会等及び利用者に対して、融資の対象となった事業に関する帳簿その他の書類を調査し、経営の改善のための指導をすることができる。

（損失補償）

第 13 条　知事は、この要項に基づき保証協会が保証した債務について、代位弁済が生じた場合には、別途保証協会と締結する損失補償契約に定めるところにより、保証協会に損失補償を行うものとする。

（報告）

第 14 条　取扱金融機関は、融資を行ったときは、速やかに、別に定める茨城県制度融資実行報告書により商工会等に報告するとともに、毎月 10 日までに別に定める茨城県預託制度融資状況報告書により、前月分の融資実績を知事に報告するものとする。

２　保証協会は、第９条第５項による保証依頼を受けその審査を行ったときは、速やかに、保証協会所定の様式により、商工会等に報告するものとする。

（その他）

第 15 条　この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付　則

この要項は、平成 29 年４月１日から施行する。

付　則

1　この要項は、平成31年４月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県小規模企業支援融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和３年３月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に認定申請のあった融資について適用し、同日の前日までに認定申請のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和４年４月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に認定申請のあった融資について適用し、同日の前日までに認定申請のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和４年11月16日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に認定申請のあった融資について適用し、同日の前日までに認定申請のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和７年４月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、令和７年５月１日以降に保証申込受付のあった融資について適用し、同日の前日までに保証申込のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和８年４月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に保証申込受付のあった融資について適用し、同日の前日までに保証申込のあったものについては、なお従前の例による。

様式第１号（第９条第１項）

茨城県新分野進出等支援融資認定申請書

年　　月　　日

（認定機関の長）　　殿

個人名・法人名
代　　表　　者　　印
現　　住　　所
県内事業所の所在地
連　絡　先　電　話

下記により融資を受けたいので、融資条件等の認定を申請します。

記

１　業　　種　　（主たる事業内容）
２　資 本 金
３　従 業 員（パートを除く）　　人
４　営業開始　　年　　月から
５　県内事業所における営業　　年　　月から
６　融資の申込内容
(1) 融資対象（※該当する番号に○印を記入）
①新分野進出　②事業転換　③業態転換　④事業拡大　⑤海外展開　⑥脱炭素化
※運転資金の申込みは、融資対象①から⑤までに限る。
(2) 事業計画における脱炭素効果の有無（※該当する番号に○印を記入）（注）
①有　　②無
(3) 申請金額　　千円（内訳）設備　　千円・運転　　千円
(4) 融資期間　設備　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
運転　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
(5) 融資利率　年　　パーセント（保証無　年　　パーセント）
(6) 返済方法　元金均等割賦

(7) 融資を受ける時期　　年　　月

(8) 融資希望金融機関　　銀行・信用金庫・信用組合　本・　　支店

(9) 資金使途（具体的に）

（注）

脱炭素効果の有無については、本融資における設備資金の申込みの有無に関わらず、添付する事業計画において、

・再生可能エネルギー関連設備の導入

・省エネ性能の高い事業用設備の導入（設備の入替を含む。）

・事業所の省エネ改修　　等

を伴う場合は、「有」とする。また、事業計画が、

・脱炭素に資する事業分野への進出や事業転換に関するもの

・脱炭素に資する製品の研究開発や製造に関するもの

である場合においても、「有」とする。

添付書類

1　許認可等の必要な業種にあっては、許可証等の写し

2　県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）

3　設備資金にあっては、見積書又は契約書の写し

4　事業計画書（添付様式）

※次に掲げる計画を実行するために融資を受けようとする場合には、認定等を受けた当該計画書及び認定書等の写しを添付することで事業計画書を省略することができる。

・中小企業等経営強化法に基づき国の認定を受けた経営力向上計画、県の承認を受けた経営革新計画又は市町村の認定を受けた先端設備等導入計画

・国等の補助事業の採択を受けた事業計画

添付様式

茨城県新分野進出等支援融資事業計画書

年　　月　　日

個人名・法人名
代　　表　　者

1　現在の事業状況（事業内容、業況、課題等を踏まえて記載してください。）

2　融資対象となる事業内容

区　分	①新分野進出 ②事業転換 ③業態転換 ④事業拡大 ⑤海外展開 ⑥脱炭素化 ※該当する区分を〇で囲むこと
事業内容 ※該当する区分に沿って詳細に記載すること。	
開始時期	令和　　年　　月　予定

3　設備・運転資金計画

	資金使途（具体的に）	金額（千円）	返済期間	調達先（金融機関名等）
設備資金			カ月	
運転資金			カ月	
その他	（本件以外の資金調達がある場合に記入）		カ月	
計			―	―

※設備資金（本件による資金調達がある場合）、その他（本件以外の資金調達がある場合）に記載した資金使途のうち、脱炭素化に資する設備が含まれる場合には、「4　事業計画による効果等」に、脱炭素化に資する設備導入により得られる効果を記載する。

4　事業計画による効果等

(1) 事業実施により期待できる成果等

（2）脱炭素化に資する設備について

①設備の内容	
②設備導入の経緯	□　新規導入 □　既存設備の入替・更新 （入替・更新の対象となる既存設備の導入時期：　　年　　月）
③設備導入により得られる効果	

※設備のパンフレット、仕様書等の該当箇所の写しを添付すること。

様式第２号（第９条第２項）

茨城県新分野進出等支援融資認定書

記号第　　号

年　　月　　日

（申　請　者）　　殿

（認定機関の長）　　印

年　　月　　日付けで申請のあった茨城県新分野進出等支援融資について、融資条件等に該当することを認めます。

記

１　融資対象（※該当する番号に○印を記入）

①新分野進出　②事業転換　③業態転換　④事業拡大　⑤海外展開　⑥脱炭素化

※運転資金の申込みは、融資対象①から⑤までに限る。

２　事業計画における脱炭素効果の有無（※該当する番号に○印を記入）

①有　　②無

３　申請金額　　千円（内訳）設備　　千円・運転　　千円

４　融資期間　設備　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）

運転　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）

５　融資利率　年　　パーセント（保証無　年　　パーセント）

６　返済方法　元金均等割賦

７　資金使途

（注）１　この認定書にかかわらず、取扱金融機関の審査の結果、融資を受けることが適当でないと認められるときは、融資を受けられないことがあります。

２　取扱金融機関により融資を受けることができる場合であっても、この認定書に記載された融資条件等の範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等が変更されることがあります。

また、この認定書に記載された融資条件等以外の融資条件等については、要項に記載されたもののほか、すべて取扱金融機関又は保証協会所定の条件によることとなります。

３　この認定書の有効期間は、概ね１か月です。

7　茨城県雇用促進等支援融資制度要項

（目的）

第１条　この要項は、雇用創出、障害者雇用等に積極的に取り組む中小企業者に対し、必要な資金を融資することにより、安定した雇用の確保を図ることを目的とする。

（資金措置）

第２条　知事は、前条の目的を達成するため、毎年度、予算の範囲内で、融資に必要な資金を知事が指定する金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に預託する。

２　取扱金融機関は、前項の規定により預託された資金の3.0倍以上の額の融資を、自己の責任において行うものとする。

（融資対象）

第３条　前条第２項の融資（以下「融資」という。）を受けることができる者は、申込時点において県内に事業所を有し、同一事業（茨城県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証対象業種に限る。）を引き続き１年以上営んでいる中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第２条第１項に規定する中小企業者で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 雇用の増加を伴う事業拡大計画（生産・販売能力の増強等を実施するものをいう。以下同じ。）を有すること。

(2) 申請日以前の６か月間に常時使用する従業員（以下「従業員」という。）が減少していないこと。

(3) 事業拡大計画により今後６か月以内に２人以上の従業員（パートタイム労働者を除き、かつ、雇用保険加入見込みであること。）の増加が確実に見込まれること。ただし、次のいずれかに該当する場合は１人の増加でもよい。

① 従業員20人（商業又はサービス業については５人）以下の中小企業者が、新たに雇用する場合

② 満45歳以上の労働者を雇用する場合

２　前項各号に掲げる要件を満たす者のほか、次に掲げるいずれかの要件を満たす者も融資を受けることができるものとする。

(1)茨城県障害者雇用優良企業認証制度実施要綱に基づく茨城県障害者雇用優良企業の認定（有効期間内のものに限る。）を受けていること。

(2)「パートナーシップ構築宣言」に登録し、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおいて宣言を公表していること。

(3)いばらきリスキリング推進宣言制度実施要領に基づく「リスキリング推進宣言」に登録し、リスキリングポータルサイトにおいて宣言を公表していること。

(4)茨城県働き方改革優良（推進）企業認定制度実施要項に基づく茨城県働き方改革優良（推進）企業の認定（有効期間内のものに限る。）を受けていること。

(5)茨城県外国人受入優良企業等認定制度実施要綱に基づく茨城県外国人受入優良企業又は茨城県外国人受入先進企業の認定（有効期間内のものに限る。）を受けていること。

（資金の使途）

第４条　融資を受けた資金（以下「融資金」という。）の使途は、雇用創出、障害者雇用等に取り組むために必要となる資金とする。

（融資条件）

第５条　融資種類、融資限度額、融資期間及び融資利率は、次の表１、表２のとおりとする。

（表１）

区　　分	融資限度額	融資期間
設備資金	１億円	10年以内
運転資金	3,000万円	５年以内

（表２）

融資利率		
償還期間	保証無	保証付
３年以内	年2.4%	年1.9%
３年超５年以内	年2.5%	年2.0%
５年超７年以内	年2.6%	年2.1%
７年超10年以内	年2.7%	年2.2%

（償還方法）

第６条　融資金の償還は、元金均等割賦償還とする。この場合において、１年以内の据置期間を置くことができる。

（保証人）

第７条　取扱金融機関は、保証協会の保証を付する場合においては、原則として法人の代表者以外の保証人を徴求しないこととする。

（その他の条件）

第８条　この要項に定めるもののほか、融資に関する条件は、取扱金融機関又は保証協会が定めるところによる。

（申込手続等）

第９条　融資を受けようとする者（以下「融資申込者」という。）は、茨城県雇用促進等支援融資認定申請書（様式第１号）に別に定める書類を添えて、融資申込者の事業所の所在地を管轄する商工会若しくは商工会議所又は茨城県中小企業団体中央会（以下「商工会等」という。）に提出するものとする。

２　商工会等は、前項の申請書の提出を受けた場合において、融資条件等に該当すると認めたときは、融資申込者に茨城県雇用促進等支援融資認定書（様式第２号）を交付するものとする。

３　融資申込者は、前項の認定書の交付を受けたときは、当該認定書に第１項により商工会等に提出

した申請書及び添付書類の写しを添えて、取扱金融機関に対して、取扱金融機関所定の様式により融資を申し込むものとする。

4　取扱金融機関は、前項の規定により融資の申込みを受けた場合は、速やかに審査を行い、融資を行うことが適当であると認めたときは、融資申込者と金銭消費貸借契約を締結し、融資を行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、第２項で認定された融資条件等の範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等を変更することができる。

5　取扱金融機関は、前項の規定により融資を行う場合において、融資の条件として保証協会の保証が必要なときは、あらかじめ保証協会に対して、保証協会所定の様式に第３項の申込みに係る書類の写しを添えて保証を依頼するものとする。

6　第４項の規定は、前項の規定による保証の依頼を受けた保証協会について、準用するものとする。

（企業診断）

第 10 条　知事は、この要項に基づく事業の円滑な推進のため、企業診断を実施することができる。

（要項違反による償還等）

第 11 条　商工会等は、融資を受けた者（以下「利用者」という。）について、申込関係書類の不実記載、資金の目的外使用等この要項に違反する事実を発見したときは、その旨を取扱金融機関に通知するものとする。

2　取扱金融機関は、申込関係書類の不実記載、資金の目的外使用等この要項に違反する事実があると認めたときは、既に融資した資金の全部若しくは一部を償還させ、又は融資を行わないものとする。

（調査及び指導）

第 12 条　知事は、融資金の使途を確認するため特に必要があると認めたときは、商工会等及び利用者に対して、融資の対象となった事業に関する帳簿その他の書類を調査し、経営の改善のための指導をすることができる。

（報告）

第 13 条　取扱金融機関は、融資を行ったときは、速やかに、別に定める茨城県制度融資実行報告書により商工会等に報告するとともに、毎月 10 日までに別に定める茨城県預託制度融資状況報告書により、前月分の融資実績を知事に報告するものとする。

2　保証協会は、第９条第５項による保証依頼を受けその審査を行ったときは、速やかに、保証協会所定の様式により、商工会等に報告するものとする。

3　利用者は、第３条第１項に該当する場合、新規雇用後、速やかに、茨城県雇用促進等支援融資雇用実績報告書（様式第３号）に、次に掲げるいずれかの書類の写しを添えて、商工会等に提出するもの

とする。

(1) 新規雇用者の健康保険・厚生年金保険被保険者資格届等の確認通知書

(2) 新規雇用者の雇用保険被保険者資格取得届等確認通知書

（その他）

第 14 条　この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付　則

この要項は、平成 29 年４月１日から施行する。

付　則

この要項は、令和２年４月１日から施行する。

付　則

１　この要項は、令和６年４月１日から施行する。

２　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に認定申請のあった融資について適用し、同日の前日までに認定申請のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

１　この要項は、令和７年４月１日から施行する。

２　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に認定申請のあった融資について適用し、同日の前日までに認定申請のあったものについては、なお従前の例による。

ただし、第５条表２の融資利率の改正規定は、令和７年５月１日以降に保証申込受付のあった融資について適用し、同日の前日までに保証申込のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

１　この要項は、令和８年４月１日から施行する。

２　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に認定申請のあった融資について適用し、同日の前日までに認定申請のあったものについては、なお従前の例による。

ただし、第５条表２の融資利率の改正規定は、施行の日以降に保証申込受付のあった融資について適用し、同日の前日までに保証申込のあったものについては、なお従前の例による。

茨城県雇用促進等支援融資制度要項取扱基準

1　常時使用する従業員

「常時使用する従業員」とは、事業主や法人と雇用関係にある者をいい、次のものは対象としない。

(1) 会社役員、無給の家族従業員

(2) 事業主と生計を一にしている三親等以内の家族（有給・無給を問わない。）

(3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第21条に規定する「解雇予告を必要としない者」で、次のいずれかに該当するもの

ア　日々雇い入れられるもの（１か月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）

イ　２か月以内の期間を定めて使用されるもの（２か月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）

ウ　季節的業務に４か月以内の期間を定めて使用されるもの（４か月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）

エ　試みの使用期間中のもの（14日を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）

2　パートタイム労働者

「パートタイム労働者」とは、「短時間労働者」のことをいい、１週間の所定の労働時間が通常の労働者に比べて短い労働者をいう。

様式第１号（第９条第１項）

茨城県雇用促進等支援融資認定申請書

年　　月　　日

（認定機関の長）　　殿

個人名・法人名
代　　表　　者　　印
現　　住　　所
県内事業所の所在地
連　絡　先　電　話

下記により融資を受けたいので、融資条件等の認定を申請します。

記

１　業　　種　　（主たる事業内容）
２　資 本 金
３　従 業 員（パートを除く）　　人
４　営業開始　　年　　月から
５　県内事業所における営業　　年　　月から
６　融資の申込内容
(1) 申請金額　　千円（内訳）設備　　千円・運転　　千円
(2) 融資期間　設備　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
　　運転　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
(3) 融資利率　年　　パーセント（保証無　年　　パーセント）
(4) 返済方法　元金均等割賦
(5) 融資を受ける時期　　年　　月
(6) 融資希望金融機関　　銀行・信用金庫・信用組合　本・　　支店
(7) 資金使途（具体的に）

添付書類
１　許認可等の必要な業種にあっては、許可証等の写し
２　県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）
３　設備資金にあっては、見積書又は契約書の写し
４　事業計画書（添付様式）

添付様式

茨城県雇用促進等支援融資事業計画書

年　　月　　日

個人名・法人名
代　　表　　者

1　事業拡大等の内容（第３条第１項に該当する場合）

※　事業拡大等とは，生産・販売能力の増強等を実施することをいう。

2　事業拡大等に伴う人材確保の内容（第３条第１項に該当する場合）

(1)　雇用増加計画

雇用形態	申請日より６か月前の従業員数	雇　用　増　加　計　画	
		申請時の従業員数	雇用見込者数
正　　規	人	人	人
パート等	人	人	人
計	人	人	人

（注）常時使用する従業員数を記載すること。

(2)　中高年齢者（満45歳以上）の雇用予定の有無　　有　・　無

(3)　雇用予定時期　　年　　月　　日

3　茨城県障害者雇用優良企業の認定の状況（第３条第２項第１号に該当する場合）

ア　認定番号　認定　第　　号

イ　有効期間　　年　　月　　日から３年間

（注）有効期間内の認定証の写しを添付すること。

4　パートナーシップ構築宣言及び公表状況（第３条第２項第２号に該当する場合）

ア　宣言年月日　　年　　月　　日

イ（公財）全国中小企業振興機関協会運営ポータルサイトへの掲載（掲載済の場合は☑）：☐

掲載 URL:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）パートナーシップ構築宣言の写しを添付すること。

5　リスキリング推進宣言の公表状況（第３条第２項第３号に該当する場合）

ア　宣言年月日　　年　　月　　日

イ　リスキリングポータルサイトへの掲載（掲載済の場合は☑）：☐

掲載 URL：

（注）リスキリング推進宣言書の写しを添付すること。

6　茨城県働き方改革優良（推進）企業の認定の状況（第３条第２項第４号に該当する場合）

ア　認定番号　優良／推進認定　第　　号

イ　有効期間　　年　月　日から２年間

（注）有効期間内の認定証の写しを添付すること。

7　茨城県外国人受入優良企業・先進企業の認定状況（第３条第２項第５号に該当する場合）

ア　認定番号　優良／先進認定　第　　号

イ　有効期間　　年　　月　　日から

認定した日から起算して３年が経過した日の属する年度の末日まで

（注）有効期間内の認定証の写しを添付すること。

様式第２号（第９条第２項）

茨城県雇用促進等支援融資認定書

記号第　　号
年　　月　　日

（申　請　者）　　殿

（認定機関の長）　　印

　　年　　月　　日付けで申請のあった茨城県雇用促進等支援融資について、融資条件等に該当することを認めます。

記

１	申請金額		千円（内訳）設備	千円・運転	千円	
２	融資期間	設備	年　　月（うち据置期間	年　　月）		
		運転	年　　月（うち据置期間	年　　月）		
３	融資利率	年	パーセント（保証無　年	パーセント）		
４	返済方法	元金均等割賦				
５	資金使途					

（注）１　この認定書にかかわらず、取扱金融機関の審査の結果、融資を受けることが適当でないと認められるときは、融資を受けられないことがあります。

２　取扱金融機関により融資を受けることができる場合であっても、この認定書に記載された融資条件等の範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等が変更されることがあります。

　また、この認定書に記載された融資条件等以外の融資条件等については、要項に記載されたもののほか、すべて取扱金融機関又は保証協会所定の条件によることとなります。

３　この認定書の有効期間は、概ね１か月です。

様式第３号（第１３条第３項）

茨城県雇用促進等支援融資雇用実績報告書

年　　月　　日

（認定機関の長）　　殿

個人名・法人名
代　　表　　者　　印
現　　住　　所
県内事業所の所在地
連　絡　先　電　話

年　　月　　日付けで提出した茨城県雇用促進等支援融資認定申請書に基づく実績は、下記のとおりです。

記

１　事業拡大等の内容

※　施設・設備の拡大状況や新規雇用者の業務内容等を具体的に記入してください。

２　新規雇用の実績

(1)　新規雇用者数

申請時の雇用者数（A）	現在の雇用者数（B）	雇　用　実　績（B－A）
人	人	人

（注）計画と実績に差がある場合はその理由を記載すること。

(2)　中高年齢者（満45歳以上）の採用実績　　有　・　無

添付書類

新規雇用者に係る「健康保険・厚生年金保険被保険者資格届等の確認通知書」又は「雇用保険被保険者資格取得届等確認通知書」の写し

８　茨城県小売商業・地場産業支援融資制度要項

（目的）

第１条　この要項は、小売商業や地場産業を営む者等に対し、必要な資金を融資することにより、地域産業の活力を強化することを目的とする。

（資金措置）

第２条　知事は、前条の目的を達成するため、毎年度、予算の範囲内で、融資に必要な資金を知事が指定する金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に預託する。

２　取扱金融機関は、前項の規定により預託された資金の3.0倍以上の額の融資を、自己の責任において行うものとする。

（融資対象者等）

第３条　融資対象者、融資金の使途、融資限度額、融資期間及び融資利率は、別表の融資区分の欄に掲げる融資区分に応じ、それぞれ当該各欄に掲げるとおりとする。

（償還方法）

第４条　融資金の償還は、元金均等割賦償還とする。

（保証人）

第５条　取扱金融機関は、茨城県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を付する場合においては、原則として法人の代表者以外の保証人を徴求しないこととする。

（その他の条件）

第６条　この要項に定めるもののほか、融資に関する条件は、取扱金融機関又は保証協会が定めるところによる。

（申込手続等）

第７条　融資を受けようとする者（以下「融資申込者」という。）は、茨城県小売商業・地場産業支援融資認定申請書（様式第１号）に別に定める書類を添えて、融資申込者の事業所の所在地を管轄する商工会若しくは商工会議所又は茨城県中小企業団体中央会（以下「商工会等」という。）に提出するものとする。

２　商工会等は、前項の申請書の提出を受けた場合において、融資条件等に該当すると認めたときは、融資申込者に茨城県小売商業・地場産業支援融資認定書（様式第２号）を交付するものとする。

３　融資申込者は、前項の認定書の交付を受けたときは、当該認定書に第１項により商工会等に提出した申請書及び添付書類の写しを添えて、取扱金融機関に対して、取扱金融機関所定の様式により融資を申し込むものとする。

４　取扱金融機関は、前項の規定により融資の申込みを受けた場合は、速やかに審査を行い、融資を行うことが適当であると認めたときは、融資申込者と金銭消費貸借契約を締結し、融資を行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、第２項で認定された融資条件等の範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等を変更することができる。

５　取扱金融機関は、前項の規定により融資を行う場合において、融資の条件として保証協会の保証が必要なときは、あらかじめ保証協会に対して、保証協会所定の様式に第３項の申込みに係る書類の写しを添えて保証を依頼するものとする。

６　第４項の規定は、前項の規定による保証の依頼を受けた保証協会について、準用するものとする。

（企業診断）

第８条　知事は、この要項に基づく事業の円滑な推進のため、企業診断を実施することができる。

（要項違反による償還等）

第９条　商工会等は、融資を受けた者（以下「利用者」という。）について、申込関係書類の不実記載、資金の目的外使用等この要項に違反する事実を発見したときは、その旨を取扱金融機関に通知するものとする。

２　取扱金融機関は、申込関係書類の不実記載、資金の目的外使用等この要項に違反する事実があると認めたときは、既に融資した資金の全部若しくは一部を償還させ、又は融資を行わないものとする。

（調査及び指導）

第 10 条　知事は、融資金の使途を確認するため特に必要があると認めたときは、商工会等及び利用者に対して、融資の対象となった事業に関する帳簿その他の書類を調査し、経営の改善のための指導をすることができる。

（報告）

第 11 条　取扱金融機関は、融資を行ったときは、速やかに、別に定める茨城県制度融資実行報告書により商工会等に報告するとともに、毎月 10 日までに別に定める茨城県預託制度融資状況報告書により、前月分の融資実績を知事に報告するものとする。

２　保証協会は、第７条第５項による保証依頼を受けその審査を行ったときは、速やかに、商工会等に報告するものとする。

（その他）

第 12 条　この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付　則

この要項は、平成 29 年４月１日から施行する。

付　則

この要項は、令和３年６月７日から施行する。

付　則

1　この要項は、令和７年４月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、令和７年５月１日以降に保証申込受付のあった融資について適用し、同日の前日までに保証申込のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和８年４月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に保証申込受付のあった融資について適用し、同日の前日までに保証申込のあったものについては、なお従前の例による。

別表

融資対象者	融資金の使途	融資限度額	融資期間	融資利率
申込時点において県内に事業所を有し，同一事業（卸売業，小売業，飲食業及びサービス業のいずれかであって，保証協会の信用保証対象業種に限る。）を引き続き１年以上営んでいる中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第２条第１項に規定する中小企業者で，次のいずれかに該当するもの (1) 店舗の改装等を行うもの (2) 大規模商業施設等にテナントとして出店するもの	小売商業等の活性化を行うために必要な設備資金及び運転資金	設備資金 １億円 運転資金 3,000 万円	設備資金 10 年以内 （うち据置期間２年以内） 運転資金 ５年以内 （うち据置期間１年以内）	（保証付） ３年以内　年 1.9% ３年超５年以内　年 2.0% ５年超７年以内　年 2.1% ７年超 10 年以内　年 2.2% （保証無） ３年以内　年 2.4% ３年超５年以内　年 2.5% ５年超７年以内　年 2.6% ７年超 10 年以内　年 2.7%
申込時点において県内に事業所を有し，同一事業（保証協会の信用保証対象業種に限る。）を引き続き１年以上営んでいる中小企業信用保険法第２条第１項に規定する中小企業者で，次のいずれかに該当するもの (1) 地場産業を営むもの (2) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）に基づく指定地域内に立地しているもの	経営の強化・合理化を行うために必要な設備資金及び運転資金	設備資金 １億円 運転資金 3,000 万円	設備資金 ７年以内 （うち据置期間２年以内） 運転資金 ５年以内 （うち据置期間１年以内）	（保証付） ３年以内　年 1.9% ３年超５年以内　年 2.0% ５年超７年以内　年 2.1% （保証無） ３年以内　年 2.4% ３年超５年以内　年 2.5% ５年超７年以内　年 2.6%

茨城県小売商業・地場産業支援融資制度要項取扱基準

1　店舗の改装等

(1)　「店舗」の中には、空き店舗や空き家を含むものとする。

(2)　「改装等」の中には、取得や賃借に要する費用も含むものとする。

※　空き店舗・空き家の利用にあたっては、建築基準法をはじめとする法令等により、建物の使用制限を受ける場合や、用途変更の手続きが必要となる場合あるため、事業実施が可能かどうか事前に確認を行うこと。

2　テナント出店

「テナントとして出店するもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）に基づき市街地再開発ビルの保留床に出店するもの（従前の権利者は除く。）

(2) 次の事業主体が設置する商業施設に出店するもの

ア　国・県・市町村又は特殊法人（国・県・市町村がそれぞれ、又は合わせて 100%出資した法人をいう。）がそれぞれ 50%以上出資した事業主体

イ　国・県・市町村又は特殊法人が合わせて 50%以上出資した事業主体

(3) 新たに出店される大規模商業施設（店舗面積が 1,000 ㎡を超える施設に限る。）に出店するもの

(4) その他知事が必要と認めたもの

3　地場産業

「地場産業を営むもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 清酒、味噌、醤油、米菓、家具、茶、粘土瓦、佃煮、石材加工、納豆、こんにゃく、桐下駄、桐たんす、洋傘、銘木、製材、笠間焼、紬、干いも及び干瓢の生産・加工を行うもの

(2) 茨城県伝統工芸品指定要領（昭和 62 年 12 月 25 日制定）に基づき指定を受けた工芸品の生産を行うもの

4　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく指定地域

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく指定地域」とは、常陸太田市の一部（旧水府村及び旧里美村に属した地域）、潮来市の一部（旧牛堀町に属した地域）、常陸大宮市の一部（旧山方町、旧美和村、旧緒川村及び旧御前山村に属した地域）、稲敷市、かすみがうら市の一部（旧霞ヶ浦町に属した地域）、桜川市、行方市、城里町の一部（旧桂村及び旧七会村に属した地域）、大子町、河内町、及び利根町の区域をいう。

様式第１号（第７条第１項）

茨城県小売商業・地場産業支援融資認定申請書

年　　月　　日

（認定機関の長）　　殿

個人名・法人名
代　　表　　者　　印
現　　住　　所
県内事業所の所在地
連　絡　先　電　話

下記により融資を受けたいので、融資条件等の認定を申請します。

記

１　業　　種　　（主たる事業内容）
２　資 本 金
３　従 業 員（パートを除く）　　人
４　営業開始　　年　　月から
５　県内事業所における営業　　年　　月から
６　融資の申込内容

(1) 融資対象（※該当する番号に〇印を記入）

①店舗改装等　　②ﾃﾅﾝﾄ出店　　③地場産業　　④過疎地域

(2) 申請金額　　千円（内訳）設備　　千円・運転　　千円
(3) 融資期間　設備　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
　　運転　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
(4) 融資利率　年　　パーセント（保証無　年　　パーセント）
(5) 返済方法　元金均等割賦
(6) 融資を受ける時期　　年　　月
(7) 融資希望金融機関　　銀行・信用金庫・信用組合　本・　　支店
(8) 資金使途（具体的に）

添付書類
１　許認可等の必要な業種にあっては、許可証等の写し
２　県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）
３　設備資金にあっては、見積書又は契約書の写し
４　事業計画書（添付様式）

添付様式

茨城県小売商業･地場産業支援融資事業計画書

年　　月　　日

（認定機関の長）　　殿

個人名・法人名
代表者

事業計画は、下記のとおりです。

記

様式第２号（第７条第２項）

茨城県小売商業・地場産業支援融資認定書

記号第　　号
年　　月　　日

（申　請　者）　　殿

（認定機関の長）　　印

　　年　　月　　日付けで申請のあった茨城県小売商業・地場産業支援融資について、融資条件等に該当することを認めます。

記

１　融資対象（※該当する番号に〇印を記入）

①店舗改装等　　②ﾃﾅﾝﾄ出店　　③地場産業　　④過疎地域

２　申請金額　　千円（内訳）設備　　千円・運転　　千円
３　融資期間　　設備　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
　　運転　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
４　融資利率　　年　　パーセント（保証無　年　　パーセント）
５　返済方法　　元金均等割賦
６　資金使途

（注）１　この認定書にかかわらず、取扱金融機関の審査の結果、融資を受けることが適当でないと認められるときは、融資を受けられないことがあります。
２　取扱金融機関により融資を受けることができる場合であっても、この認定書に記載された融資条件等の範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等が変更されることがあります。
　また、この認定書に記載された融資条件等以外の融資条件等については、要項に記載されたもののほか、すべて取扱金融機関又は保証協会所定の条件によることとなります。
３　この認定書の有効期間は、概ね１か月です。

９　茨城県観光おもてなし施設整備融資制度要項

（目的）

第１条　この要項は、観光施設の整備・改修を行う者等に対し、必要な資金を融資することにより、良質なサービスの提供や観光旅行者の需要の高度化に対応することを目的とする。

（資金措置）

第２条　知事は、前条の目的を達成するため、毎年度、予算の範囲内で、融資に必要な資金を知事が指定する金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に預託する。

２　取扱金融機関は、前項の規定により預託された資金の3.0倍以上の額の融資を、自己の責任において行うものとする。

（融資対象）

第３条　前条第２項の融資（以下「融資」という。）を受けることができる者は、申込時点において県内に事業所を有し、引き続き１年以上事業（茨城県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証対象業種に限る。）を営んでいる中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）（以下「法」という。）第２条第１項に規定する中小企業者で、次のいずれかに該当するもの。

(1) 県産品を活用した体験型の施設の整備・改修を行うもの。

(2) 海や山など自然を活用した施設の整備・改修を行うもの。

(3) 歴史や文化をテーマにした施設の整備・改修を行うもの。

(4) 一定の施設基準を満たす宿泊施設の整備・改修を行うもの。

(5) 観光施設のバリアフリー化のための整備・改修を行うもの。

(6) その他知事が必要と認める施設の整備・改修を行うもの。

（資金の使途）

第４条　融資を受けた資金（以下「融資金」という。）の使途は、観光施設の整備・改修を行うために必要となる資金とする。

（融資条件）

第５条　融資種類、融資限度額、融資期間及び融資利率は、次の表１、表２のとおりとする。

（表１）

区　　分	融資限度額	融資期間
設備資金	５億円 ※一定の施設基準を満たす宿泊施設の整備・改修を行うもの：10億円 ※保証付きの場合：2億8,000万円	12年以内

（表２）

融資利率		
償還期間	保証無	保証付
３年以内	年2.4%	年1.9%
３年超５年以内	年2.5%	年2.0%
５年超７年以内	年2.6%	年2.1%
７年超10年以内	年2.7%	年2.2%
10年超12年以内	年2.8%	年2.3%

（償還方法）

第６条　融資金の償還は、元金均等割賦償還とする。この場合において、２年以内の据置期間を置くことができる。

（保証人）

第７条　取扱金融機関は、茨城県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を付する場合においては、原則として法人の代表者以外の保証人を徴求しないこととする。

（その他の条件）

第８条　この要項に定めるもののほか、融資に関する条件は、取扱金融機関又は保証協会が定めるところによる。

（申込手続等）

第９条　融資を受けようとする者（以下「融資申込者」という。）は、茨城県観光おもてなし施設整備融資認定申請書（様式第１号）に別に定める書類を添えて、融資申込者の事業所の所在地を管轄する商工会若しくは商工会議所又は茨城県中小企業団体中央会（以下「商工会等」という。）に提出するものとする。

２　商工会等は、前項の申請書の提出を受けた場合において、融資条件等に該当すると認めたときは、融資申込者に茨城県観光おもてなし施設整備融資認定書（様式第２号）を交付するものとする。

３　融資申込者は、前項の認定書の交付を受けたときは、当該認定書に第１項により商工会等に提出した申請書及び添付書類の写しを添えて、取扱金融機関に対して、取扱金融機関所定の様式により融資を申し込むものとする。

４　取扱金融機関は、前項の規定により融資の申込みを受けた場合は、速やかに審査を行い、融資を行うことが適当であると認めたときは、融資申込者と金銭消費貸借契約を締結し、融資を行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、第２項で認定された融資条件等の範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等を変更することができる。

５　取扱金融機関は、前項の規定により融資を行う場合において、融資の条件として保証協会の保証が必要なときは、あらかじめ保証協会に対して、保証協会所定の様式に第３項の申込みに係る書類の写しを添えて保証を依頼するものとする。

６　第４項の規定は、前項の規定による保証の依頼を受けた保証協会について、準用するものとする。

（企業診断）

第 10 条　知事は、この要項に基づく事業の円滑な推進のため、企業診断を実施することができる。

（要項違反による償還等）

第 11 条　商工会等は、融資を受けた者（以下「利用者」という。）について、申込関係書類の不実記載、資金の目的外使用等この要項に違反する事実を発見したときは、その旨を取扱金融機関に通知するものとする。

２　取扱金融機関は、申込関係書類の不実記載、資金の目的外使用等この要項に違反する事実があると認めたときは、既に融資した資金の全部若しくは一部を償還させ、又は融資を行わないものとする。

（調査及び指導）

第 12 条　知事は、融資金の使途を確認するため特に必要があると認めたときは、商工会等及び利用者に対して、融資の対象となった事業に関する帳簿その他の書類を調査し、経営の改善のための指導をすることができる。

（報告）

第 13 条　取扱金融機関は、融資を行ったときは、速やかに、別に定める茨城県制度融資実行報告書により商工会等に報告するとともに、毎月 10 日までに別に定める茨城県預託制度融資状況報告書により、前月分の融資実績を知事に報告するものとする。

２　保証協会は、第９条第５項による保証依頼を受けその審査を行ったときは、速やかに、商工会等に報告するものとする。

（その他）

第 14 条　この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付　則

この要項は、平成 29 年４月１日から施行する。

付　則

この要項は、平成 30 年４月１日から施行する。

付　則

1　この要項は、令和７年４月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、令和７年５月１日以降に保証申込受付のあった融資について適用し、同日の前日までに保証申込のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和８年４月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に保証申込受付のあった融資について適用し、同日の前日までに保証申込のあったものについては、なお従前の例による。

茨城県観光おもてなし施設整備融資制度要項取扱基準

1　観光施設

「観光施設」とは、次の表のいずれかに該当するものをいう。

県産品を活用した体験型の施設	・県産品の農林水産物を使用した体験施設 そば打ち、おやきづくり、ゆばづくり、農業体験施設、観光果樹園、観光農園等 ・県の伝統工芸品、郷土工芸品を活用した体験施設 紙すき、陶芸、織物、竹細工、ガラス細工等
海や山など自然を活用した施設	・湖や山、滝など優れた自然景観を展望できる休憩施設 ・自然を活用したレジャー施設 ウォータースポーツ施設（ボート・カヌー・水上バイク等)、スカイスポーツ施設（パラグライダー・ハンググライダー等)、サイクリングコース、キャンプ場等
歴史や文化をテーマにした施設	・地域の歴史や文化をテーマにした見学施設 博物館、美術館、文学館、観光酒蔵、工場見学施設等 ・歴史的な建造物を活用した休憩施設、見学施設
一定の施設基準を満たす宿泊施設	・旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第２条に規定する旅館又はホテルの営業の用に供する施設
観光施設のバリアフリー化を図る施設	・スロープ、手すり、車いすでも利用しやすい入口・客室・浴室・エレベーター・トイレ・廊下、点字案内表示等のバリアフリー化を図る施設

2　融資対象者

(1) 原則として、同一事業を引き続き１年以上営んでいる者を対象とするが、既存事業のほかに、新たに観光事業に進出しようとする者についても、対象とする。

(2) 「一定の施設基準を満たす宿泊施設の整備・改修を行うもの」については、以下の者も対象とする。

ア　中小企業、小規模企業以外の事業者

イ　申込時点において県内に事業所を有しない県外事業者

様式第１号（第９条第１項）

茨城県観光おもてなし施設整備融資認定申請書

年　　月　　日

（認定機関の長）　　殿

個人名・法人名
代　　表　　者　　印
現　　住　　所
県内事業所の所在地
連　絡　先　電　話

下記により融資を受けたいので、融資条件等の認定を申請します。

記

１　業　　種　　（主たる事業内容）
２　資 本 金
３　従 業 員（パートを除く）　　人
４　営業開始　　年　　月から
５　県内事業所における営業　　年　　月から
６　融資の申込内容

(1) 融資対象（※該当する番号に○印を記入）

①宿泊施設　　②その他の観光施設

(2) 申請金額　　千円（内訳）設備　　千円・運転　　千円
(3) 融資期間　設備　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
　　運転　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
(4) 融資利率　年　　パーセント（保証無　年　　パーセント）
(5) 返済方法　元金均等割賦
(6) 融資を受ける時期　　年　　月
(7) 融資希望金融機関　　銀行・信用金庫・信用組合　本・　　支店
(8) 資金使途（具体的に）

添付書類

1　許認可等の必要な業種にあっては、許可証等の写し
2　県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）
3　見積書又は契約書の写し
4　事業計画書（添付様式）
5　設計図面（平面図、立面図）
6　定款又は登記事項証明書の写し
7　一定の施設基準を満たす宿泊施設の整備・改修等を行う場合は旅館業経営許可申請書の写し

添付様式

茨城県観光おもてなし施設整備融資事業計画書

<table>
<tr><td>事業計画の名称</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>事業目的</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>工　期</td><td colspan="6">年　　月　～　　年　　月</td></tr>
<tr><td rowspan="6">施設概要</td><td>建設場所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>敷地面積</td><td colspan="2"></td><td>延べ床面積</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>建物構造</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>施設内容</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">定員数</td><td colspan="2">現定員数</td><td colspan="3">施設整備後の定員数</td></tr>
<tr><td colspan="2">人</td><td colspan="3">人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事　業　の　効　果</td><td colspan="6">（観光振興に果たす効果等を記載）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">集 客
見込み</td><td>初年度</td><td>２年目</td><td>３年目</td><td>４年目</td><td>５年目</td></tr>
<tr><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="6">事業及び実施に要する資金</td><td colspan="2">区　分</td><td>金額（千円）</td><td colspan="2">区　分</td><td>金額（千円）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">事業費内訳</td><td>土地取得資金</td><td></td><td rowspan="5">調達資金</td><td>茨城県観光おもてなし施設整備融資</td><td></td></tr>
<tr><td>建　物</td><td></td><td>他の借入金</td><td></td></tr>
<tr><td>設備・備品</td><td></td><td>自己資金</td><td></td></tr>
<tr><td>その他</td><td></td><td>その他</td><td></td></tr>
<tr><td>合　計</td><td></td><td>合　計</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="5">年度別事業計画</td><td>実施年度</td><td>施設整備の内容</td><td colspan="2">事業費(千円)</td></tr>
<tr><td>年度</td><td></td><td></td><td>合計</td><td></td></tr>
<tr><td>年度</td><td></td><td></td><td>合計</td><td></td></tr>
<tr><td>年度</td><td></td><td></td><td>合計</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">合　計</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

様式第２号（第９条第２項）

茨城県観光おもてなし施設整備融資認定書

記号第　　号
年　　月　　日

（申　請　者）　　殿

（認定機関の長）　　印

年　　月　　日付けで申請のあった観光おもてなし施設整備融資について、融資条件等に該当することを認めます。

記

１　融資対象（※該当する番号に○印を記入）

①　宿泊施設　　②その他の観光施設

２　申請金額　　千円（内訳）設備　　千円・運転　　千円

３　融資期間　設備　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）

　　運転　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）

４　融資利率　年　　パーセント（保証無　年　　パーセント）

５　返済方法　元金均等割賦

６　資金使途

（注）１　この認定書にかかわらず、取扱金融機関の審査の結果、融資を受けることが適当でないと認められるときは、融資を受けられないことがあります。

２　取扱金融機関により融資を受けることができる場合であっても、この認定書に記載された融資条件等の範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等が変更されることがあります。

また、この認定書に記載された融資条件等以外の融資条件等については、要項に記載されたもののほか、すべて取扱金融機関又は保証協会所定の条件によることとなります。

３　この認定書の有効期間は、概ね１か月です。

10　茨城県事業承継支援融資制度

（目的）

第１条　この要項は、一定の要件を満たす県内の中小企業者に対し、経営者を含めて保証人を徴求せずに事業承継（代表者交代等をいう。）の段階において必要な資金を融資することにより、円滑な事業承継を促進することを目的とする。

（資金措置）

第２条　知事は、前条の目的を達成するため、毎年度、予算の範囲内で、融資に必要な資金を知事が指定する金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に預託する。

２　取扱金融機関は、前項の規定により預託された資金の３倍以上の額の融資（以下「融資」という。）を、自己の責任において行うものとする。

（融資対象者）

第３条　融資を受けることができる者は、申込時点において県内に事業所を有し、同一事業（茨城県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証対象業種に限る。）を引き続き１年以上営んでいる中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する中小企業者で、次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する者とする。

(1) 保証協会の保証申込受付日から３年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人

(2) 令和２年１月１日から令和７年３月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から３年を経過していない者

(3) 次のアからエまでの全ての要件を満たすこと。なお、アからウまでについては、保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、エについては、保証協会への申込日（注１）に満たしていることを要するものとする。

ア　資産超過であること。

イ　EBITDA有利子負債倍率（注２）が10倍以内であること。

ウ　法人・個人の分離がなされていること。

エ　返済緩和している借入金がないこと。

（注１）申込日が、法第２条第６項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中であるときは、当該期間の始期の前日でも差し支えない。

（注２）EBITDA有利子負債倍率＝（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）

（資金使途）

第４条　融資を受けた資金（以下「融資金」という。）の使途は、事業承継の段階において必要な事業資金であって、次に掲げるものとする。

(1) 前条第１号に該当する中小企業者にあっては、保証人（個人に限る。以下同じ。）を提供していない既往借入金の返済資金以外のもの

(2) 前条第２号に該当する中小企業者にあっては、事業承継前における保証人を提供している既往借入金の返済資金

（融資条件）

第５条　融資の種類、限度額、期間及び利率は、次の表のとおりとする。

融資種類	融資限度額	融資期間	融資利率
設備資金 運転資金 設備資金・運転資金併用	8,000万円	10年以内	３年以内　年1.9% ３年超５年以内　年2.0% ５年超７年以内　年2.1% ７年超10年以内　年2.2%

（償還方法）

第６条　融資金の償還は、元金均等割賦償還とする。この場合において、１年以内の据置期間を置くことができる。

（保証人）

第７条　取扱金融機関は、保証人を徴求しないこととする。

（その他の条件）

第８条　取扱金融機関は、融資に当たっては、保証協会の事業承継特別保証又は経営承継借換関連保証を付するものとする。

２　この要項に定めるもののほか、融資に関する条件は、取扱金融機関又は保証協会が定めるところによる。

（申込手続等）

第９条　融資を受けようとする者（以下「融資申込者」という。）は、茨城県事業承継支援融資認定申請書（様式第１号）に別に定める書類を添えて、融資申込者の事業所の所在地を管轄する商工会若しくは商工会議所又は茨城県中小企業団体中央会（以下「商工会等」という。）に提出するものとする。

２　商工会等は、前項の申請書の提出を受けた場合において、融資条件等に該当すると認めたときは、融資申込者に茨城県事業承継支援融資認定書（様式第２号）を交付するものとする。

３　融資申込者は、前項の認定書の交付を受けたときは、当該認定書に第１項により商工会等に提出

した申請書及び添付書類の写しを添えて、取扱金融機関に対して、取扱金融機関所定の様式により融資を申し込むものとする。

4　取扱金融機関は、前項の規定により融資の申込みを受けた場合は、速やかに審査を行い、融資を行うことが適当であると認めたときは、融資申込者と金銭消費貸借契約を締結し、融資を行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、第２項で認定された融資条件等の範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等を変更することができる。

5　取扱金融機関は、前項の規定により融資を行う場合において、あらかじめ保証協会に対して、保証協会所定の様式に第３項の申込みに係る書類の写しを添えて保証を依頼するものとする。

6　第４項の規定は、前項の規定による保証の依頼を受けた保証協会について、準用するものとする。

（企業診断）

第 10 条　知事は、この要項に基づく事業の円滑な推進のため、企業診断を実施することができる。

（要項違反による償還等）

第 11 条　商工会等は、融資を受けた者（以下「利用者」という。）について、申込関係書類の不実記載、資金の目的外使用等この要項に違反する事実を発見したときは、その旨を取扱金融機関に通知するものとする。

2　取扱金融機関は、申込関係書類の不実記載、資金の目的外使用等この要項に違反する事実があると認めたときは、既に融資した資金の全部若しくは一部を償還させ、又は融資を行わないものとする。

（調査及び指導）

第 12 条　知事は、融資金の使途を確認するため特に必要があると認めたときは、商工会等及び利用者に対して、融資の対象となった事業に関する帳簿その他の書類を調査し、経営の改善のための指導をすることができる。

（報告）

第 13 条　取扱金融機関は、融資を行ったときは、速やかに、別に定める茨城県制度融資実行報告書により商工会等に報告するとともに、毎月 10 日までに別に定める茨城県預託制度融資状況報告書により、前月分の融資実績を知事に報告するものとする。

2　保証協会は、第９条第５項による保証依頼を受けその審査を行ったときは、速やかに、保証協会所定の様式により、商工会等に報告するものとする。

（その他）

第 14 条　この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付　則

この要項は、令和２年４月１日から施行する。

付　則

この要項は、令和２年６月 15 日から施行する。

付　則

この要項は、令和２年 12 月１日から施行する。

付　則

この要項は、令和４年５月 25 日から施行する。

付　則

この要項は、令和４年８月 31 日から施行する。

付　則

この要項は、令和５年４月１日から施行する。

付　則

この要項は、令和６年９月２日から施行する。

付　則

1　この要項は、令和７年４月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、令和７年５月１日以降に保証申込受付のあった融資について適用し、同日の前日までに保証申込のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和８年４月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に保証申込受付のあった融資について適用し、同日の前日までに保証申込のあったものについては、なお従前の例による。

茨城県事業承継支援融資制度要項取扱基準

1　茨城県事業承継支援融資制度要項（以下「要項」という。）第１条に規定する「事業承継（代表者交代等をいう。）」について

事業承継は、代表者の交代及び追加を指し、親族内承継及び役員・従業員承継のほか、代表者交代等が伴えば社外への引継ぎ（M&A等）も対象とする。また、後継者が代表者に就任後も、旧代表者が代表権を有したまま会社に残る場合（複数個別代表）についても、代表者交代等に含まれるものとする。

2　要項第３条第２号に規定する「事業承継日」について

事業承継日は、登記事項証明書における代表者の就任日とする。

3　要項第３条第３号に規定する要件の確認について

要項第３条第３号に規定する要件は、茨城県信用保証協会所定の財務要件等確認書（様式第２号）の写しにより確認するものとする。

4　要項第４条に規定する資金使途について

(1) 同条第１号について

要項第３条第１号に該当する中小企業者にあっては、個人保証を提供している既往借入金の返済資金のほか、事業承継の段階において必要な新規の事業資金も対象とする。

(2) 同条第２号について

要項第３条第２号に該当する中小企業者にあっては、事業承継前における個人保証を提供している既往借入金の返済資金のみを対象とする。

(3) 個人保証を提供していない既往借入金の返済資金について

要項第３条第１号及び第２号のいずれの中小企業者にあっても、個人保証を提供していない既往借入金の返済資金は対象としない。

様式第１号（第９条第１項）

茨城県事業承継支援融資認定申請書

年　　月　　日

（認定機関の長）　　殿

個人名・法人名
代　　表　　者　　印
現　　住　　所
県内事業所の所在地
連　絡　先　電　話

下記により融資を受けたいので、融資条件等の認定を申請します。

記

１　業　　種　　（主たる事業内容）
２　資 本 金
３　従 業 員（パートを除く。）　　人
４　営業開始　　年　　月から
５　県内事業所における営業　　年　　月から
６　融資対象（※該当する番号のいずれかに○印を記入）
(1) ３年以内に事業承継を予定する法人　(2) 事業承継日から３年を経過していない法人
７　融資の申込内容
(1) 申請金額　　千円（内訳）設備　　千円・運転　　千円
(2) 融資期間　設備　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
運転　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
(3) 融資利率　年　　パーセント
(4) 返済方法　元金均等割賦
(5) 融資を受ける時期　　年　　月
(6) 融資希望金融機関　　銀行・信用金庫・信用組合　本・　　支店
(7) 資金使途（具体的に）

（裏面）

添付書類

1　許認可等の必要な業種にあっては、許可証等の写し

2　県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）

3　設備資金にあっては、見積書又は契約書の写し

4　保証協会所定の次に掲げる書類の写し

(1) 事業承継計画書（様式第１号）

(2) 財務要件等確認書（様式第２号）

(3) 既往借入金を借り換える場合は、借換債務等確認書（様式第３号）

(4) 既往借入金を借り換える場合で融資希望金融機関以外からの借入金を含むときは、他行借換依頼書兼確認書（様式第４号）

5　中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合は、ガバナンス体制の整備に関するチェックシート（茨城県中小企業活性化協議会及び茨城県事業承継・引継ぎ支援センター所定様式）の写し

様式第２号（第９条第２項）

茨城県事業承継支援融資認定書

記号第　　号
年　　月　　日

（申　請　者）　　殿

（認定機関の長）　　印

　　年　　月　　日付けで申請のあった茨城県事業承継支援融資について、融資条件等に該当することを認めます。

記

１　融資対象（※該当する番号のいずれかに○印を記入）
（1）３年以内に事業承継を予定する法人　（2）事業承継日から３年を経過していない法人
２　申請金額　　千円（内訳）設備　　千円・運転　　千円
３　融資期間　　設備　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
　　運転　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
４　融資利率　　年　　パーセント
５　返済方法　　元金均等割賦
６　資金使途

（注）１　この認定書にかかわらず、取扱金融機関の審査の結果、融資を受けることが適当でないと認められるときは、融資を受けられないことがあります。
２　取扱金融機関により融資を受けることができる場合であっても、この認定書に記載された融資条件等の範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等が変更されることがあります。
　また、この認定書に記載された融資条件等以外の融資条件等については、要項に記載されたもののほか、すべて取扱金融機関又は保証協会所定の条件によることとなります。
３　この認定書の有効期間は、概ね１か月です。

11　茨城県災害対策融資制度要項

（目的）

第１条　この要項は、災害などの突発的事由により急激に経営環境が変動し、経営の改善を図る必要がある者及び地震災害予防対策に積極的に取り組む者に対し、必要な資金を融資することにより、中小企業者の災害対策を支援することを目的とする。

（資金措置）

第２条　知事は、前条の目的を達成するため、毎年度、予算の範囲内で、融資に必要な資金を知事が指定する金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に預託する。

２　取扱金融機関は、前項の規定により預託された資金の緊急対策枠にあっては3.0倍以上、地震災害予防対策枠にあっては2.3倍以上の額の融資（以下「融資」という。）を、自己の責任において行うものとする。

（融資対象者等）

第３条　融資対象者、融資金の使途、融資限度額、融資期間及び融資利率は、別表の融資区分の欄に掲げる融資区分に応じ、それぞれ当該各欄に掲げるとおりとする。

(1) 知事が認めた災害その他突発的事由の発生により、経営の安定に支障をきたしている者。

(2) 対象地域内で地震災害予防対策として次のいずれかを行う者。

①　高圧ガス設備の耐震化を図る目的をもって、以下のア又はイのいずれかの工事を行う者

ア 製造事業所等の地震計の設置、容器元弁遮断装置の設置、配管の耐震性向上のための工事等

イ 販売店による家庭用ＬＰＧのＳ型メーター、容器元弁遮断装置等の設置

②　アーケードの耐震性を向上させるための改築、補強を図る者

③　機械、器具、商品等の転倒、転落等の防止措置として補強を図る者

④　消防用設備（消防法（昭和23年法律第186号）の規定により設置を義務づけられている設備を除く。）の設置を図る者

⑤　次の消防水利施設の設置及び改修（耐震性の向上）を図る者

ア 有蓋貯水槽（震度６の地震に耐えられるもの）

イ 防火井戸

⑥　その他知事が必要と認める地震災害予防対策を図る場合

２　前項第２号の①のイに該当する場合においては、当該対象地域内の耐震性改善のための事業を実施する対象地域外（県内に限る。）に事業所を有する者も融資対象とする。

（償還方法）

第４条　融資金の償還は、元金均等割賦償還とする。

（融資の特例）

第５条　知事は経済的環境の変化や災害その他突発的事由の発生等により、特に必要と認めた場合、本要項の規定にかかわらず、融資条件及び償還方法（以下「融資条件等」という。）について別途特例を定めることができる。

（保証人）

第６条　取扱金融機関は、茨城県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を付する場合においては、原則として法人の代表者以外の保証人を徴求しないこととする。

（その他の条件）

第７条　取扱金融機関は、融資（緊急対策枠に限る。）に当たっては、保証協会の保証を付するものとする。

２　この要項に定めるもののほか、融資に関する条件は、取扱金融機関又は保証協会が定めるところによる。

（申込手続等）

第８条　融資を受けようとする者（以下「融資申込者」という。）は、茨城県災害対策融資認定申請書（様式第１号）に別に定める書類を添えて、融資申込者の事業所の所在地を管轄する商工会若しくは商工会議所又は茨城県中小企業団体中央会（以下「商工会等」という。）に提出するものとする。

２　商工会等は、前項の申請書の提出を受けた場合において、融資条件等に該当すると認めたときは、融資申込者に茨城県災害対策融資認定書（様式第２号）を交付するものとする。

３　融資申込者は、前項の認定書の交付を受けたときは、当該認定書に第１項により商工会等に提出した申請書及び添付書類の写しを添えて、取扱金融機関に対して、取扱金融機関所定の様式により融資を申し込むものとする。

４　取扱金融機関は、前項の規定により融資の申込みを受けた場合は、速やかに審査を行い、融資を行うことが適当であると認めたときは、融資申込者と金銭消費貸借契約を締結し、融資を行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、第２項で認定された融資条件等の範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等を変更することができる。

５　取扱金融機関は、前項の規定により融資を行う場合において、融資の条件として保証協会の保証が必要なときは、あらかじめ保証協会に対して、保証協会所定の様式に第３項の申込みに係る書類の写しを添えて保証を依頼するものとする。

６　第４項の規定は、前項の規定による保証の依頼を受けた保証協会について、準用するものとする。

（企業診断）

第９条　知事は、この要項に基づく事業の円滑な推進のため、企業診断を実施することができる。

（要項の遵守）

第10条　商工会等は、融資を受けた者（以下「利用者」という。）について、申込関係書類の不実記載、

資金の目的外使用等この要項に違反する事実があると認めたときは、その旨を取扱金融機関に通知するものとする。

２　取扱金融機関は、前項の規定による通知があった場合においては、既に融資した資金の全部若しくは一部を償還させ、又は融資を行わないものとする。

（調査及び指導）

第11条　知事は、融資金の使途を確認するため特に必要があると認めたときは、商工会等及び利用者に対して、融資の対象となった事業に関する帳簿その他の書類を調査し、経営の改善のための指導をすることができる。

（損失補償）

第12条　知事は、緊急対策枠に係る融資に対し、保証協会が保証した債務について、代位弁済が生じた場合には、別途保証協会と締結する損失補償契約に定めるところにより、保証協会に損失補償を行うものとする。

２　知事は、本制度融資の代位弁済が高率となったときは、制度の見直しを行うものとする。

（報告）

第13条　取扱金融機関は、融資を行ったときは、速やかに、別に定める茨城県制度融資実行報告書により商工会等に報告するとともに、毎月10日までに別に定める茨城県預託制度融資状況報告書により、前月分の融資実績を知事に報告するものとする。

２　保証協会は、取扱金融機関から第８条第５項による保証依頼を受けその審査を行ったときは、速やかに、商工会等に報告するものとする。

（その他）

第14条　この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付　則

この要項は、平成 17 年４月１日から施行する。

付　則

１　この要項は、平成 17 年 10 月１日から施行する。

２　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県災害対策融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

１　この要項は、平成 19 年４月１日から施行する。

２　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県災害対策融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

１　この要項は、平成 19 年 10 月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県災害対策融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、平成20年４月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県災害対策融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、平成21年４月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県災害対策融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、平成22年12月10日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県災害対策融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、平成25年４月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県災害対策融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、平成29年４月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県災害対策融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和６年４月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県災害対策融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和７年４月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、令和７年５月１日以降に保証申込受付のあった融資について適用し、同日の前日までに保証申込のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和８年４月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に保証申込受付のあった融資について適用し、同日の前

日までに保証申込のあったものについては、なお従前の例による。

別表

融資区分	融資対象者	融資金の使途	融資限度額	融資期間	融資利率
緊急対策枠	県内に事業所を有し，事業（保証協会の信用保証対象業種に限る。）を営んでいる中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第２条第１項に規定する中小企業者で，知事が認めた災害その他突発的事由の発生により，経営の安定に支障を来しているもの	災害など緊急被害への対応のために必要な設備資金及び運転資金	設備資金 5,000 万円 運転資金 3,000 万円 設備資金・運転資金併用 5,000 万円	設備資金 10 年以内 （うち据置期間３年以内） 運転資金 ７年以内 （うち据置期間２年以内） 設備資金・運転資金併用 ７年以内 （うち据置期間２年以内）	３年以内 年 1.9% ３年超５年以内 年 2.0% ５年超７年以内 年 2.1% ７年超 10 年以内 年 2.2%
地震災害予防対策枠	申込時点において，県内に事業所を有し，同一事業（保証協会の信用保証対象業種に限る。）を引き続き３か月以上営んでいる中小企業信用保険法第２条第１項に規定する中小企業者で，「首都直下地震対策専門調査会報告」（中央防災会議）において，直下型地震の発生により著しい被害を生じるおそれのある地域として指定された地域その他知事が必要と認める地域（以下「対象地域」という。）内において地震災害予防対策として次のいずれかを行うもの (1) 高圧ガス設備の耐震化を図る目的をもって，次のア又はイのいずれかの工事を行うもの ア 製造事業所等の地震計の設置，容器元弁遮断装置の設置，配管の耐震性向上のための工事等 イ 販売店による家庭用ＬＰＧのＳ型メーター，容器元弁遮断装置等の設置 (2) アーケードの耐震性を向上させるための改築，補強を図るもの (3) 機械，器具，商品等の転倒，転落等の防止措置として補強を図るもの (4) 消防用設備（消防法（昭和23年法律第186号）の規定により設置を義務づけられている設備を除く。）の設置を図るもの (5) 次の消防水利施設の設置及び改修（耐震性の向上）を図るもの ア 有蓋貯水槽（震度６の地震に耐えられるもの） イ 防火井戸 (6) その他知事が必要と認める地震災害予防対策を図るもの ※ (1)イについては，対象地域内の耐震性改善のための事業を実施する対象地域外（県内に限る。）に事業所を有する者も融資対象とする。	地震災害予防対策のために必要な設備資金及び運転資金	設備資金 5,000 万円 運転資金 3,000 万円	設備資金 10 年以内 （うち据置期間３年以内） 運転資金 ７年以内 （うち据置期間２年以内）	（保証付） ３年以内 年 1.7% ３年超５年以内 年 1.8% ５年超７年以内 年 1.9% ７年超 10 年以内 年 2.0% （保証無） ３年以内 年 2.2% ３年超５年以内 年 2.3% ５年超７年以内 年 2.4% ７年超 10 年以内 年 2.5%

茨城県災害対策融資制度要項取扱基準

第１　緊急対策枠の取扱いについて

「知事が認めた災害その他突発的事由」とは、大規模かつ広域的な災害により多数の中小企業が被害を受ける場合で、次のものをいう。

(1) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の指定を受けた災害

(2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた災害

(3) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第２条第５項第３号、第４号及び第６項の指定を受けた災害

(4) その他知事が資金の貸付けが特に必要と認めた災害

第２　地震災害予防対策枠の取扱いについて

１　対象地域

「対象地域」とは、次に掲げる市町村の区域をいう。ただし、第６号に該当する場合（アスベスト除去に限る。）は県内全域とする。

土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町

２　対象事業

(1) 「製造事業所等」とは、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく許可を受けている事業所又は同法に基づく届出を行っている事業所をいう。

(2) 「販売店」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく許可を受けている事業所をいう。

(3) 「消防用設備」とは、次の設備をいう。

消火器、屋内（外）消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧（泡、二酸化炭素、ハロゲン化物、粉末）消火設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、漏電火災警報機、非常警報設備（非常ベル、自動式サイレン、放送設備）、誘導灯及び誘導標識、避難器具

(4) 「その他知事が必要と認める地震災害予防対策」とは、次の対策をいう。

応急給水資機材（浄水器、給水槽）の設置、発動発電機の設置、避難路及び避難地の整備、窓ガラスの飛散防止措置、アスベストの除去等

様式第１号（第８条第１項）

茨城県災害対策融資認定申請書

年　　月　　日

（認定機関の長）　　殿

個人名・法人名
代　　表　　者　　印
現　　住　　所
県内事業所の所在地
連　絡　先　電　話

下記により融資を受けたいので、融資条件等の認定を申請します。

記

１　業　　種　　（主たる事業内容）
２　資 本 金
３　従 業 員（パートを除く）　　人
４　営業開始　　年　　月から
５　県内事業所における営業　　年　　月から
６　融資の申込内容
(1) 融資対象（※該当する番号に○印を記入）
①　緊急対策枠　　②　地震災害予防対策枠
(2) 申請金額　　千円（内訳）設備　　千円・運転　　千円
(3) 融資期間　設備　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
運転　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
(4) 融資利率　年　　パーセント（保証無　年　　パーセント）
(5) 返済方法　元金均等割賦
(6) 資金使途　（具体的に）
(7) 融資を受ける時期　　年　　月
(8) 融資希望金融機関　　銀行・信用金庫・信用組合　本・　　支店

添付書類
１　許認可等の必要な業種にあっては、許可証等の写し
２　県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）
３　見積書又は契約書の写し
４　第３条第１項第１号の融資対象者で、市町村長の罹災証明等を受けた場合は、罹災証明書等の写し
５　第３条第１項第１号の融資対象者で、中小企業信用保険法第２条第５項第３号、第４号及び第６項の規定による市町村長の認定を受けた者は、認定申請書の写し及び資金繰表

様式第２号（第８条第２項）

茨城県災害対策融資認定書

記号第　　号
年　　月　　日

（申　請　者）　　殿

（認定機関の長）　　印

年　　月　　日付けで申請のあった茨城県災害対策融資について、融資条件等に該当することを認めます。

記

１　融資対象（※該当する番号に○印を記入）
　　①　緊急対策枠　　②　地震災害予防対策枠
２　申請金額　　千円（内訳）設備　　千円・運転　　千円
３　融資期間　　設備　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
　　運転　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
４　融資利率　　年　　パーセント（保証無　年　　パーセント）
５　返済方法　　元金均等割賦
６　資金使途

（注）１　この認定書にかかわらず、取扱金融機関の審査の結果、融資を受けることが適当でないと認められるときは、融資を受けられないことがあります。
２　取扱金融機関により融資を受けることができる場合であっても、この認定書に記載された融資条件等の範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等が変更されることがあります。
　また、この認定書に記載された融資条件等以外の融資条件等については、すべて取扱金融機関または保証協会所定の条件によることとなります。
３　この認定書の有効期間は、概ね１か月です。

12　茨城県パワーアップ融資制度要項

（目的）

第１条　この制度は、最近の社会経済変動による受注の減少、売上高の減少により、経営の安定に支障を生じている中小企業に対する事業資金の供給を円滑にし、経営の安定を図ることを目的とする。

（資金措置）

第２条　知事は、前条の目的を達成するため、予算の範囲内で、必要な資金を、知事が指定する金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に預託する。

２　取扱金融機関は、前項の規定により預託された資金の7.0倍以上の額を自己の責任において融資するものとする。

（融資対象）

第３条　前条第２項の融資（以下「融資」という。）を受けることができる者は、申込時点において県内に事業所を有し、引き続き１年以上事業（茨城県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証対象業種に限る。）を営んでいる中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する中小企業者で、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 直近３か月の受注高又は売上高が前年同期に比べ５パーセント以上減少している者

(2) 直近３か月の受注高又は売上高が前年同期に比べ減少し、かつ、直前の決算で損失を計上している者

(3) 直近３か月の粗利益が前年同期に比べ５パーセント以上減少している者

(4) 法第２条第５項各号の規定に基づき市町村長の認定を受けた者

(5) 法第２条第６項の規定に基づき市町村長の認定を受けた者

(6) 県が別に指定した倒産事業者に対し、50万円以上の売掛金債権等を有している者

(7) 削除

(8) 保証協会の経営力強化保証制度要綱（令和６年７月１日施行）２に規定する申込人資格要件を満たす者。ただし、一般関係に係る保証については、直近３か月の受注高又は売上高が前年同期等に比べ５パーセント以上減少している者。

(9) いばらき業務改善奨励金の交付決定又はいばらき賃上げ支援金の支給決定を受けた者

(10) 直近３か月の調達価格（商品仕入高、材料仕入高、燃料費、電気代、ガス代又は上下水道料）が前年同期に比べ５パーセント以上増加している者

（資金の使途）

第４条　融資を受けた資金（以下「融資金」という。）の使途は、売上の減少等の業況悪化に対応して経営合理化等により業況の回復を図るために必要となる資金とする。

（融資条件）

第５条　融資金の種類は、設備資金及び運転資金とし、融資限度額、融資期間及び融資利率は、次の表に掲げるとおりとする。

融資対象	融資限度額	融資期間	融資利率
第３条第１号から第３号までのいずれかに該当する者	設備資金 5,000 万円 運転資金 5,000 万円 併用　　5,000 万円	設備資金 10 年以内 運転資金　７年以内 併用　　７年以内	３年以内　年 1.9% ３年超５年以内　年 2.0% ５年超７年以内　年 2.1% ７年超 10 年以内　年 2.2%
第３条第４号又は第６号に該当する者	運転資金 5,000 万円	運転資金　７年以内	３年以内　年 1.9% ３年超５年以内　年 2.0% ５年超７年以内　年 2.1%
第３条第５号に該当する者	設備資金 5,000 万円 運転資金 5,000 万円 併用　　5,000 万円	設備資金 10 年以内 運転資金　７年以内 併用　　７年以内	３年以内　年 1.9% ３年超５年以内　年 2.0% ５年超７年以内　年 2.1% ７年超 10 年以内　年 2.2%
第３条第８号に該当する者	設備資金 5,000 万円 運転資金 5,000 万円 併用　　5,000 万円	設備資金　７年以内 運転資金　５年以内 併用　　７年以内 ※借換資金を含む場合は 10 年以内	３年以内　年 1.9% ３年超５年以内　年 2.0% ５年超７年以内　年 2.1% ７年超 10 年以内　年 2.2%
第３条第９号に該当する者	設備資金 5,000 万円 運転資金 5,000 万円 併用　　5,000 万円	設備資金 10 年以内 運転資金　７年以内 併用　　７年以内	３年以内　年 1.9% ３年超５年以内　年 2.0% ５年超７年以内　年 2.1% ７年超 10 年以内　年 2.2%
第３条第10号に該当する者	設備資金 5,000 万円 運転資金 5,000 万円 併用　　5,000 万円	設備資金 10 年以内 運転資金　７年以内 併用　　７年以内	３年以内　年 1.9% ３年超５年以内　年 2.0% ５年超７年以内　年 2.1% ７年超 10 年以内　年 2.2%

（償還方法）

第６条　融資金の償還は、元金均等割賦償還とする。この場合において、設備資金にあっては３年以内（第３条第８号に該当する者であるときは１年以内）、運転資金及び併用にあっては２年以内（第３条第８号に該当する者であるときは１年以内）の据置期間を置くことができる。

（保証人）

第７条　原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととする。

（その他の条件）

第８条　融資に当たっては、保証協会の保証（第３条第８号に該当する者である場合は経営力強化保証）を付するものとする。

２　この要項に定めるもののほか、融資に関する条件は、取扱金融機関又は保証協会が定めるところによる。

（申込手続等）

第９条　融資を受けようとする者（以下「融資申込者」という。）は、次の表の左欄に掲げる融資対象ごとに、同表の中欄に掲げる申請書等に別に定める書類を添えて、それぞれ同表の右欄に掲げる申請先等に提出するものとする。

融資対象	申請書等	申請先等
第３条第１号から第３号まで、第９号又は第10号のいずれかに該当する者	茨城県パワーアップ融資認定申請書（様式第１号）２部	融資申込者の事業所の所在地を管轄する商工会若しくは商工会議所又は茨城県中小企業団体中央会（以下「商工会等」という。）
第３条第４号、第５号又は第８号に該当する者	茨城県パワーアップ融資申込書（様式第２号）１部	取扱金融機関
第３条第６号に該当する者	茨城県パワーアップ融資認定申請書（県指定関係）（様式第３号）２部	商工会等

２　融資申込者が第３条第１号から第３号まで、第６号、第９号又は第10号のいずれかに該当する者である場合においては、次の手続をとるものとする。

(1) 商工会等は、前項の申請書の提出を受けた場合において、融資条件等に該当すると認めたときは、その旨を記載した申請書１部を添付書類とともに融資申込者に交付するものとする。

(2) 融資申込者は、前号の規定により受領した申請書に添付書類を添えて、取扱金融機関に対して、取扱金融機関所定の様式により融資を申し込むものとする。

３　取扱金融機関は、融資の申込みを受けた場合は、速やかに審査を行い、融資を行うことが適当であると認めたときは、融資申込者と金銭消費貸借契約を締結し、融資を行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、融資条件等（商工会等の認定を受けているときは認定された融資条件等）の範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等を変更することができる。

４　取扱金融機関は、前項の規定により融資を行う場合において、あらかじめ保証協会に対して、保証協会所定の様式に融資の申込みに係る書類の写しを添えて保証を依頼するものとする。

５　第３項の規定は、前項の規定による保証の依頼を受けた保証協会について、準用するものとする。

（企業診断）

第10条　知事は、この要項に基づく事業の円滑な推進のため、企業診断を実施することができる。

（要項の遵守）

第11条　商工会等は融資を受けた者（以下「利用者」という。）について、申込関係書類の不実記載、資金の目的外使用等この要項に違反する事実があると認めたときは、その旨を取扱金融機関に通知するものとする。

２　取扱金融機関は、前項の規定による通知があった場合においては、既に融資した資金の全部若しくは一部を償還させ、又は融資を行わないものとする。

（調査及び指導）

第12条　知事は、融資金の使途を確認するため特に必要があると認めたときは、商工会等及び利用者に対して、融資の対象となった事業に関する帳簿その他の書類を調査し、経営の改善のための指導をすることができる。

（損失補償）

第13条　知事は、この要項に基づき保証協会が保証した債務について、代位弁済が生じた場合には、別途保証協会と締結する損失補償契約に定めるところにより、保証協会に損失補償を行うものとする。

（報告）

第14条　取扱金融機関は、融資を実施したとき（利用者が第３条第１号から第３号まで、第６号、第９号又は第10号のいずれかに該当する者であるときに限る。）は、速やかに、別に定める茨城県制度

融資実行報告書により商工会等に報告するものとする。

2　取扱金融機関は、前項のほか、融資を実施したときは、毎月10日までに別に定める茨城県預託制度融資状況報告書により、前月分の融資実績を知事に報告するものとする。

3　保証協会は、取扱金融機関から保証依頼を受けその審査を行ったとき（融資申込者が第３条第１号から第３号まで、第６号、第９号又は第10号のいずれかに該当する者であるときに限る。）は、速やかに、保証協会所定の様式により、商工会等に報告するものとする。

（その他）

第15条　この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付　則

この要項は、平成８年４月１日から施行する。

付　則

1　この要項は、平成９年４月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県中小企業パワーアップ融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、平成10年４月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県中小企業パワーアップ融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、平成11年４月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県中小企業パワーアップ融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、平成14年４月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県中小企業パワーアップ融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、平成17年４月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県中小企業パワーアップ融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、平成 19 年４月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県中小企業パワーアップ融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、平成 19 年 10 月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県中小企業パワーアップ融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、平成20年４月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県中小企業パワーアップ融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、平成21年４月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県中小企業パワーアップ融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、平成22年12月10日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県パワーアップ融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、平成25年４月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県パワーアップ融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、平成26年４月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県パワーアップ融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、平成27年４月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県パワーアップ融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、平成29年４月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県パワーアップ融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、平成30年４月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県パワーアップ融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和２年３月２日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県パワーアップ融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和３年４月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に認定申請又は融資申込のあった融資について適用し、同日の前日までに認定申請又は融資申込のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和４年２月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に融資申込のあった融資について適用し、同日の前日までに融資申込のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和４年４月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に融資申込のあった融資について適用し、同日の前日までに融資申込のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和４年 10 月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に融資申込のあった融資について適用し、同日の前日までに融資申込のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和５年４月１日から施行する。

付　則

1　この要項は、令和６年７月 12 日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に融資申込のあった融資について適用し、同日の前日までに融資申込のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和７年４月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、令和７年５月１日以降に保証申込受付のあった融資について適用し、同日の前日までに保証申込のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和８年４月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に保証申込受付のあった融資について適用し、同日の前日までに保証申込のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和８年 10 月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に保証申込受付のあった融資について適用し、同日の前日までに保証申込のあったものについては、なお従前の例による。

茨城県パワーアップ融資制度要項取扱基準

茨城県パワーアップ融資制度要項の取扱基準は次のとおりとする。

第１　第３条関係

倒産事業者の県指定について

(1) 倒産事業者の定義

本融資において、倒産事業者とは次の事由に該当する企業をいう。

①　手形、小切手等の不渡事故により、手形交換所の取引停止処分を受けたもの

②　会社更生法に基づく更生手続を開始したもの

③　民事再生法に基づく再生手続を開始したもの

④　破産法に基づく破産手続を開始したもの

⑤　会社法に基づく特別清算開始の申し立てをしたもの

(2) 売掛金債権等の定義

売掛金債権等は、商品、原材料等の購入のための前渡金及び売掛金債権（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）をいう。

(3) 倒産事業者の指定基準

県が指定する倒産事業者は、原則として倒産時の負債総額が1,000万円以上あり、かつ当該倒産事業者に対し50万円以上の売掛金債権等を持っている県内中小企業が10社以上あるものとする。

(4) 指定手続

倒産企業の県指定手続は次により行う。

①　倒産企業の届出は、倒産企業の代表者若しくは清算等の責任者又は債権者集会の代表者が、倒産の日から６か月以内に別紙様式による倒産企業届出書を茨城県産業戦略部産業政策課に提出し行うものとする。

②　茨城県は、倒産企業の届出書を受理したときは、速やかに金融機関、県信用保証協会等関係機関に事実関係を確認し、指定を行うものとする。

③　県は指定通知を、申請者、県信用保証協会、関係商工会等に行うものとする。

(5) 指定期間

指定の期間は、倒産の日から１年以内とする。

第２　第５条関係

要項第３条中法第２条第５項第１号及び要項第３条第５号に規定する融資対象に係る融資限度額については、倒産事業者に対し有する売掛金債権等の額の範囲内とする。

様式第１号（第９条第１項）

茨城県パワーアップ融資認定申請書

年　　月　　日

（認定機関の長）　　殿

個人名・法人名
代　　表　　者　　印
現　　住　　所
県内事業所の所在地
連　絡　先　電　話

下記により融資を受けたいので、融資条件等の認定を申請します。

記

１　業　　種　　（主たる事業内容）
２　資 本 金
３　従 業 員（パートを除く）　　人
４　営業開始　　年　　月から
５　県内事業所における営業　　年　　月から
６　融資の申込内容
(1)　申請金額　　千円　　（内訳）設備　　千円・運転　　千円
(2)　融資期間　　設備　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
　　運転　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
(3)　融資利率　　年　　パーセント
(4)　返済方法　　元金均等割賦
(5)　具体的な資金使途
(6)　融資を受ける時期
(7)　融資希望金融機関　　銀行・信用金庫・信用組合　本・　　支店

※融資対象条件と合致する項目のみ記載ください。

【第３条第１号～第３号の場合】受注高・売上高・粗利益の減少

$$\frac{(B\quad\text{千円}-A\quad\text{千円})}{(B\quad\text{千円})}=\underline{\qquad\%}$$

（A）直近３か月間の受注高・売上高・粗利益
（B）（A）の期間に対応する前年の受注高・売上高・粗利益

→【第２号の場合】受注高・売上高が減少し、直前の決算で損失を計上

事業期間	年　月　日～　年　月　日
売上額	千円
粗利益	千円
事業経費	千円
経常外損益	千円
当期税引後利益	千円

【第３条第９号の場合】業務改善奨励金・賃上げ支援金
（１）該当金の選択　　いばらき業務改善奨励金　いばらき賃上げ支援金
（２）支給・交付決定の番号　　年　月　日付け　第　号

【第３条第10号の場合】
調達価格の増加
商品仕入高・材料仕入高・燃料費・電気代・ガス代・上下水道料（左のいずれかを選択ください）

$$\frac{(B\quad\text{千円}-A\quad\text{千円})}{(A\quad\text{千円})}=\underline{\qquad\%}$$

（A）（B）の期間に対応する前年の調達価格
（B）直近３か月の調達価格

添付書類
共通
1　許認可等の必要な業種にあっては、許認可証等の写し
2　県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）
3　資金繰表
個別
・　前期及び当期の月別受注高・売上高の明細書又は月別試算表等（第３条第１号～第３号）
・　前期決算書又は税務申告書の写し（第３条第２号）
・　「いばらき業務改善奨励金交付決定及び額確定通知書」又は「いばらき賃上げ支援金支給決定通知書」の写し（第３条第９号）
・　前期及び当期の月別調達価格の明細書又は月別試算表等（第３条第10号）
・　見積書又は契約書（設備資金の場合）

上記の者は、本制度の融資対象の要件に該当することを認めます。

年　月　日

（認定機関の長）　　印

（注）1　この認定にかかわらず、取扱金融機関の審査の結果、融資を受けることが適当でないと認められるときは、融資を受けられないことがあります。
2　取扱金融機関により融資を受けることができる場合であっても、上記で認定された範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等が変更されることがあります。
また、上記で認定されたこと以外の融資条件等については、すべて取扱金融機関または保証協会所定の条件によることとなります。
3　この認定書の有効期間は、概ね１か月です。

様式第２号（第９条第１項）

茨城県パワーアップ融資申込書

年　　月　　日

（取扱金融機関）　　殿

個人名・法人名
代　　表　　者　　印
現　　住　　所
県内事業所の所在地
連 絡 先 電 話

下記により、茨城県パワーアップ融資を受けたいので申し込みます。

記

1　業　　種　　（主たる事業内容）
2　資 本 金
3　従 業 員（パートを除く）　　人
4　営業開始　　年　　月から
5　県内事業所における営業　　年　　月から
6　申込金額　　千円　（内訳）設備　　千円・運転　　千円
7　融資期間　設備　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
　　運転　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
8　融資利率　年　　パーセント
9　返済方法　　元金均等割賦
10　融資を受ける時期　　年　　月
11　資金使途（具体的に）
12　売上高等の減少率（経営力強化保証で一般保証を利用する場合のみ）

$$\frac{（B　　千円－A　　千円）}{（B　　千円）} = \underline{\quad\quad\quad\%}$$

（A）直近３か月間の受注高又は売上高
（B）（A）の期間に対応する前年３か月間※の受注高又は売上高

※（B）の「（A）の期間に対応する前年３か月間」は、令和２年１月以前（新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期）の３か月間とすることも可能。なお、令和２年２月以降に同感染症の影響を受けている場合は、それ以降の直前同期による比較とすることも可能。

（添付書類）
１　県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）
２　資金繰表
３　中小企業信用保険法第２条第５項各号又は同条第６項の規定による認定申請書の写し（市町村長により認定されたもの）
４　保証協会所定の次に掲げる書類
「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書
５　許認可証等の写し（許認可等が必要な業種の場合）
６　見積書又は契約書の写し（設備資金の場合）
※　３～６は、該当する場合のみ添付すること。

【金融機関使用欄】※経営力強化保証で一般保証を利用する場合のみ使用

申込金融機関として、申込人が一般保証における売上等減少要件を満たしていることを確認しております。

年　　月　　日

金融機関本・支店名
代表者名

様式第３号（第９条第１項）

茨城県パワーアップ融資認定申請書（県指定関係）

年　　月　　日

（認定機関の長）　　殿

個人名・法人名
代　　表　　者　　印
現　　住　　所
事業所の所在地
連 絡 先 電 話

下記により茨城県パワーアップ融資を受けたいので、融資条件等の認定を申請します。

記

１ 業　　種　　（主たる事業内容）
２ 資 本 金
３ 従 業 員（パートを除く）　　人
４ 営業開始　　年　　月から
５ 県内事業所における営業　　年　　月から
６ 申請金額　　千円
７ 融資期間　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
８ 融資利率 年　　パーセント
９ 返済方法 元金均等割賦
10 融資を受ける時期　　年　　月
11 取引倒産事業者の概要
（1） 企業名
（2） 所在地
（3） 倒産年月日及びその事由　　年　　月　　日の＿＿＿＿＿＿による
（4） 倒産事業者に対する売掛金債権等　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

主な取引先

	取引企業名	所在地	取引依存度
1			%
2			%
3			%

（注）取引依存度は、年間・半期など一定期間における「当該企業との取引額等／自社の全取引額等」の割合を概数で記入。

資金使途（具体的に）

（添付書類）

1　県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）

2　県指定倒産事業者に対し有する売掛金債権等が確認できる書類（写し）
　※商工会等認定の際は原本による確認が必要。

3　資金繰表

4　許認可証等の写し（許認可等が必要な業種の場合）

上記の者は、本制度の融資対象の要件に該当することを認めます。

年　　月　　日

（認定機関の長）　　印

（注）1　この認定にかかわらず、取扱金融機関の審査の結果、融資を受けることが適当でないと認められるときは、融資を受けられないことがあります。

2　取扱金融機関により融資を受けることができる場合であっても、上記で認定された範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等が変更されることがあります。

　また、上記で認定されたこと以外の融資条件等については、すべて取扱金融機関または保証協会所定の条件によることとなります。

3　この認定書の有効期間は、概ね１か月です。

様式

パワーアップ融資に係る倒産企業届出書

年　　月　　日

茨　城　県　知　事　　殿

法人名又は商号等
代　　表　　者
所　　在　　地
連絡先担当者
電　話　番　号

倒産企業の県指定を受けるため、下記のとおり届けます。

(ふりがな) 倒産企業名		(ふりがな) 代表者名	
所　在　地			
資本金額		主な事業	
倒産の態様		その発生年月日	年　　月　　日
負債総額	円		
債権者(企業数)	企業（うち県内企業数　　企業） ※茨城県内倒産関連中小企業者の状況は、債権者名簿のとおり。		

（注）１　印は印鑑証明書のものを使用してください。
　　２　倒産発生年月日は、法的手続の場合は裁判所が申立書を受理した日、銀行取引停止処分の場合は銀行取引停止日を記載してください。

(添付書類)

１　会社登記簿の謄本（写しでも可）
２　定款（写しでも可）
３　倒産の原因を証する書類
　(1) 銀行取引停止処分 → 取引銀行の口座取引解約通知書
　(2) 会社更生法、破産法、民事再生法、会社整理、特別清算申立→申立書の写し
４　財務諸表
　(1) 前々期、前期の貸借対照表・損益計算書
　(2) 倒産時の残高試算表

届出先は、茨城県産業戦略部産業政策課金融グループです。
（電 話：０２９-３０１-３５３０）

茨城県内債権者名簿

倒産企業名	
記入責任者	

	企　業　名	代表者名	所　在　地	電話番号	債　権　額
					円

記入上の注意

1　法人企業については必ず法人名及び代表者名を、個人企業については事業主名を記入すること。

2　茨城県内に住所を有する債権者（大企業・金融機関・貸金業者等を除く。）全員記入のこと。

13　茨城県再生支援融資制度要項

（目的）

第１条　この要項は、事業再生に取り組む中小企業者に対し必要な資金を融資することにより、事業再生の着実な進捗を図り、もって、中小企業の活力の再生に資することを目的とする。

（融資対象）

第２条　融資を受けることができる者は、申込時点において県内に事業所を有し、引き続き１年以上事業（茨城県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証対象業種に限る。）を営んでいる中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第２条第１項に規定する中小企業者で、次に掲げるいずれかの計画等（当該計画等に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行う者とする。

(1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画

(2) 認定支援機関（産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号。以下「法」という。）第 134 条第２項に規定する認定支援機関をいう。）及び産業復興相談センター（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成 23 年法律第 113 号）第 59 条第１項に規定する産業復興相談センターをいう。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画

(3) 特定認証紛争解決手続（法第２条第 21 項に規定する特定認証紛争解決手続をいう。）に従って作成された事業再生計画

(4) 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画

(5) 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画

(6) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画

(7) 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画

(8) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく調停における調書（同法第 17 条第１項の調停条項によるものを除く。）又は同法第 20 条に規定する決定において特定されたもの

(9) 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画

(10) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画

(11) 経営サポート会議（保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場をいう。）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画

(12) 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 31 条第 2 項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画

（資金の使途）

第３条　融資を受けた資金（以下「融資金」という。）の使途は、前条各号に掲げる計画等を実施するために必要な資金とする。

（融資条件）

第４条　融資金の種類は、設備資金及び運転資金とし、融資限度額、融資期間及び融資利率は、次の表に掲げるとおりとする。

融資限度額	融資期間	融資利率
１億円	10 年以内	年 2.8 パーセント以内

（償還方法）

第５条　融資金の償還は、分割償還とする。この場合において、１年以内（第７条第１項に規定する事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）を付するときは５年以内、事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）を付するときは３年以内）の据置期間を置くことができる。

（保証人）

第６条　原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととする。

（その他の条件）

第７条　融資に当たっては、保証協会の事業再生計画実施関連保証、事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）又は求償権消滅保証を付するものとする。

２　この要項に定めるもののほか、融資に関する条件は、知事が指定する金融機関（以下「取扱金融機関」という。）又は保証協会が定めるところによる。

（申込手続等）

第８条　融資を受けようとする者（以下「融資申込者」という。）は、茨城県再生支援融資認定申請書（様式第１号）に別に定める書類を添えて、知事に提出するものとする。

２　知事は、前項の申請書の提出を受けた場合において、融資条件等に該当すると認めたときは、融資申込者に茨城県再生支援融資認定書（様式第２号）を交付するものとする。

３　融資申込者は、前項の認定書の交付を受けたときは、当該認定書に第１項により知事に提出した申請書及び添付書類の写しを添えて、取扱金融機関に対して、取扱金融機関所定の様式により融資を申し込むものとする。

４　取扱金融機関は、前項の規定により融資の申込みを受けた場合は、速やかに審査を行い、融資を行うことが適当であると認めたときは、融資申込者と金銭消費貸借契約を締結し、融資を行うものとする。

５　取扱金融機関は、前項の規定により融資を行う場合において、あらかじめ保証協会に対して、保証協会所定の様式に第３項の申込みに係る書類の写しを添えて保証を依頼するものとする。

６　第４項の規定は、前項の規定による保証の依頼を受けた保証協会について、準用するものとする。

（企業診断）

第９条　知事は、この要項に基づく事業の円滑な推進のため、企業診断を実施することができる。

（要項の遵守）

第 10 条　知事は融資を受けた者（以下「利用者」という。）について、申込関係書類の不実記載、資金の目的外使用等この要項に違反する事実があると認めたときは、その旨を取扱金融機関に通知するものとする。

２　取扱金融機関は、前項の規定による通知があった場合においては、既に融資した資金の全部若しくは一部を償還させ、又は融資を行わないものとする。

（調査及び指導）

第 11 条　知事は、融資金の使途を確認するため特に必要があると認めたときは、利用者に対して、融資の対象となった事業に関する帳簿その他の書類を調査し、経営の改善のための指導をすることができる。

（損失補償等）

第 12 条　知事は、この要項に基づき保証協会が保証した債務について、代位弁済が生じた場合には、別途保証協会と締結する「損失補償契約」に定めるところにより、保証協会に損失補償を行うものとする。

２　知事は、本制度融資の代位弁済が高率となったときは、制度の見直しを行うものとする。

（報告）

第 13 条　取扱金融機関は、融資を実施したときは、速やかに、別に定める茨城県制度融資実行報告書により知事に報告するとともに、毎月 10 日までに別に定める茨城県預託制度融資状況報告書により、前月分の融資実績を知事に報告するものとする。

２　保証協会は、取扱金融機関から第８条第５項により保証依頼を受けその審査を行ったときは、速やかに、保証協会所定の様式により、知事に報告するものとする。

（その他）

第14条　この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付　則

この要項は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

付　則

１　この要項は、平成 18 年８月 23 日から施行する。

２　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県中小企業再生支援融資制度要

項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、平成19年４月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県中小企業再生支援融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、平成20年４月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県中小企業再生支援融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、平成21年４月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県中小企業再生支援融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、平成22年12月10日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県再生支援融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、平成28年４月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県再生支援融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、平成30年４月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県再生支援融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和２年４月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県再生支援融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和３年４月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に認定申請のあった融資について適用し、同日の前日までに認定申請のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和３年８月 20 日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、令和３年８月２日以降に認定申請のあった融資について適用し、同日の前日までに認定申請のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和４年４月 15 日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に認定申請のあった融資について適用し、同日の前日までに認定申請のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和５年４月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に認定申請のあった融資について適用し、同日の前日までに認定申請のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和７年４月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に認定申請のあった融資について適用し、同日の前日までに認定申請のあったものについては、なお従前の例による。

ただし、第４条の融資利率の改正規定は、令和７年５月１日以降に保証申込受付のあった融資について適用し、同日の前日までに保証申込のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和８年４月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に認定申請のあった融資について適用し、同日の前日までに認定申請のあったものについては、なお従前の例による。

ただし、第４条の融資利率の改正規定は、施行の日以降に保証申込受付のあった融資について適用し、同日の前日までに保証申込のあったものについては、なお従前の例による。

茨城県再生支援融資制度要項取扱基準

第８条第１項中「別に定める添付書類」のうち「経営改善計画書」は原則として様式第１号添付様式Ａとするが、下表に示す項目を網羅した経営改善計画書等であれば、公的支援機関等及び金融機関所定の様式でも差し支えないものとする。

ア　融資申込者の概要

イ　業績の推移と今後の計画

ウ　現状と経営改善策

（経営環境の現状、強み・弱み、財務面の現状と問題点、取組むべき重要課題、経営目標、経営改善の方向性及び具体的改善策（損益・資金面及び財務面））

エ　事業損益計画書

オ　資金繰計画書

カ　金融機関等取引残高年次推移表

様式第１号（第８条第１項）

茨城県再生支援融資認定申請書

年　　月　　日

茨城県知事　　殿

個人名・法人名
代　　表　　者
現　　住　　所
県内事業所の所在地
連　絡　先　電　話

下記により融資を受けたいので、融資条件等の認定を申請します。

記

１　業　　種　　（主たる事業内容）
２　資 本 金
３　従 業 員（パートを除く。）　　人
４　営業開始　　年　　月から
５　県内事業所における営業　　年　　月から
６　融資の申込内容
（１）申込金額　　千円（内訳）設備　　千円・運転　　千円
（２）融資期間　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
（３）融資利率　年　　パーセント
（４）返済方法　分割
（５）融資を受ける時期
（６）融資希望金融機関　　銀行・信用金庫・信用組合　本・　　支店
（７）資金使途（具体的に）

添付書類
１　許認可等の必要な業種にあっては、許認可証等の写し
２　県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）
３　事業再生計画書（債権者全員の合意を証するものを含む。）
４　見積書又は契約書の写し

（添付様式Ａ）

経　営　改　善　計　画　書

対象期間　　〇〇年 〇〇月～〇〇年 〇〇月

作成日　　〇〇年 〇〇月 〇〇日

株式会社　〇　〇
代表取締役社長　〇　〇　〇　〇

経営改善計画の概要

住所			
企業名		創業年月	
代表者		資本金	
業種		従業員数	

経営改善計画書策定年月	年　月		
計画期間	年間		
	年　月期～　年　月期		

融資予定日			
金額		資金使途	
期間		据置期間	
利率		返済方法	

金融機関本・支店名	金融機関　　支店		
支店長名	印	担当者	印
本部所管	部	担当者	印

業績実績・計画　（千円）

実績・計画	実績	実績	計画	計画	計画	計画	計画
決算期	／　期	／　期	／　期	／　期	／　期	／　期	／　期
売上高							
売上総利益							
販売管理費							
経常利益							
当期利益							
減価償却費							
自己資本(資本合計)							
(実質自己資本)							
総資産(資産合計)							
借入金残高							
内取扱金融機関							
内役員借入							

金融機関等取引実績推移　（千円）

	年　月		年　月		年　月		特記事項
	残高	シェア	残高	シェア	残高	シェア	
○○金融機関							
合計							

実態貸借対照表　（千円）

項　目	直近決算　／　期				計画達成時　／　期
	決算書	修正	実態	根　拠	決算書
現金預金					
売掛債権					
棚卸資産					
その他流動資産					
償却資産					
土地					
その他固定資産					
繰延資産					
資産合計					
買掛債務					
短期借入金					
その他流動負債					
長期借入金					
その他固定負債					
負債合計					
資本金					
法定準備金					
剰余金					
資本合計					

経営改善計画書の骨子

当社の現状・問題点のポイント

改善計画のスキーム(経営目標，改善の方向性，改善策等)

当社に対する当行の支援方針およびその内容等

月次資金繰の状況(計画6か月)　（千円）

実績・計画		実績	実績	実績	計画	計画	計画	計画	計画	計画
年月										
前月繰越金										
収入	現金売上									
	売掛金回収									
	商手割引									
	手形入金									
	その他収入									
	合計									
支出	現金仕入									
	仕手決済									
	買掛金支払									
	人件費									
	営業費									
	一般管理費									
	利息支払									
	その他支出									
	合計									
経常収支										
財務収支										
翌月繰越										

経営改善計画書および本件申込みに関する所見

営業店	本部

1　当社概要

2　業績推移と今後の計画

(1)事業損益（実績および計画）　（千円）

	実績	実績	実績(今期見込)	計画	計画	計画	計画	計画
	／　期	／　期	／　期	／　期	／　期	／　期	／　期	／　期
売上高								
売上原価（製造原価）								
売上総利益								
（同率）								
販売費・一般管理費								
（同率）								
人件費								
販売関連費								
設備修繕費								
その他経費								
営業利益								
（同率）								
経常利益								
当期利益								
減価償却費								
償却前利益								
借入金残高								
（内取扱金融機関）								
借入金増減額（前期比）								
（内取扱金融機関）								

＜特記事項＞

業績
計画

(2)貸借対照表（現状および計画達成時）　（千円）

	実績	実績	実績(今期見込)	改善点	計画達成時
	／　期	／　期	／　期		／　期
現金預金					
売掛債権					
棚卸資産					
その他流動資産					
償却資産					
土地					
その他固定資産					
繰延資産					
資産合計					
買掛債務					
短期借入金					
その他流動負債					
長期借入金					
その他固定負債					
負債合計					
資本金					
法定準備金					
剰余金					
資本合計					

＜特記事項＞

業績
計画

※今期見込については、原則、直近決算後6か月以上経過した場合とする。

3　当社の現状と経営改善策

(1)当社を取り巻く経営環境の現状

①販売先(顧客)の動向　(販売先、販売数量、販売単価、取引条件・ニーズの変化、販売市場全体の動き、同業他社との競争等について)

項目	内容

②仕入先の動向　(仕入先、材料・商品の価格、品質、調達方法・経路、仕入業界全体の動き等について)

項目	内容

(2)当社の強み・弱み

①事業構成面　(商品・サービス・事業部門毎の特色・収益性・成長性、販売エリアや販売ルートの割合や変化等について)

強み(更に強化すべき点)		弱み(改善・合理化を要する点)	
項目		項目	

②組織・管理面　(社内部門毎、業務毎、人材・組織、目標や情報の管理体制・仕組み等について)

強み(更に強化すべき点)		弱み(改善・合理化を要する点)	
項目		項目	

(3)財務面の現状と問題点

①損益面 （売上高、売上原価、粗利益、販売費・一般管理費、利益等について）

項目	内容

②資産・負債面 （売掛債権・買掛債務、棚卸資産、固定資産（建物・設備等）、借入金、自己資本等について）

項目	内容

③資金繰面（回収・支払条件、季節変動、当社および関係者の資金力、金融機関の支援見込等について）

項目	内容

(4)当社の取組むべき重要課題

項目	内容

(5)経営目標

（千円）

	項目	H　年／　月（現状）	H　年／　月（目標）	差異
①売上および利益計画	売上高			
	売上総利益			
	営業利益			
	経常利益			
	当期利益（税引後）（A）			
②増資等の計画	資本取引			
計 （計画期間中の当期利益＋資本取引）	自己資本			…自己資本改善額

(6)経営改善の方向性（経営改善を図るための基本的考え方、改善の基本方針や骨子、方向性を記載する。）

(7)具体的改善策

①損益・資金面の改善策

売上高	
売上原価 （製造原価）	
売上総利益	
販売費及び一般管理費 人件費 販売関連費 設備修繕費 その他経費 （減価償却費）	
資金繰り	

②財務面の改善策（棚卸資産の良化、遊休固定資産の活用・売却、金融債務の適正化、代表者等借入の自己資本への繰入、その他増資計画等）

資産	
負債	
自己資本	

事業損益計画書　（年次）　※今期見込については、原則、直近決算後６か月以上経過した場合とする。

（千円，％）

項目		実績		実績			実績（今期見込）			計画			計画			計画			計画			計画		
		／　期	構成比(%)	／　期	構成比(%)	前期対比	／　期	構成比(%)	前期対比	／　期	構成比(%)	前期対比	／　期	構成比(%)	前期対比	／　期	構成比(%)	前期対比	／　期	構成比(%)	前期対比	／　期	構成比(%)	前期対比
売上高																								
内訳																								
売上原価（製造原価）																								
売上総利益																								
（売上総利益率）																								
販売費・一般管理費																								
人件費	役員報酬																							
	従業員給料手当																							
	賞与																							
	雑給																							
	法定福利費																							
	福利厚生費																							
	小計																							
販売関連費	広告宣伝費																							
	車両費																							
	旅費																							
	交通費																							
	接待交際費																							
	小計																							
設備修繕費	修繕費																							
	清掃管理費																							
	小計																							
その他経費	租税公課																							
	地代家賃																							
	水道光熱費																							
	管理諸費																							
	雑費																							
	減価償却費																							
	小計																							
営業利益																								
	営業外収益																							
	営業外費用																							
経常利益																								
	特別利益																							
	特別損失																							
当期利益																								
償却前利益																								
借入金計画	借入返済額																							
	借入金総残高（長期短期）																							
	（内取扱金融機関）																							
	（内ＲＣＣ）																							
	借入金増減額（前期比）																							
	（内取扱金融機関）																							
	（内ＲＣＣ）																							

事業損益計画書（月次）　※計画初年度１２か月分を作成し、決算後６か月以上経過した場合は、さらに６か月の計画を作成して下さい。　（千円，％）

項目		実績	実績	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	決算
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	／　期
売上高														
内訳														
売上原価（製造原価）														
売上総利益														
（売上総利益率）														
販売費・一般管理費														
人件費	役員報酬													
	従業員給料手当													
	賞与													
	雑給													
	法定福利費													
	福利厚生費													
	小計													
販売関連費	広告宣伝費													
	車両費													
	旅費													
	交通費													
	接待交際費													
	小計													
設備修繕費	修繕費													
	清掃管理費													
	小計													
その他経費	租税公課													
	地代家賃													
	水道光熱費													
	管理諸費													
	雑費													
	減価償却費													
	小計													
営業利益														
	営業外収益													
	営業外費用													
経常利益														
	特別利益													
	特別損失													
当期利益														
償却前利益														
借入金計画	借入返済額													
	借入金総残高（長期短期）													
	（内取扱金融機関）													
	（内ＲＣＣ）													
	借入金増減額（前期比）													
	（内取扱金融機関）													
	（内ＲＣＣ）													

事業損益計画書　（月次・対比）　※この表については、計画承認後も計画管理用としてご利用下さい。　（千円，％）

項目		月			月			月			月			月			月		
		計画	実績	差異	計画	実績	差異	計画	実績	差異	計画	実績	差異	計画	実績	差異	計画	実績	差異
売上高																			
内訳																			
売上原価（製造原価）																			
売上総利益																			
（売上総利益率）																			
販売費・一般管理費																			
人件費	役員報酬																		
	従業員給料手当																		
	賞与																		
	雑給																		
	法定福利費																		
	福利厚生費																		
	小計																		
販売関連費	広告宣伝費																		
	車両費																		
	旅費																		
	交通費																		
	接待交際費																		
	小計																		
設備修繕費	修繕費																		
	清掃管理費																		
	小計																		
その他経費	租税公課																		
	地代家賃																		
	水道光熱費																		
	管理諸費																		
	雑費																		
	減価償却費																		
	小計																		
営業利益																			
	営業外収益																		
	営業外費用																		
経常利益																			
	特別利益																		
	特別損失																		
当期利益																			
償却前利益																			
借入金計画	借入返済額																		
	借入金総残高（長期短期）																		
	（内取扱金融機関）																		
	（内ＲＣＣ）																		
	借入金増減額（前期比）																		
	（内取扱金融機関）																		
	（内ＲＣＣ）																		

事業損益計画書　（月次・対比）　　（千円，％）

項目		月			月			月			月			月			月			合計		
		計画	実績	差異	計画	実績	差異	計画	実績	差異	計画	実績	差異	計画	実績	差異	計画	実績	差異	計画	実績	差異
売上高																						
内訳																						
売上原価（製造原価）																						
売上総利益																						
（売上総利益率）																						
販売費・一般管理費																						
人件費	役員報酬																					
	従業員給料手当																					
	賞与																					
	雑給																					
	法定福利費																					
	福利厚生費																					
	小計																					
販売関連費	広告宣伝費																					
	車両費																					
	旅費																					
	交通費																					
	接待交際費																					
	小計																					
設備修繕費	修繕費																					
	清掃管理費																					
	小計																					
その他経費	租税公課																					
	地代家賃																					
	水道光熱費																					
	管理諸費																					
	雑費																					
	減価償却費																					
	小計																					
営業利益																						
	営業外収益																					
	営業外費用																					
経常利益																						
	特別利益																					
	特別損失																					
当期利益																						
償却前利益																						
借入金計画	借入返済額																					
	借入金総残高（長期短期）																					
	（内取扱金融機関）																					
	（内ＲＣＣ）																					
	借入金増減額（前期比）																					
	（内取扱金融機関）																					
	（内ＲＣＣ）																					

資金繰計画書（１２か月）

※計画初年度１２か月分を作成し、決算後６か月以上経過した場合は、さらに６か月の計画を作成して下さい。

（千円）

項　　目	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合計
売　　上													
（手形受入）													
仕　　入													

	前月繰越金													
収入	現金売上													
	売掛金回収													
	商手割引													
	手形入金													
	前受金等													
	資産売却等													
	その他収入													
	収入計(A)													
支出	現金仕入													
	支手決済													
	買掛金支払													
	人件費													
	営業費													
	一般管理費													
	前払金等													
	利息支払													
	資産・設備支出													
	その他支出													
	支出計(B)													
	（手形振出）													
	（裏書手形）													
経常収支(C)=(A)-(B)														
	定期預金等預入 ▲													
	定期預金等払戻													
	借入金													
	内取扱金融機関													
	返済 ▲													
	内取扱金融機関													
財務収支(D)														
繰越金(E)=(C)+(D)														

資金繰計画書　（月次・対比）

（千円）

		月			月			月			月			月			月		
		計画	実績	差異	計画	実績	差異	計画	実績	差異	計画	実績	差異	計画	実績	差異	計画	実績	差異
売上																			
（手形受入）																			
仕入																			
前月繰越金																			
収入	現金売上																		
	売掛金回収																		
	商手割引																		
	手形入金																		
	前受金等																		
	資産売却等																		
	その他収入																		
収入計(A)																			
支出	現金仕入																		
	支手決済																		
	買掛金支払																		
	人件費																		
	営業費																		
	一般管理費																		
	前払金等																		
	利息支払																		
	資産・設備支出																		
	その他支出																		
支出計(B)																			
（手形振出）																			
（裏書手形）																			
経常収支(C)=(A)-(B)																			
	定期預金等預入 ▲																		
	定期預金等払戻																		
	借入金																		
	内取扱金融機関																		
	返済 ▲																		
	内取扱金融機関																		
財務収支(D)																			
繰越金(E)=(C)+(D)																			

資金繰計画書　（月次・対比）

（千円）

		月			月			月			月			月			月			合　計		
		計　画	実　績	差　異	計　画	実　績	差　異	計　画	実　績	差　異	計　画	実　績	差　異	計　画	実　績	差　異	計　画	実　績	差　異	計　画	実　績	差　異
売　　上																						
（手形受入）																						
仕　　入																						
前月繰越金																						
収入	現金売上																					
	売掛金回収																					
	商手割引																					
	手形入金																					
	前受金等																					
	資産売却等																					
	その他収入																					
収入計(A)																						
支出	現金仕入																					
	支手決済																					
	買掛金支払																					
	人件費																					
	営業費																					
	一般管理費																					
	前払金等																					
	利息支払																					
	資産・設備支出																					
	その他支出																					
支出計(B)																						
（手形振出）																						
（裏書手形）																						
経常収支(C)=(A)-(B)																						
	定期預金等預入 ▲																					
	定期預金等払戻																					
	借入金																					
	内取扱金融機関																					
	返済 ▲																					
	内取扱金融機関																					
財務収支(D)																						
繰越金(E)=(C)+(D)																						

金融機関等取引残高年次推移表

（千円，％）

金融機関等名	取引内容	実績		実績		実績（今期見込）		／　期		／　期		／　期		／　期		／　期	
		残高	ｼｪｱ	残高	ｼｪｱ	残高	ｼｪｱ	残高	ｼｪｱ	残高	ｼｪｱ	残高	ｼｪｱ	残高	ｼｪｱ	残高	ｼｪｱ
	短　期																
	長　期																
	貸出計																
	（割引）																
	預金計																
	うち定期																
	短　期																
	長　期																
	貸出計																
	（割引）																
	預金計																
	うち定期																
	短　期																
	長　期																
	貸出計																
	（割引）																
	預金計																
	うち定期																
	短　期																
	長　期																
	貸出計																
	（割引）																
	預金計																
	うち定期																
合　　計	短　期																
	長　期																
	貸出計																
	（割引）																
	預金計																
	うち定期																

※今期見込については、原則、直近決算後６か月以上経過した場合とする。

様式第２号（第８条第２項）

茨城県再生支援融資認定書

年　　月　　日

（申　請　者）　　殿

茨城県知事

年　　月　　日付けで申請のあった茨城県再生支援融資について、融資条件等に該当することを認めます。

記

１	申請金額	千円（内訳）設備　　千円・運転　　千円
２	融資期間	年　　月（うち据置期間　　年　　月）
３	融資利率	年　　パーセント
４	返済方法	分割

（注）１　この認定書にかかわらず、取扱金融機関の審査の結果、融資を受けることが適当でないと認められるときは、融資を受けられないことがあります。

２　取扱金融機関により融資を受けることができる場合であっても、上記で認定された範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等が変更されることがあります。

また、この認定書に記載された融資条件等以外の融資条件等については、要項に記載されたもののほか、すべて取扱金融機関または保証協会所定の条件によることとなります。

３　この認定書の有効期間は、概ね１か月です。

14　茨城県借換融資制度要項

（目的）

第１条　この要項は、茨城県中小企業資金融資制度（以下「制度融資」という。）の既往借入金の一本化等に必要な資金を融資することにより、県内において事業を営む中小企業者の月々の返済額を軽減し、経営の安定を図ることを目的とする。

（資金措置）

第２条　知事は、前条の目的を達成するため、毎年度、予算の範囲内で、融資に必要な資金を知事が指定する金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に預託する。

２　取扱金融機関は、前項の規定により預託された資金の7.0倍以上の額の融資（以下「融資」という。）を、自己の責任において行うものとする。

（融資対象）

第３条　融資を受けることができる者は、申込時点において県内に事業所を有し、引き続き１年以上事業（茨城県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証対象業種に限る。）を営んでいる中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第２条第１項に規定する中小企業者で、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 保証協会の保証が付された制度融資の既往借入金を借り換えることにより、月々の返済額を軽減する者

(2) 前号の既往借入金の元金償還が１年以上経過している者（ただし、複数ある既往借入金を一本化して借り換える場合は、いずれかの元金償還が１年以上経過していれば足りるものとする。）

（資金の使途）

第４条　融資を受けた資金（以下「融資金」という。）の使途は、保証協会の保証が付された制度融資の既往借入金の返済に必要となる資金とする。

（融資条件）

第５条　融資金の種類は、運転資金とし、融資限度額、融資期間及び融資利率は、次の表に掲げるとおりとする。

融資限度額	融資期間	融資利率
保証協会の保証が付された制度融資の既往借入金の残額に、借換えに必要な諸費用を加えた額	10年以内	３年以内　年1.9％ ３年超５年以内　年2.0％ ５年超７年以内　年2.1％ ７年超10年以内　年2.2％

（償還方法）

第６条　融資金の償還は、元金均等割賦償還とする。この場合において、１年以内の据置期間を置くことができる。

（保証人）

第７条　取扱金融機関は、原則として法人の代表者以外の保証人を徴求しないこととする。

（その他の条件）

第８条　取扱金融機関は、融資に当たっては、保証協会の保証を付するものとする。

２　この要項に定めるもののほか、融資に関する条件は、取扱金融機関又は保証協会が定めるところによる。

（申込手続等）

第９条　融資を受けようとする者（以下「融資申込者」という。）は、取扱金融機関に対して、保証協会所定の「事業計画書」を添えて当該取扱金融機関所定の手続により融資を申し込むものとする。

２　取扱金融機関は、前項の規定により融資の申込みを受けた場合は、速やかに審査を行い、融資を行うことが適当であると認めたときは、融資申込者と金銭消費貸借契約を締結し、融資を行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、融資条件等の範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等を変更することができる。

３　取扱金融機関は、前項の規定により融資を行う場合において、あらかじめ保証協会に対して、保証協会所定の様式に第１項の申込みに係る書類の写しを添えて保証を依頼するものとする。

４　第２項の規定は、前項の規定による保証の依頼を受けた保証協会について、準用するものとする。

（企業診断）

第 10 条　知事は、この要項に基づく事業の円滑な推進のため、企業診断を実施することができる。

（要項違反による償還等）

第 11 条　取扱金融機関は、融資を受けた者（以下「利用者」という。）について、申込関係書類の不実記載、資金の目的外使用等この要項に違反する事実があると認めたときは、既に融資した資金の全部若しくは一部を償還させ、又は融資を行わないものとする。

（調査及び指導）

第 12 条　知事は、融資金の使途を確認するため特に必要があると認めたときは、取扱金融機関及び利用者に対して、融資の対象となった事業に関する帳簿その他の書類を調査し、経営の改善のための指導をすることができる。

（損失補償）

第 13 条　知事は、この要項に基づき保証協会が保証した債務について、代位弁済が生じた場合には、

別途保証協会と締結する損失補償契約に定めるところにより、保証協会に損失補償を行うものとする。

（報告）

第14条　取扱金融機関は、融資を実施したときは、毎月10日までに別に定める茨城県預託制度融資状況報告書により、前月分の融資実績を知事に報告するものとする。

（その他）

第15条　この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付　則

この要項は、平成26年４月１日から施行する。

付　則

１　この要項は、平成27年４月１日から施行する。

２　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県借換融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

１　この要項は、平成29年４月１日から施行する。

２　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県借換融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

１　この要項は、平成30年４月１日から施行する。

２　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県借換融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

１　この要項は、令和３年４月１日から施行する。

２　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に認定申請のあった融資について適用し、同日の前日までに認定申請のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

１　この要項は、令和７年４月１日から施行する。

２　改正後のこの要項の規定は、令和７年５月１日以降に保証申込受付のあった融資について適用し、同日の前日までに保証申込のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

１　この要項は、令和８年４月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に保証申込受付のあった融資について適用し、同日の前日までに保証申込のあったものについては、なお従前の例による。

別添様式

年　月　日

茨城県信用保証協会　御中

住　所:

申込人:

事 業 計 画 書

1　借入申込の内容

①融資対象既往借入金の状況

金融機関名	借入日	当初借入金額	現在残高	月返済額	最終期日
	年　月　日	千円	千円	千円	年　月　日
	年　月　日	千円	千円	千円	年　月　日
	年　月　日	千円	千円	千円	年　月　日
	年　月　日	千円	千円	千円	年　月　日
	年　月　日	千円	千円	千円	年　月　日
	年　月　日	千円	千円	千円	年　月　日
小　計			(A)　千円	(C)　千円	

②増額借入希望額	(B)　千	(D)　千円	回返済
③借入申込額(①と②の合計)	(A＋B)　千	(E)　千円	年　月　日

2　借換による効果

(C)　－　(D)＝　　千円(E)　(＝毎月の返済負担軽減効果)

(E)　×　12　＝　　千円(F)　(＝年間の返済負担軽減効果)

3　今後計画的に取り組む事項(次の項目を該当するものを○で囲み、具体的に記載して下さい。)

1. 売上・受注の増加を図る	2. 収益性の向上を図る	3. その他

4　経営の実績及び見込み　　(単位:千円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期利益	借入金返済額
前年度実績　年　月期					
今年度見込み　年　月期					
翌年度見込み　年　月期					

5　添付書類

(1)許認可等必要な業種にあっては、許認可証等の写し

(2)県税納税証明書(県税に未納がないことを証する納税証明書)

15　茨城県小規模企業支援融資制度要項

（目的）

第１条　この要項は、信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図る責任共有制度の導入による県内小規模企業者への影響を緩和するため、小口零細企業保証制度要綱（平成 19 年８月 21 日付け平成 19･08･13 中庁第 1 号中小企業庁長官通知）に規定する小口零細企業保証を活用して融資を行うことにより、県内小規模企業者への安定的な資金調達を維持し、もって経営の安定に資することを目的とする。

（資金措置）

第２条　知事は、前条の目的を達成するため、毎年度、予算の範囲内で、融資に必要な資金を知事が指定する金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に預託する。

２　取扱金融機関は、次条の表の左欄に掲げる融資区分ごとに、同表の右欄に掲げる制度要項に規定する倍率以上の額の融資（以下「融資」という。）を、自己の責任において行うものとする。

（融資対象）

第３条　融資を受けることができる者は、次の表の左欄に掲げる融資区分ごとに、同表の右欄に掲げる制度要項（以下「各制度要項」という。）に規定する融資対象の要件（茨城県経営合理化融資制度要項第３条第２項、茨城県パワーアップ融資制度要項第３条第４号、第５号及び第８号並びに茨城県災害対策融資制度要項別表中緊急対策枠を除く。）を準用するものとする。この場合において、各制度要項中「中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第２条第１項に規定する中小企業者」とあるのは、「中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第２条第３項に規定する小規模企業者」と読み替えるものとする。

融資区分	制度要項
経営合理化分	茨城県経営合理化融資制度要項
イノベーション投資分	茨城県イノベーション投資促進融資制度要項
新分野進出等支援分	茨城県新分野進出等支援融資制度要項
雇用促進等支援分	茨城県雇用促進等支援融資制度要項
小売商業・地場産業支援分	茨城県小売商業・地場産業支援融資制度要項
パワーアップ分	茨城県パワーアップ融資制度要項
災害対策分	茨城県災害対策融資制度要項
借換分	茨城県借換融資制度要項

（資金の使途）

第４条　融資を受けた資金（以下「融資金」という。）の使途は、各制度要項の規定を準用するものとする。

（融資条件）

第５条　融資金の種類は、設備資金及び運転資金（設備資金及び運転資金の併用を含む。）とし、融資限度額は2,000万円とする。

２　前項に規定する融資条件以外のものについては、各制度要項の規定を準用するものとする。

（償還方法）

第６条　融資金の償還は、元金均等割賦償還とする。この場合において、据置期間は、各制度要項の規定を準用するものとする。

（担保）

第７条　原則として無担保とする。

（保証人）

第８条　原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととする。

（その他の条件）

第９条　融資に当たっては、茨城県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の小口零細企業保証（保証割合100パーセント）を付するものとする。

２　この要項に定めるもののほか、融資に関する条件は、取扱金融機関又は保証協会が定めるところによる。

（申込手続等）

第10条　融資を受けようとする者（以下「融資申込者」という。）は、次の表の左欄に掲げる融資対象ごとに、同表の中欄に掲げる申請書等に別に定める書類を添えて、それぞれ同表の右欄に掲げる申請先等に提出するものとする。

融資対象	申請書等	申請先等
第３条の表に掲げる融資区分のうち、経営合理化分から災害対策分までに該当する者	申請書（各制度要項で定める申請書に所要の調整をしたもの）	融資申込者の事業所の所在地を管轄する商工会若しくは商工会議所又は茨城県中小企業団体中央会（以下「商工会等」という。）
第３条の表に掲げる融資区分のうち、借換分に該当する者	保証協会所定の「事業計画書」	取扱金融機関

２　第３条の表に掲げる融資区分のうち、経営合理化分から災害対策分までに該当する者である場合においては、次の手続をとるものとする。

(1)　商工会等は、前項の申請書の提出を受けた場合において、融資条件等に該当すると認めたときは、融資申込者に認定書（各制度要項で定める認定書に所要の調整をしたもの）を交付するものと

する。

(2)　融資申込者は、前号の認定書の交付を受けたときは、当該認定書に第１項により商工会等に提出した申請書及び添付書類の写しを添えて、取扱金融機関に対して、取扱金融機関所定の様式により融資を申し込むものとする。

３　取扱金融機関は、前項第２号の規定により融資の申込みを受けた場合は、速やかに審査を行い、融資を行うことが適当であると認めたときは、融資申込者と金銭消費貸借契約を締結し、融資を行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、前項第１号で認定された融資条件等の範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等を変更することができる。

４　取扱金融機関は、前項の規定により融資を行う場合において、あらかじめ保証協会に対して、保証協会所定の様式に第２項第２号の申込みに係る書類の写しを添えて保証を依頼するものとする。

５　第３項の規定は、前項の規定による保証の依頼を受けた保証協会について、準用するものとする。

（企業診断）

第11条　知事は、この要項に基づく事業の円滑な推進のため、企業診断を実施することができる。

（要項の遵守）

第12条　知事及び商工会等は、融資を受けた者（以下「利用者」という。）について、申込関係書類の不実記載、資金の目的外使用等この要項に違反する事実があると認めたときは、その旨を取扱金融機関に通知するものとする。

２　取扱金融機関は、前項の規定による通知があった場合においては、既に融資した資金の全部若しくは一部を償還させ、又は融資を行わないものとする。

（調査及び指導）

第13条　知事は、融資金の使途を確認するため特に必要があると認めたときは、商工会等及び利用者に対して、融資の対象となった事業に関する帳簿その他の書類を調査し、経営の改善のための指導をすることができる。

（損失補償）

第14条　知事は、第３条の表に規定する新分野進出等支援分、パワーアップ分、災害対策分及び借換分に係る融資に対し、保証協会が保証した債務について代位弁済が生じた場合には、別途保証協会と締結する損失補償契約に定めるところにより、保証協会に損失補償を行うものとする。

（報告）

第15条　取扱金融機関は、融資を行ったときは、速やかに、別に定める茨城県制度融資実行報告書により商工会等に報告するとともに、毎月10日までに別に定める茨城県預託制度融資状況報告書により、前月分の融資実績を知事に報告するものとする。

２　保証協会は、第９条第５項による保証依頼を受けその審査を行ったときは、速やかに、保証協会所定の様式により、商工会等に報告するものとする。

３　前２項以外の報告については、各制度要項の規定を準用し、様式については、所要の調整をして使用するものとする。

（その他）

第16条　この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付　則

この要項は、平成19年10月１日から施行する。

付　則

１　この要項は、平成20年４月１日から施行する。

２　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県小規模企業支援融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

１　この要項は、平成21年４月１日から施行する。

２　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県小規模企業支援融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

１　この要項は、平成22年12月10日から施行する。

２　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県小規模企業支援融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

１　この要項は、平成25年４月１日から施行する。

２　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県小規模企業支援融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

１　この要項は、平成26年４月１日から施行する。

２　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県小規模企業支援融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

１　この要項は、平成27年４月１日から施行する。

２　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県小規模企業支援融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

１　この要項は、平成28年４月１日から施行する。

２　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県小規模企業支援融資制度要項

の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、平成29年４月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県小規模企業支援融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、平成30年４月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県小規模企業支援融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、平成31年４月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県小規模企業支援融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和３年４月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に認定申請のあった融資について適用し、同日の前日までに認定申請のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和４年４月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に認定申請（第３条の表に掲げる融資区分のうち、借換分については融資の申込み。以下同じ。）のあった融資について適用し、同日の前日までに認定申請のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和６年４月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に認定申請（第３条の表に掲げる融資区分のうち、借換分については融資の申込み。以下同じ。）のあった融資について適用し、同日の前日までに認定申請のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和６年７月12日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に認定申請（第３条の表に掲げる融資区分のうち、借換分については融資の申込み。以下同じ。）のあった融資について適用し、同日の前日までに認定申請のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和７年４月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に認定申請（第３条の表に掲げる融資区分のうち、借換分については融資の申込み。以下同じ。）のあった融資について適用し、同日の前日までに認定申請のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和７年10月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に認定申請（第３条の表に掲げる融資区分のうち、借換分については融資の申込み。以下同じ。）のあった融資について適用し、同日の前日までに認定申請のあったものについては、なお従前の例による。

茨城県小規模企業支援融資制度要項取扱基準

茨城県小規模企業支援融資制度要項（以下「要項」という。）第10条第１項及び第２項第１号並びに第15条第３項に規定する「所要の調整」について

要項第３条の表中経営合理化分においては、茨城県経営合理化融資制度要項様式第１号及び様式第２号の規定中「茨城県経営合理化融資」とあるのを「茨城県小規模企業支援融資（経営合理化分）」とし、この区分以外のものにおいても、この例に準じて調整を加えて使用するものとする。

様式第１号（第９条第１項）

茨城県小規模企業支援融資（経営合理化分）認定申請書

年　　月　　日

（認定機関の長）　　殿

個人名・法人名
代　　表　　者　　印
現　　住　　所
県内事業所の所在地
連絡先電話

下記により融資を受けたいので、融資条件等の認定を申請します。

記

１　業　　種　　（主たる事業内容）
２　資本金
３　従業員（パートを除く）　　人
４　営業開始　　年　　月から
５　県内事業所における営業　　年　　月から
６　融資の申込内容
~~(1) 第３条第２項（経営者保証非提供制度利用者）該当の有無（※該当する番号に○印を記入）~~
~~①該当　　②非該当~~
(2) 申請金額　　千円（内訳）設備　　千円・運転　　千円
(3) 融資期間　設備　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
運転　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
(4) 融資利率　年　　パーセント（保証無　年　　パーセント）
(5) 返済方法　元金均等割賦
(6) 資金使途　（具体的に）
(7) 融資を受ける時期　　年　　月
(8) 融資希望金融機関　　銀行・信用金庫・信用組合　本・　　支店

添付書類
１　許認可等の必要な業種にあっては、許可証等の写し
２　県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）
３　見積書又は契約書の写し
~~４　保証協会所定の「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書の写し（経営者保証非提供枠利用者に該当する場合）~~

様式第２号（第９条第２項）

茨城県小規模企業支援融資（経営合理化分）認定書

記号第　　号
年　　月　　日

（申　請　者）　　殿

（認定機関の長）　印

年　　月　　日付けで申請のあった茨城県経営合理化融資について、融資条件等に該当することを認めます。

記

~~１　第３条第２項（経営者保証非提供制度利用者）該当の有無（※該当する番号に○印を記入）~~

~~①該当　　②非該当~~

２　申請金額　　千円　（内訳）設備　　千円・運転　　千円

３　融資期間　　設備　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）

　　運転　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）

４　融資利率　　年　　パーセント（保証無　年　　パーセント）

５　返済方法　　元金均等割賦

６　資金使途

（注）　１　この認定書にかかわらず、取扱金融機関の審査の結果、融資を受けることが適当でないと認められるときは、融資を受けられないことがあります。

２　取扱金融機関により融資を受けることができる場合であっても、この認定書に記載された融資条件等の範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等が変更されることがあります。

また、この認定書に記載された融資条件等以外の融資条件等については、すべて取扱金融機関または保証協会所定の条件によることとなります。

３　この認定書の有効期間は、概ね１か月です。

様式第１号（第９条第１項）

茨城県小規模企業支援融資（イノベーション投資分）認定申請書

年　　月　　日

（認定機関の長）　　殿

個人名・法人名
代　　表　　者　　印
現　　住　　所
県内事業所の所在地
連絡先電話

下記により融資を受けたいので、融資条件等の認定を申請します。

記

１　業　　種　　（主たる事業内容）
２　資本金
３　従業員（パートを除く）　　人
４　営業開始　　年　　月から
５　県内事業所における営業　　年　　月から
６　融資の申込内容
(1) 申請金額　　千円
(2) 融資期間　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
(3) 融資利率　年　　パーセント
(4) 返済方法　元金均等割賦
(5) 資金使途　（具体的に）
(6) 融資を受ける時期　　年　　月
(7) 融資希望金融機関　　銀行・信用金庫・信用組合　本・　　支店

添付書類
１　許認可等の必要な業種にあっては、許可証等の写し
２　県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）
３　見積書又は契約書の写し

様式第２号（第９条第２項）

茨城県小規模企業支援融資（イノベーション投資分）認定書

記号第　　号
年　　月　　日

（申　請　者）　　殿

（認定機関の長）　印

年　　月　　日付けで申請のあった茨城県小規模企業支援融資（イノベーション投資分）について、融資条件等に該当することを認めます。

記

１ 申 請 金 額　　千円
２ 融 資 期 間　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
３ 融 資 利 率　年　　パーセント
４ 返 済 方 法　元金均等割賦
５ 資 金 使 途

（注）　１　この認定書にかかわらず、取扱金融機関の審査の結果、融資を受けることが適当でないと認められるときは、融資を受けられないことがあります。

２　取扱金融機関により融資を受けることができる場合であっても、この認定書に記載された融資条件等の範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等が変更されることがあります。

また、この認定書に記載された融資条件等以外の融資条件等については、すべて取扱金融機関または保証協会所定の条件によることとなります。

３　この認定書の有効期間は、概ね１か月です。

様式第１号（第９条第１項）

茨城県小規模企業支援融資（新分野進出等支援分）認定申請書

年　　月　　日

（認定機関の長）　　殿

個人名・法人名
代　　表　　者　　印
現　　住　　所
県内事業所の所在地
連　絡　先　電　話

下記により融資を受けたいので、融資条件等の認定を申請します。

記

１　業　　種　　（主たる事業内容）
２　資 本 金
３　従 業 員（パートを除く）　　人
４　営業開始　　年　　月から
５　県内事業所における営業　　年　　月から
６　融資の申込内容
(1) 融資対象（※該当する番号に○印を記入）
①新分野進出　②事業転換　③業態転換　④事業拡大　⑤海外展開　⑥脱炭素化
※運転資金の申込みは、融資対象①から⑤までに限る。
(2) 事業計画における脱炭素効果の有無（※該当する番号に○印を記入）（注）
①有　　②無
(3) 申請金額　　千円（内訳）設備　　千円・運転　　千円
(4) 融資期間　設備　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
運転　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
(5) 融資利率　年　　パーセント（保証無　年　　パーセント）
(6) 返済方法　元金均等割賦
(7) 融資を受ける時期　　年　　月
(8) 融資希望金融機関　　銀行・信用金庫・信用組合　本・　　支店
(9) 資金使途（具体的に）

（注）

脱炭素効果の有無については、本融資における設備資金の申込みの有無に関わらず、添付する事業計画において、

・再生可能エネルギー関連設備の導入

・省エネ性能の高い事業用設備の導入（設備の入替を含む。）

・事業所の省エネ改修　　等

を伴う場合は、「有」とする。また、事業計画が、

・脱炭素に資する事業分野への進出や事業転換に関するもの

・脱炭素に資する製品の研究開発や製造に関するもの

である場合においても、「有」とする。

添付書類

1　許認可等の必要な業種にあっては、許可証等の写し

2　県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）

3　設備資金にあっては、見積書又は契約書の写し

4　事業計画書（添付様式）

※次に掲げる計画を実行するために融資を受けようとする場合には、認定等を受けた当該計画書及び認定書等の写しを添付することで事業計画書（添付様式）を省略することができる。

・中小企業等経営強化法に基づき国の認定を受けた経営力向上計画、県の承認を受けた経営革新計画又は市町村の認定を受けた先端設備等導入計画

・国等の補助事業の採択を受けた事業計画

添付様式

茨城県小規模企業支援融資（新分野進出等支援分）事業計画書

年　　月　　日

個人名・法人名
代　　表　　者

1　現在の事業状況（事業内容、業況、課題等を踏まえて記載してください。）

2　融資対象となる事業内容

区　分	①新分野進出 ②事業転換 ③業態転換 ④事業拡大 ⑤海外展開 ⑥脱炭素化 ※該当する区分を〇で囲むこと
事業内容 ※該当する区分に沿って詳細に記載すること。	
開始時期	令和　　年　　月　予定

3　設備・運転資金計画

	資金使途（具体的に）	金額（千円）	返済期間	調達先（金融機関名等）
設備資金			カ月	
運転資金			カ月	
その他	（本件以外の資金調達がある場合に記入）		カ月	
計			―	―

※設備資金（本件による資金調達がある場合）、その他（本件以外の資金調達がある場合）に記載した資金使途のうち、脱炭素化に資する設備が含まれる場合には、「4　事業計画による効果等」に、脱炭素化に資する設備導入により得られる効果を記載する。

4　事業計画による効果等

(1) 事業実施により期待できる成果等

（2）脱炭素化に資する設備について

①設備の内容	
②設備導入の経緯	□　新規導入 □　既存設備の入替・更新 （入替・更新の対象となる既存設備の導入時期：　　年　　月）
③設備導入により得られる効果	

※設備のパンフレット、仕様書等の該当箇所の写しを添付すること。

様式第２号（第９条第２項）

茨城県小規模企業支援融資（新分野進出等支援分）認定書

記号第　　号
年　　月　　日

（申　請　者）　　殿

（認定機関の長）　　印

年　　月　　日付けで申請のあった茨城県小規模企業支援融資（新分野進出等支援分）について、融資条件等に該当することを認めます。

記

１　融資対象（※該当する番号に○印を記入）
　①新分野進出 ②事業転換 ③業態転換 ④事業拡大 ⑤海外展開 ⑥脱炭素化
　※運転資金の申込みは、融資対象①から⑤までに限る。
２　事業計画における脱炭素効果の有無（※該当する番号に○印を記入）
　①有　　②無
３　申請金額　　千円（内訳）設備　　千円・運転　　千円
４　融資期間　設備　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
　　運転　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
５　融資利率　年　　パーセント（保証無　年　　パーセント）
６　返済方法　元金均等割賦
７　資金使途

（注）１　この認定書にかかわらず、取扱金融機関の審査の結果、融資を受けることが適当でないと認められるときは、融資を受けられないことがあります。
２　取扱金融機関により融資を受けることができる場合であっても、この認定書に記載された融資条件等の範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等が変更されることがあります。
　また、この認定書に記載された融資条件等以外の融資条件等については、要項に記載されたもののほか、すべて取扱金融機関又は保証協会所定の条件によることとなります。
３　この認定書の有効期間は、概ね１か月です。

様式第１号（第９条第１項）

茨城県小規模企業支援融資（雇用促進等支援分）認定申請書

年　　月　　日

（認定機関の長）　　殿

個人名・法人名
代　　表　　者　　印
現　　住　　所
県内事業所の所在地
連　絡　先　電　話

下記により融資を受けたいので、融資条件等の認定を申請します。

記

１　業　　種　　（主たる事業内容）
２　資 本 金
３　従 業 員（パートを除く）　　人
４　営業開始　　年　　月から
５　県内事業所における営業　　年　　月から
６　融資の申込内容
(1) 申請金額　　千円（内訳）設備　　千円・運転　　千円
(2) 融資期間　設備　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
　　運転　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
(3) 融資利率　年　　パーセント（保証無　年　　パーセント）
(4) 返済方法　元金均等割賦
(5) 融資を受ける時期　　年　　月
(6) 融資希望金融機関　　銀行・信用金庫・信用組合　本・　　支店
(7) 資金使途（具体的に）

添付書類
１　許認可等の必要な業種にあっては、許可証等の写し
２　県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）
３　設備資金にあっては、見積書又は契約書の写し
４　事業計画書（添付様式）

添付様式

茨城県小規模企業支援融資（雇用促進等支援分）事業計画書

年　　月　　日

個人名・法人名
代　　表　　者

1　事業拡大等の内容（第３条第１項に該当する場合）

※　事業拡大等とは，生産・販売能力の増強等を実施することをいう。

2　事業拡大等に伴う人材確保の内容（第３条第１項に該当する場合）

(1)　雇用増加計画

雇用形態	申請日より６か月前の従業員数	雇　用　増　加　計　画	
		申請時の従業員数	雇用見込者数
正　　規	人	人	人
パート等	人	人	人
計	人	人	人

（注）常時使用する従業員数を記載すること。

(2)　中高年齢者（満45歳以上）の雇用予定の有無　　有　・　無

(3)　雇用予定時期　　年　　月　　日

3　茨城県障害者雇用優良企業の認定の状況（第３条第２項第１号に該当する場合）

ア　認定番号　認定　第　　号

イ　有効期間　　年　　月　　日から３年間

（注）有効期間内の認定証の写しを添付すること。

4　パートナーシップ構築宣言及び公表状況（第３条第２項第２号に該当する場合）

ア　宣言年月日　　年　　月　　日

イ（公財）全国中小企業振興機関協会運営ポータルサイトへの掲載（掲載済の場合は☑）：☐

掲載 URL:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）パートナーシップ構築宣言の写しを添付すること。

5　リスキリング推進宣言の公表状況（第３条第２項第３号に該当する場合）

ア　宣言年月日　　年　　月　　日

イ　リスキリングポータルサイトへの掲載（掲載済の場合は☑）：☐

掲載 URL：

（注）リスキリング推進宣言書の写しを添付すること。

6　茨城県働き方改革優良（推進）企業の認定の状況（第３条第２項第４号に該当する場合）

ア　認定番号　優良／推進認定　第　　号

イ　有効期間　　年　月　日から２年間

（注）有効期間内の認定証の写しを添付すること。

7　茨城県外国人受入優良企業・先進企業の認定状況（第３条第２項第５号に該当する場合）

ア　認定番号　優良／先進認定　第　　号

イ　有効期間　　年　　月　　日から

認定した日から起算して３年が経過した日の属する年度の末日まで

（注）有効期間内の認定証の写しを添付すること。

様式第２号（第９条第２項）

茨城県小規模企業支援融資（雇用促進等支援分）認定書

記号第　　号
年　　月　　日

（申　請　者）　　殿

（認定機関の長）　　印

　　年　　月　　日付けで申請のあった茨城県雇用促進等支援融資について、融資条件等に該当することを認めます。

記

１	申請金額		千円（内訳）設備		千円・運転		千円
２	融資期間	設備	年	月（うち据置期間	年	月）	
		運転	年	月（うち据置期間	年	月）	
３	融資利率	年	パーセント（保証無　年		パーセント）		
４	返済方法	元金均等割賦					
５	資金使途						

（注）１　この認定書にかかわらず、取扱金融機関の審査の結果、融資を受けることが適当でないと認められるときは、融資を受けられないことがあります。

２　取扱金融機関により融資を受けることができる場合であっても、この認定書に記載された融資条件等の範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等が変更されることがあります。

　また、この認定書に記載された融資条件等以外の融資条件等については、要項に記載されたもののほか、すべて取扱金融機関又は保証協会所定の条件によることとなります。

３　この認定書の有効期間は、概ね１か月です。

様式第３号（第１３条第３項）

茨城県小規模企業支援融資（雇用促進等支援分）雇用実績報告書

年　　月　　日

（認定機関の長）　　殿

個人名・法人名
代　　表　　者　　印
現　　住　　所
県内事業所の所在地
連　絡　先　電　話

年　　月　　日付けで提出した茨城県雇用促進等支援融資認定申請書に基づく実績は、下記のとおりです。

記

１　事業拡大等の内容

※　施設・設備の拡大状況や新規雇用者の業務内容等を具体的に記入してください。

２　新規雇用の実績

(1)　新規雇用者数

申請時の雇用者数（A）	現在の雇用者数（B）	雇　用　実　績（B－A）
人	人	人

（注）計画と実績に差がある場合はその理由を記載すること。

(2)　中高年齢者（満45歳以上）の採用実績　　有　・　無

添付書類

新規雇用者に係る「健康保険・厚生年金保険被保険者資格届等の確認通知書」又は「雇用保険被保険者資格取得届等確認通知書」の写し

様式第１号（第７条第１項）

茨城県小規模企業支援融資（小売商業・地場産業支援分）認定申請書

年　　月　　日

（認定機関の長）　　殿

個人名・法人名
代　　表　　者　　印
現　　住　　所
県内事業所の所在地
連　絡　先　電　話

下記により融資を受けたいので、融資条件等の認定を申請します。

記

１　業　　種　　（主たる事業内容）
２　資 本 金
３　従 業 員（パートを除く）　　人
４　営業開始　　年　　月から
５　県内事業所における営業　　年　　月から
６　融資の申込内容

(1) 融資対象（※該当する番号に〇印を記入）

①店舗改装等　　②ﾃﾅﾝﾄ出店　　③地場産業　　④過疎地域

(2) 申請金額　　千円（内訳）設備　　千円・運転　　千円
(3) 融資期間　設備　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
　　運転　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
(4) 融資利率　年　　パーセント（保証無　年　　パーセント）
(5) 返済方法　元金均等割賦
(6) 融資を受ける時期　　年　　月
(7) 融資希望金融機関　　銀行・信用金庫・信用組合　本・　　支店
(8) 資金使途（具体的に）

添付書類
１　許認可等の必要な業種にあっては、許可証等の写し
２　県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）
３　設備資金にあっては、見積書又は契約書の写し
４　事業計画書（添付様式）

添付様式

茨城県小規模企業支援融資（小売商業・地場産業支援分）事業計画書

年　　月　　日

（認定機関の長）　　殿

個人名・法人名
代表者

事業計画は、下記のとおりです。

記

様式第２号（第７条第２項）

茨城県小規模企業支援融資(小売商業・地場産業支援分)認定書

記号第　　号
年　　月　　日

（申　請　者）　　殿

（認定機関の長）　　印

年　　月　　日付けで申請のあった茨城県小規模企業支援融資(小売商業・地場産業支援分)について、融資条件等に該当することを認めます。

記

１　融資対象（※該当する番号に○印を記入）

①店舗改装等　　②ﾃﾅﾝﾄ出店　　③地場産業　　④過疎地域

２　申請金額　　千円（内訳）設備　　千円・運転　　千円
３　融資期間　設備　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
　　運転　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
４　融資利率　年　　パーセント（保証無　年　　パーセント）
５　返済方法　元金均等割賦
６　資金使途

（注）１　この認定書にかかわらず、取扱金融機関の審査の結果、融資を受けることが適当でないと認められるときは、融資を受けられないことがあります。
２　取扱金融機関により融資を受けることができる場合であっても、この認定書に記載された融資条件等の範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等が変更されることがあります。
　また、この認定書に記載された融資条件等以外の融資条件等については、要項に記載されたもののほか、すべて取扱金融機関又は保証協会所定の条件によることとなります。
３　この認定書の有効期間は、概ね１か月です。

様式第１号（第９条第１項）

茨城県小規模企業支援融資（パワーアップ分）認定申請書

年　　月　　日

（認定機関の長）　　殿

個人名・法人名
代　　表　　者　　印
現　　住　　所
県内事業所の所在地
連　絡　先　電　話

下記により融資を受けたいので、融資条件等の認定を申請します。

記

１　業　　種　　（主たる事業内容）
２　資 本 金
３　従 業 員（パートを除く）　　人
４　営業開始　　年　　月から
５　県内事業所における営業　　年　　月から
６　融資の申込内容
(1)　申請金額　　千円　　（内訳）設備　　千円・運転　　千円
(2)　融資期間　　設備　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
　　運転　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
(3)　融資利率　　年　　パーセント
(4)　返済方法　　元金均等割賦
(5)　具体的な資金使途
(6)　融資を受ける時期
(7)　融資希望金融機関　　銀行・信用金庫・信用組合　本・　　支店

※融資対象条件と合致する項目を記載ください。

【第３条第１号～第３号の場合】受注高・売上高・粗利益の減少

$$\frac{(B\quad\text{千円}-A\quad\text{千円})}{(B\quad\text{千円})}=\underline{\qquad\%}$$

（A）直近３か月間の受注高・売上高・粗利益
（B）（A）の期間に対応する前年の受注高・売上高・粗利益

→【第２号の場合】受注高・売上高が減少し、直前の決算で損失を計上

事業期間	年　月　日～　年　月　日
売上額	千円
粗利益	千円
事業経費	千円
経常外損益	千円
当期税引後利益	千円

【第３条第９号の場合】業務改善奨励金・賃上げ支援金
（１）該当金の選択　　いばらき業務改善奨励金　いばらき賃上げ支援金
（２）支給・交付決定の番号　　年　月　日付け　第　号

【第３条第10号の場合】
調達価格（商品仕入高、材料仕入高、燃料費、電気代、ガス代、上下水道料のいずれか）の増加

$$\frac{(B\quad\text{千円}-A\quad\text{千円})}{(A\quad\text{千円})}=\underline{\qquad\%}$$

（A）（B）の期間に対応する前年の調達価格
（B）直近３か月の調達価格

添付書類
共通
1　許認可等の必要な業種にあっては、許認可証等の写し
2　県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）
3　資金繰表
個別
・　前期及び当期の月別受注高・売上高の明細書又は月別試算表等（第３条第１号～第３号）
・　前期決算書又は税務申告書の写し（第３条第２号）
・　「いばらき業務改善奨励金交付決定及び額確定通知書」又は「いばらき賃上げ支援金支給決定及び額確定通知書」の写し（第３条第９号）
・　前期及び当期の月別調達価格の明細書又は月別試算表等（第３条第10号）
・　見積書又は契約書（設備資金の場合）

上記の者は、本制度の融資対象の要件に該当することを認めます。

年　月　日

（認定機関の長）　　印

（注）1　この認定にかかわらず、取扱金融機関の審査の結果、融資を受けることが適当でないと認められるときは、融資を受けられないことがあります。
2　取扱金融機関により融資を受けることができる場合であっても、上記で認定された範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等が変更されることがあります。
また、上記で認定されたこと以外の融資条件等については、すべて取扱金融機関または保証協会所定の条件によることとなります。
3　この認定書の有効期間は、概ね１か月です。

様式第３号（第９条第１項）

茨城県小規模企業支援融資(パワーアップ分)認定申請書（県指定関係）

年　　月　　日

（認定機関の長）　　殿

個人名・法人名
代　　表　　者　　印
現　　住　　所
事業所の所在地
連 絡 先 電 話

下記により茨城県小規模企業支援融資(パワーアップ分)を受けたいので、融資条件等の認定を申請します。

記

１ 業　　種　　（主たる事業内容）
２ 資 本 金
３ 従 業 員（パートを除く）　　人
４ 営業開始　　年　　月から
５ 県内事業所における営業　　年　　月から
６ 申請金額　　千円
７ 融資期間　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
８ 融資利率 年　　パーセント
９ 返済方法 元金均等割賦
10 融資を受ける時期　　年　　月
11 取引倒産事業者の概要
（1） 企業名
（2） 所在地
（3） 倒産年月日及びその事由　　年　　月　　日の＿＿＿＿＿＿による
（4） 倒産事業者に対する売掛金債権等　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

主な取引先

	取引企業名	所在地	取引依存度
1			%
2			%
3			%

（注）取引依存度は、年間・半期など一定期間における「当該企業との取引額等／自社の全取引額等」の割合を概数で記入。

資金使途（具体的に）

（添付書類）

1　県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）

2　県指定倒産事業者に対し有する売掛金債権等が確認できる書類（写し）
　※商工会等認定の際は原本による確認が必要。

3　資金繰表

4　許認可証等の写し（許認可等が必要な業種の場合）

上記の者は、本制度の融資対象の要件に該当することを認めます。

年　　月　　日

（認定機関の長）　　印

（注）1　この認定にかかわらず、取扱金融機関の審査の結果、融資を受けることが適当でないと認められるときは、融資を受けられないことがあります。

2　取扱金融機関により融資を受けることができる場合であっても、上記で認定された範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等が変更されることがあります。

　また、上記で認定されたこと以外の融資条件等については、すべて取扱金融機関または保証協会所定の条件によることとなります。

3　この認定書の有効期間は、概ね１か月です。

様式

茨城県小規模企業支援融資（パワーアップ分）に係る倒産企業届出書

年　　月　　日

茨　城　県　知　事　　殿

法人名又は商号等
代　　表　　者
所　　在　　地
連絡先担当者
電　話　番　号

倒産企業の県指定を受けるため、下記のとおり届けます。

（ふりがな） 倒産企業名		（ふりがな） 代表者名	
所　在　地			
資本金額		主な事業	
倒産の態様		その発生年月日	年　　月　　日
負債総額	円		
債権者（企業数）	企業（うち県内企業数　　企業） ※茨城県内倒産関連中小企業者の状況は、債権者名簿のとおり。		

（注）１　印は印鑑証明書のものを使用してください。
　　２　倒産発生年月日は、法的手続の場合は裁判所が申立書を受理した日、銀行取引停止処分の場合は銀行取引停止日を記載してください。

（添付書類）

１　会社登記簿の謄本（写しでも可）
２　定款（写しでも可）
３　倒産の原因を証する書類
　(1) 銀行取引停止処分 → 取引銀行の口座取引解約通知書
　(2) 会社更生法、破産法、民事再生法、会社整理、特別清算申立→申立書の写し
４　財務諸表
　(1) 前々期、前期の貸借対照表・損益計算書
　(2) 倒産時の残高試算表

届出先は、茨城県産業戦略部産業政策課金融グループです。
（電 話：０２９-３０１-３５３０）

茨城県内債権者名簿

倒産企業名	
記入責任者	

	企　業　名	代表者名	所　在　地	電話番号	債　権　額
					円

記入上の注意

1　法人企業については必ず法人名及び代表者名を、個人企業については事業主名を記入すること。

2　茨城県内に住所を有する債権者（大企業・金融機関・貸金業者等を除く。）全員記入のこと。

様式第１号（第８条第１項）

茨城県小規模企業支援融資（災害対策分）認定申請書

年　　月　　日

（認定機関の長）　　殿

個人名・法人名
代　　表　　者　　印
現　　住　　所
県内事業所の所在地
連　絡　先　電　話

下記により融資を受けたいので、融資条件等の認定を申請します。

記

１　業　　種　　（主たる事業内容）
２　資 本 金
３　従 業 員（パートを除く）　　人
４　営業開始　　年　　月から
５　県内事業所における営業　　年　　月から
６　融資の申込内容
(1) 融資対象（※該当する番号に○印を記入）
~~①　緊急対策枠~~　　②　地震災害予防対策枠
(2) 申請金額　　千円（内訳）設備　　千円・運転　　千円
(3) 融資期間　設備　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
運転　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
(4) 融資利率　年　　パーセント（保証無　年　　パーセント）
(5) 返済方法　元金均等割賦
(6) 資金使途　（具体的に）
(7) 融資を受ける時期　　年　　月
(8) 融資希望金融機関　　銀行・信用金庫・信用組合　本・　　支店

添付書類
１　許認可等の必要な業種にあっては、許可証等の写し
２　県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）
３　見積書又は契約書の写し
~~４　第３条第１項第１号の融資対象者で、市町村長の罹災証明等を受けた場合は、罹災証明書等の写し~~
~~５　第３条第１項第１号の融資対象者で、中小企業信用保険法第２条第５項第３号、第４号及び第６項の規定による市町村長の認定を受けた者は、認定申請書の写し及び資金繰表~~

様式第２号（第８条第２項）

茨城県小規模企業支援融資（災害対策分）認定書

記号第　　号
年　　月　　日

（申　請　者）　　殿

（認定機関の長）　　印

年　　月　　日付けで申請のあった茨城県災害対策融資について、融資条件等に該当することを認めます。

記

１　融資対象（※該当する番号に○印を記入）
　　~~①　緊急対策枠~~　　②　地震災害予防対策枠
２　申請金額　　千円（内訳）設備　　千円・運転　　千円
３　融資期間　　設備　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
　　運転　　年　　月（うち据置期間　　年　　月）
４　融資利率　　年　　パーセント（保証無　年　　パーセント）
５　返済方法　　元金均等割賦
６　資金使途

（注）１　この認定書にかかわらず、取扱金融機関の審査の結果、融資を受けることが適当でないと認められるときは、融資を受けられないことがあります。
２　取扱金融機関により融資を受けることができる場合であっても、この認定書に記載された融資条件等の範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等が変更されることがあります。
　また、この認定書に記載された融資条件等以外の融資条件等については、すべて取扱金融機関または保証協会所定の条件によることとなります。
３　この認定書の有効期間は、概ね１か月です。

（参考：第9条関係）

年　月　日

茨城県信用保証協会　御中

（法人名）

（氏名又は代表者名）

（本社所在地又は住所）

事業計画書

1　借入申込の内容

①融資対象既往借入金の状況

金融機関名	借入日	県制度名	当初借入金額	現在残高	月返済額	最終期日
	年　月　日		千円	千円	千円	年　月　日
	年　月　日		千円	千円	千円	年　月　日
	年　月　日		千円	千円	千円	年　月　日
	年　月　日		千円	千円	千円	年　月　日
	年　月　日		千円	千円	千円	年　月　日
	年　月　日		千円	千円	千円	年　月　日
	年　月　日		千円	千円	千円	年　月　日
小計				（A）　千円	（C）　千円	年　月　日
②借換に伴う諸費用	内訳			（B）　千円		
③借入申込額(A＋B)				千円	（D）　千円	年　月　日

2　借換による効果

（C）－（D）＝　　千円（E）（＝毎月の返済負担軽減効果）

（E）×　12 ＝　　千円（F）（＝年間の返済負担軽減効果）

3　今後計画的に取り組む事項（次の項目を該当するものを○で囲み，具体的に記載して下さい。）

1．売上・受注の増加を図る	2．収益性の向上を図る	3．その他

4　経営の実績及び見込み

	売上高	営業利益	経常利益	当期利益	借入金返済額
前年度実績　　年　　月期					
今年度見込　　年　　月期					
翌年度見込　　年　　月期					

5　添付書類

（1）許認可等必要な業種にあっては，許認可証等の写し

（2）県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）

16　茨城県短期運転資金融資制度要項

（目的）

第１条　この制度は、県内中小企業者に対し短期運転資金の供給の円滑化を図り、もって中小企業の維持発展に資することを目的とする。

（資金措置）

第２条　知事は、前条の目的を達成するため、毎年度予算の範囲内で必要な資金を、知事が指定する金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に預託する。

２　取扱金融機関は、前項の規定により預託された資金の５倍以上の額を、自己の責任において融資するものとする。

（融資対象）

第３条　前条第２項の融資を受けることができる者は、申込時点において県内に事業所を有し、同一事業（茨城県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証対象業種に限る。）を引き続き１年以上営んでいる中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第２条第１項に規定する中小企業者とする。

（融資条件）

第４条　融資限度額、融資期間及び融資利率は、次の表のとおりとする。

融資限度額	融資期間	融資利率	
		保証無	保証付
2,000万円	１年以内	年2.6%	年2.1%

（その他の条件）

第５条　この要項に定めるもののほか、融資に関する条件は、取扱金融機関又は保証協会が定めるところによる。

（申込手続等）

第６条　融資を受けようとする者は、取扱金融機関に当該金融機関所定の借入申込書により申込むものとする。

２　取扱金融機関は、本制度の目的を達成するため、融資の対象を取引実績のある者に限定することなく、信用力の乏しい者にあっても、保証協会の協力を得て多数の企業者に融資の道を開くものとする。

（その他）

第７条　取扱金融機関は、融資を実施したときは、毎月10日までに別に定める茨城県制度融資実行報告書及び茨城県預託制度融資状況報告書により、前月分の融資実績を知事に報告するものとする。

付　則

この要項は、平成17年４月１日から施行する。

付　則

1　この要項は、平成 21 年４月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県中小企業短期運転資金融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、平成 22 年 12 月 10 日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県中小企業短期運転資金融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、平成 25 年４月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県中小企業短期運転資金融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、平成 27 年４月１日から施行する。

2　この要項の施行の日の前日において、この要項による改正前の茨城県中小企業短期運転資金融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付　則

この要項は、平成 31 年４月１日から施行する。

付　則

1　この要項は、令和７年４月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、令和７年５月１日以降に保証申込受付のあった融資について適用し、同日の前日までに保証申込のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和８年４月１日から施行する。

2　改正後のこの要項の規定は、施行の日以降に保証申込受付のあった融資について適用し、同日の前日までに保証申込のあったものについては、なお従前の例による。

17　茨城県中小企業資金融資制度取扱基準

1　取扱金融機関について

茨城県中小企業資金融資制度（以下「制度融資」という。）の各要項において規定する知事が指定する金融機関については、次のとおりとする。

常陽銀行、筑波銀行、足利銀行、武蔵野銀行、東邦銀行、千葉銀行、東日本銀行、栃木銀行、福島銀行、結城信用金庫、水戸信用金庫、佐原信用金庫、銚子信用金庫、烏山信用金庫、茨城県信用組合、横浜幸銀信用組合、ハナ信用組合、商工組合中央金庫、三菱ＵＦＪ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行

2　報告書について

(1) 制度融資の各要項において規定する別に定める茨城県制度融資実行報告書については、別記様式１のとおりとする。

(2) 制度融資の各要項において規定する別に定める茨城県預託制度融資状況報告書については、別記様式２のとおりとする。

3　既往借入金の借換えについて

次の各号に掲げる場合を除き、既往借入金の返済資金は融資対象としないものとする。

(1) 金融機関からの既往借入金（保証人を提供しているものに限る。）の返済のために事業承継支援融資を利用する場合

(2) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第２条第５項第６号に該当することについて市町村長の認定を受けた者が、破綻金融機関等からの既往借入金の返済のためにパワーアップ融資を利用する場合

(3) 独立行政法人中小企業基盤整備機構等の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画等に従って、金融機関等からの既往借入金の返済のために再生支援融資を利用する場合

(4) 制度融資の既往借入金の返済のために借換融資を利用する場合

(5) 保証協会の経営力強化保証制度要綱（令和６年７月１日施行）６に定める新型コロナウイルス感染症関連保証に係る制度融資の既往借入金の返済のためにパワーアップ融資（茨城県パワーアップ融資制度要項第３条第８号に該当し、経営安定関連保証（５号）を利用する場合に限る。）を利用する場合又はパワーアップ融資の既往借入金の返済のためにパワーアップ融資（茨城県パワーアップ融資制度要項第３条第８号に該当し、一般関係に係る保証を利用する場合若しくは第９号又は第10号に該当する場合に限る。）を利用する場合

(6) 前各号に掲げる場合を除くほか、元金償還が１年以上経過した制度融資（融資金の使途が設備資金のみのものを除く。）の既往借入金の返済のために同一制度融資を利用（小規模企業支援融資と当該

融資の融資区分に対応した制度融資との間の利用を含む。）する場合（新規事業資金を併せて借り換える場合を含む。）。この場合において、据置期間は設けないものとする。

4　融資利率について

(1)　融資利率設定の考え方

①　算定基礎とする金利

県内に本店を有する取扱金融機関の平均金利を基準とする。

②　融資利率の変更基準

算定基礎とする金利が一定以上変動した場合、又は金融環境等の変化により融資利率の変更が必要な場合に、①の取扱金融機関と調整の上、融資利率の見直しを行う。

③　借入期間に応じた融資利率設定

借入期間に応じた融資利率設定とし、期間毎に0.1%ずつ引き上げる。

(2)　融資利率表

制度融資の融資利率（固定）については、次の表のとおりとする。

（単位：年利%）

	基準利率	特利A	特利B	特利C
３年以内	2.5（3.0）	1.9（2.4）	1.7（2.2）	1.5（2.0）
３年超　５年以内	2.6（3.1）	2.0（2.5）	1.8（2.3）	1.6（2.1）
５年超　７年以内	2.7（3.2）	2.1（2.6）	1.9（2.4）	1.7（2.2）
７年超10年以内	－	2.2（2.7）	2.0（2.5）	1.8（2.3）
10年超13年以内	－	2.3（2.8）	2.1（2.6）	－
13年超15年以内	－	－	2.2（2.7）	－

※（　）書きは保証を付けない場合

(3)　適用する融資制度

利率区分	適用する融資制度
基準利率	経営合理化融資、小規模企業支援融資（経営合理化分）
特利A	新分野進出等支援融資、雇用促進等支援融資、小売商業・地場産業支援融資、観光おもてなし施設整備融資、事業承継支援融資、パワーアップ融資、災害対策融資（緊急対策枠）、借換融資、小規模企業支援融資（新分野進出等支援分、雇用促進等支援分、小売商業・地場産業支援分、パワーアップ分、借換分）
特利B	イノベーション投資促進融資、災害対策融資（地震災害予防対策枠）、小規模企業支援融資（イノベーション投資分、災害対策（地震災害予防対策枠）分）
特利C	創業支援融資、女性・若者・障害者創業支援融資

※　この表にない融資制度については、融資制度ごとに融資利率を設定する。

付　則

この規定は、平成19年４月１日から適用する。

付　則

この規定は、平成19年10月１日から適用する。

付　則

この規定は、平成19年11月19日から適用する。

付　則

この規定は、平成19年12月25日から適用する。

付　則

この規定は、平成20年４月１日から適用する。

付　則

この規定は、平成20年11月21日から適用する。

付　則

この規定は、平成21年４月１日から適用する。

付　則

この規定は、平成21年４月27日から適用する。

付　則

この規定は、平成21年８月３日から適用する。

付　則

この規定中１　取扱金融機関についての改正は平成22年３月１日から、別記様式１の改正は同年４月１日から適用する。

付　則

この規定は、平成23年３月18日から適用する。

付　則

この規定は、平成24年４月１日から適用する。

付　則

この規定は、平成25年４月１日から適用する。

付　則

この規定は、平成26年４月１日から適用する。

付　則

この規定は、平成27年４月１日から適用する。

付　則

この規定は、平成27年10月５日から適用する。

付　則

この規定は、平成28年４月１日から適用する。

付　則

この規定は、平成29年４月１日から適用する。

付　則

この規定は、平成30年４月１日から適用する。

付　則

この規定は、令和２年４月１日から適用する。

付　則

この規定は、令和２年５月１日から適用する。

付　則

この規定は、令和３年４月１日から適用する。

付　則

この規定は、令和３年７月９日から適用する。

付　則

この規定は、令和４年４月１日から適用する。

付　則

この規定は、令和４年11月16日から適用する。

付　則

この規定は、令和５年７月３日から適用する。

付　則

この規定は、令和６年４月１日から適用する。

付　則

この規定は、令和６年７月12日から適用する。

付　則

１　この規定は、令和７年４月１日から施行する。

２　改正後のこの規定は、令和７年５月１日以降に保証申込受付のあった融資について適用し、同日の前日までに保証申込のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

この規定は、令和７年10月１日から適用する。

付　則

１　この規定は、令和８年４月１日から施行する。

２　改正後のこの規定は、施行の日以降に保証申込受付のあった融資について適用し、同日の前日までに

保証申込のあったものについては、なお従前の例による。

付　則

この規定は、令和８年10月１日から適用する。

別記様式１

茨城県制度融資実行報告書

年　　月　　日

認定機関の長　殿

取扱金融機関支店名
（担当者名　　）

茨城県制度融資を下記のとおり融資したので報告します。

１　制度名

□経営合理化　□経営合理化（経営者保証非提供）　□イノベーション投資促進

□創業支援　□女性・若者・障害者創業（　女性　・　若者　・　障害者　）

□新分野進出等［　　］（脱炭素化：　有　・　無　）　□雇用促進等支援

□小売商業・地場産業支援（　小売商業　・　地場産業　）　□観光おもてなし施設　□事業承継支援

□パワーアップ　□パワーアップ（経営力強化保証対応）　パワーアップ（　賃上げ　・　物価高　）

□災害対策（・　緊急対策　・　予防対策　）　□借換　□再生支援

□小規模企業支援
（合理化　・　イノベーション　・　新分野進出等［　　］（脱炭素化：有　・　無）
雇用促進　・　小売商業・地場産業（　小売商業　・　地場産業　）
パワーアップ　・　災害（予防対策）　・　借換）

□短期運転資金

２　融資先

所 在 地			
企 業 名 代 表 者			
従業員数	人	資 本 金	千円
業　種	1　製造業　2　建設業　3　卸売業　4　小売業 5　飲食店　6　運送倉庫業　7　サービス業　8　その他		

３　融資条件

融 資 額	千円	融　資 実行日	年　月　日	信用保証 の 有 無	1　有 2　無
融　資 利　率	％	融資期間	年　か月（据置　年　か月）		
資金使途	1　設備　2　運転　3　運・設	償還方法	1　元金均等割賦　2　期限一括		

【記入上の注意】

※「制度名」は該当する制度の□にレ印を付け、女性・若者・障害者創業支援融資、小売商業・地場産業支援融資、災害対策融資、小規模企業支援融資を利用する場合は、認定書記載の融資対象を（　）から選び、○で囲んでください。

※新分野進出等支援融資を利用の場合は、認定書の融資対象番号を［　］に記載してください。

※「業種」、「信用保証の有無」、「資金使途」、「償還方法」は該当する番号を○で囲んでください。

融資実行後は、本書により認定機関に速やかに報告願います。

また、各金融機関の取りまとめ店は、本書の写しを茨城県預託制度融資状況報告書に添付願います。

別記様式２

茨城県預託制度融資状況報告書

取扱金融機関名
（取扱担当課名）

（　　年　　月分）

（単位：件、千円）

制度融資名		前月末貸出残高		本月中貸出		本月中償還		本月末貸出残高		前月末貸出累計（　　年度中）		当月末貸出累計（　　年度中）	
		件数	金　額	件数	金　額	件数	金　額	件数	金　額	件数	金　額	件数	金　額
一般資金	経営合理化融資												
	設備												
	運転												
	経営合理化融資（経営者保証非提供）												
	設備												
	運転												
事業活性化資金	イノベーション投資促進融資												
	創業支援融資												
	設備												
	運転												
	女性・若者・障害者創業支援融資												
	設備												
	運転												
	新分野進出等支援融資												
	設備												
	運転												
	雇用促進等支援融資												
	設備												
	運転												
	小売商業・地場産業支援融資												
	設備												
	運転												
	観光おもてなし施設整備融資												
	事業承継支援融資												
	設備												
	運転												
経営安定化資金	パワーアップ融資												
	設備												
	運転												
	パワーアップ融資（経営力強化保証）												
	設備												
	運転												
	パワーアップ融資（賃上げ対応枠）												
	設備												
	運転												
	パワーアップ融資（物価高対応枠）												
	設備												
	運転												
	再生支援融資												
	設備												
	運転												
	災害対策融資												
	緊急対策枠												
	設備												
	運転												
	地震災害予防対策枠												
	設備												
	運転												
	借換融資												

制度融資名		前月末貸出残高		本月中貸出		本月中償還		本月末貸出残高		前月末貸出累計（　　年度中）		当月末貸出累計（　　年度中）	
		件数	金　額	件数	金　額	件数	金　額	件数	金　額	件数	金　額	件数	金　額
	小規模企業支援融資												
	経営合理化分												
	設備												
	運転												
	イノベーション投資分												
	新分野進出等支援分												
	設備												
	運転												
	雇用促進等支援分												
	設備												
	運転												
	小売商業・地場産業支援分												
	設備												
	運転												
	パワーアップ分												
	設備												
	運転												
	パワーアップ分（賃上げ対応枠）												
	設備												
	運転												
	パワーアップ分（物価高対応枠）												
	設備												
	運転												
	災害対策（地震災害予防対策）分												
	設備												
	運転												
	借換分												
旧制度	緊急経済対策融資												
	豪雨災害融資												
	設備												
	運転												
	震災緊急融資												
	設備												
	運転												
	令和元年台風15・19災害特例												
	設備												
	運転												
	令和５年大雨台風２・13災害特例												
	設備												
	運転												
	新型コロナウイルス感染症対策融資												
	設備												
	運転												
	パワーアップ融資（伴走支援型特別保証）												
	設備												
	運転												
長期資金　計													
短期運転資金融資													
合　　計													

(*) 1　この報告は、県の預託額算定の基礎となりますので、報告漏れのないよう記入して下さい。

2　報告の期限は、翌月の10日までとなっておりますので、期限を厳守して下さい。

3　茨城県制度融資実行報告書の写しを添付してください。

提出先：〒310-8555 水戸市笠原町978番6
茨城県産業戦略部産業政策課金融グループ
電話029-301-3530　ファックス029-301-3539

18　茨城県中小企業資金融資制度事務取扱上の留意事項

茨城県中小企業資金融資制度（以下「制度融資」という。）の運用に当たっては、各制度要項・取扱基準に定めるもののほか本規定により取扱うものとする。

1　資金の目的及び融資範囲が県産業戦略部以外の部局庁において実施している融資制度又は県以外の融資制度がより適当と認められる場合は、これらの融資制度を優先適用するものとする。ただし、融資制度の選択は利用者の意思を尊重したうえで行うものとする。

2　常時使用する従業員数とは、次によるものとする。

(1) 労働基準法による解雇予告を要しないような短期雇用関係者は算入しない。ただし、その者が名目的には臨時雇用者であっても、実質的には長期継続的な雇用関係にあるものは算入する。

(2) 会社役員、無給の家族従業員は算入しない。

(3) 事業主と生計を一にしている三親等以内の家族については、有給・無給に関係なく算入しない。

3　１社の大企業から50%以上の出資を受けている場合や大企業が主催するフランチャイズ事業を行う場合でも、中小企業信用保険法第２条第１項に規定する中小企業者に該当し、信用保証協会の信用保証対象業務を営む者であれば融資対象となる。

4　本県の県税に未納がないこと。創業支援融資、女性・若者・障害者創業支援融資については住民税も未納がないこと。

なお、県税納税証明書は、創業間もない企業や県外に本店がある企業においても添付を要する。（課税のない場合も「未納無し」、「課税無し」等で県税事務所の証明書は発行される。）

5　許認可等を必要とする事業（事業に必要な設備等を含む。）については、申込時に許認可等を受けているものとする。

ただし、融資を受けた資金により設備等を設置しなければ受けられない許認可等については、申込時に受けていなくても融資対象とするが、設備等の設置後、許認可証等の写しを認定機関等に提出するものとする。

6　個人企業で決算書を作成していない場合、税務申告書の写しを決算書に代えて添付するものとする。

7　制度融資の償還を延滞している場合は、融資対象としない。

8　店舗・工場に付随する等事業経営上必要な土地の取得等については、投機的な目的でない限り、融資対象として認める。

9　事業所兼住宅の場合は、住宅部分は融資対象としない。

10　同一設備（複数を設置する場合を除く。）に対する制度融資の重複利用は認めない。

11　本店所在地が県外にある企業でその県内支店が制度融資を利用する場合は、県内支店で使用する設備資金・運転資金（県内支店で使用することが明確な場合に限る。）を融資対象とする。

12　営業開始時期の判断基準は、

①　当該事業に係る営業行為を実際に行っている場合

②　借入時において当該事業に係る工場・建物等の建物を完備している。又は、建築について具体的に進行中である場合

③　販売すべき商品の仕入を終わっているか、又は仕入中である場合

等の具体的事由について、確認書類を徴求し総合的に判断する。

13　複数の事業部門を有する企業の売上高減少要件の適合状況は、企業全体の売上高で判断する。

なお、中小企業信用保険法第２条第４項第５号（不況業種）関係でパワーアップ融資を利用する場合は、企業の主たる事業が経済産業大臣が指定する不況業種に該当し、かつ、指定業種に該当する事業の売上高等の状況により判断する。

14　設備資金の融資申込は、設備設置に係る代金のうち未払い金の部分を対象とする。

15　制度融資に係る認定は、原則として企業の本店所在地を管轄する商工会若しくは商工会議所又は茨城県中小企業団体中央会（以下「認定機関」という。）で行う。ただし、本店所在地が県外にある企業でその県内支店が利用する場合や企業の利便性等から認定機関が認定しても差し支えないと判断した場合は、企業の本店所在地を管轄する認定機関以外の認定機関が行っても差し支えない。

16　融資認定書の有効期間は、概ね１か月とする。ただし、セーフティネット保証を利用する場合など、別に期間の定めがある場合は、その期間とする。

なお、有効期間内でも認定を受けた事項に変更が生じている場合は、再度認定を受けるものとする。

17　条件変更については、制度要項に規定する範囲で、取扱金融機関・保証協会の判断により融資先の実状に応じ行って差し支えない。

ただし、制度要項に定める融資期間を超えて条件変更を行う場合は、取扱金融機関の判断による融資利率を適用して差し支えない。

なお、超過した期間について県資金の預託は行わない。この場合、取扱金融機関は、制度要項に定める融資期間を経過する月の「茨城県預託制度融資状況報告書」において、当該猶予残高を本月中償還額に記載し、本月末貸出残高から除いて県に報告する。

18　取引企業の倒産に伴うパワーアップ融資は、取引企業が倒産事業者として経済産業大臣又は県の指定を受けた期間（１年間）内に信用保証協会の保証承諾を得れば、利用できる。

19　以上に掲げるほか、取扱いについて疑義が生じた場合は、県産業政策課にその都度協議するものとする。

付　則

この規定は、平成13年４月１日から適用する。

付　則

この規定は、平成14年４月１日から適用する。

付　則

この規定は、平成15年４月１日から適用する。

付　則

この規定は、平成16年４月１日から適用する。

付　則

この規定は、平成19年４月１日から適用する。

付　則

この規定は、平成20年４月１日から適用する。

付　則

この規定は、平成20年11月21日から適用する。

付　則

この規定は、平成21年４月１日から適用する。

付　則

この規定は、平成26年４月１日から適用する。

付　則

この規定は、平成27年４月１日から適用する。

付　則

この規定は、平成29年４月１日から適用する。

付　則

この規定は、令和２年４月１日から適用する。

付　則

この規定は、令和８年４月１日から適用する。

○　茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項

昭和41年４月18日
茨城県告示第440号

茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項（昭和35年茨城県告示第228号）の全部を次のように改正し、昭和41年４月１日から適用する。

茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項

（目的）

第１条　知事は、中小企業者の補完金融の円滑化を促進するため茨城県信用保証協会（以下「補助事業者」という。）が中小企業者において納付すべき保証料の全部又は一部を免除したときは、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項によるものとする。

（補助事業及び補助料率）

第２条　規則第２条第２項に規定する補助事業及び補助料率は、次の表に掲げるとおりとする。

補助事業	補助料率
１　イノベーション投資促進融資制度による融資に対する保証	補助事業者が別に定める基準料率（補助事業者の保証料率引下げ・割引制度取扱要領の規定による保証料率の引下げ又は割引が適用される場合には、その適用後の保証料率。以下「基準料率」という。）に100分の20を乗じた料率 ただし、補助事業者の保証申込受付日が令和８年12月４日以前であり、かつ令和８年12月22日までに融資が実行された場合は基準料率に100分の50を乗じた料率とする。
２　創業支援融資制度による融資に対する保証	基準料率に100分の50を乗じた料率（ただし、0.30パーセントを上限とする。）
３　女性・若者・障害者創業支援融資制度による融資に対する保証	基準料率（ただし、0.45パーセントを上限とする。）
４　新分野進出等支援融資制度による融資に対する保証	基準料率に100分の20を乗じた料率
５　事業承継支援融資制度による融資に対する保証	0.10パーセント
６　パワーアップ融資制度による融資に対する保証 ※　パワーアップ融資制度による融資に対する保証（賃上げ対応枠、物価高対応枠に限	次の各号に掲げる場合（経営力強化保証の場合を除く。）に応じ、当該各号に定める料率 （１）責任共有制度要綱（平成18年9月28日付け平成18･09･12中庁第２号中小企業庁長官通知）に規定する責任共有制度（以下「責任共有制度」という。）の対象とな

る。）については別に要項で定める。	る保証（以下「責任共有制度対象保証」という。）の場合　基準料率に100分の10を乗じた料率（補助事業者が別に定めるリスク計測モデルにより算出される評点に応じて定める保証料率（以下「リスク考慮型基準料率」という。）が0.45パーセント、0.60パーセント、0.80パーセント又は1.00パーセントに該当する場合を除く。） （２）責任共有制度の対象とならない保証（以下「責任共有制度対象外保証」という。）の場合　基準料率に100分の10を乗じた料率（リスク考慮型基準料率が0.50パーセント、0.70パーセント、0.90パーセント又は1.10パーセントに該当する場合を除く。）
7　借換融資制度による融資に対する保証	次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める料率 （１）責任共有制度対象保証の場合　基準料率に100分の10を乗じた料率（リスク考慮型基準料率が0.45パーセント、0.60パーセント、0.80パーセント又は1.00パーセントに該当する場合を除く。） （２）責任共有制度対象外保証の場合　基準料率に100分の10を乗じた料率（リスク考慮型基準料率が0.50パーセント、0.70パーセント、0.90パーセント又は1.10パーセントに該当する場合を除く。）
8　再生支援融資制度による融資に対する保証	次の各号に掲げる場合（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）の場合を除く。）に応じ、当該各号に定める料率 （１）責任共有制度対象保証の場合　基準料率に100分の10を乗じた料率（リスク考慮型基準料率が0.45パーセント、0.60パーセント、0.80パーセント又は1.00パーセントに該当する場合を除く。） （２）責任共有制度対象外保証の場合　基準料率に100分の10を乗じた料率（リスク考慮型基準料率が0.50パーセント、0.70パーセント、0.90パーセント又は1.10パーセントに該当する場合を除く。）
9　災害対策融資制度による融資に対する保証（緊急対策枠に限る。）	次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める料率 （１）令和５年梅雨前線による大雨及び台風第２号又は令和５年台風第13号に伴う災害により被害を受けた中小企業者であって、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第２条第５項第４号に該当することについて、その住所地を管轄する市町村長の認定を受けた者への融資に対する保証の場合　次に掲げる料率 ア　当該中小企業者が、知事が別に定める市町村の区域内に主たる事務所又は営業所を有する者であるとき　基準料率に100分の50を乗じた料率 イ　アに掲げるとき以外のとき　基準料率に100分の25を乗じた料率 （２）令和５年梅雨前線による大雨及び台風第２号又は令和５年台風第13号に伴う災害により被害を受けた中小企業者であって、市町村長から当該被害に係る罹災証明等を受けた者への融資に対する保証の場合　次に掲げる料率

	ア　当該中小企業者が、知事が別に定める市町村の区域内に主たる事務所又は営業所を有する者であるとき　基準料率 イ　アに掲げるとき以外のとき　基準料率に100分の50を乗じた料率 （３）前各号に規定する保証以外の保証の場合　基準料率に100分の50を乗じた料率
10　小規模企業支援融資制度による融資に対する保証 ※　小規模企業支援融資制度による融資のうちパワーアップ分の融資に対する保証（賃上げ対応枠、物価高対応枠に限る。）については別に要項で定める。	次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める料率 （１）イノベーション投資分の融資に対する保証の場合　基準料率に100分の20を乗じた料率 ただし、補助事業者の保証申込受付日が令和８年12月４日以前であり、かつ令和８年12月22日までに融資が実行された場合は基準料率に100分の50を乗じた料率とする。 （２）新分野進出等支援分の融資に対する保証の場合　基準料率に100分の20を乗じた料率 （３）パワーアップ分の融資に対する保証の場合　基準料率に100分の10を乗じた料率（リスク考慮型基準料率が0.50パーセント、0.70パーセント、0.90パーセント又は1.10パーセントに該当する場合を除く。） （４）借換分の融資に対する保証の場合　基準料率に100分の10を乗じた料率（リスク考慮型基準料率が0.50パーセント、0.70パーセント、0.90パーセント又は1.10パーセントに該当する場合を除く。）

（補助金の交付申請）

第３条　補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、いばらき電子申請・届出サービスにより知事に申請を行うことを原則とするが、茨城県中小企業信用保証料補助金交付申請書（様式第１号）により知事に申請を行うこともできるものとする。

（補助金交付決定の通知）

第４条　規則第７条の規定による通知は、茨城県中小企業信用保証料補助金交付決定通知書（様式第２号）により行うものとする。

（申請の取下げ期間）

第５条　規則第８条第１項の知事の定める期日は、前条の茨城県中小企業信用保証料補助金交付決定通知書の送付を受けた日から30日以内とする。

（計画の変更承認申請）

第６条　補助事業者は、事業内容の変更又は事業費の変更をしようとするときは、遅滞なく茨城県中小企業信用保証料補助事業変更承認申請書（様式第３号）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

（事業の実績報告等）

第７条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、茨城県中小企業信用保証料補助金実績報告書（様式第４号）を知事に提出するものとし、その提出期限は補助金の交付の決定に係る年度の１月31日までとする。

２　前項の場合において、概算払いを受けた補助事業者は、概算払精算書を同時に提出す

るものとする。

（補助金の概算払い）

第８条　知事は、補助事業遂行上必要と認めるときは交付決定額の90パーセント以内の額を概算払いすることができる。

２　知事は、前項の概算払いをするときは、補助事業者から四半期毎に茨城県中小企業信用保証料補助事業計画書（様式第５号）を提出させ、当該計画書に基づき、四半期毎に概算払いするものとする。

（補助金交付確定の通知）

第９条　規則第14条の規定による通知は、茨城県中小企業信用保証料補助金交付確定通知書（様式第６号）により行うものとする。

（保証料補助の停止）

第10条　知事は、補助事業者に対し次に掲げる事項に該当する債務保証については、以後保証料補助の利益を与えないものとする。

（１）期限経過の債務保証

（２）延滞分に係る債務保証

（３）追認制度による債務保証

（補助金の返還）

第11条　補助事業者は、既に補助金を交付した保証債務について繰上完済等により返戻保証料が発生した場合は、補助金相当額を知事に返還するものとする。

改正文（昭和42年告示第455号）抄

昭和42年４月１日から適用する。

改正文（昭和42年告示第846号）抄

昭和42年７月１日から適用する。

改正文（昭和45年告示第584号）抄

昭和43年４月１日から適用する。

改正文（昭和46年告示第644号）抄

昭和46年４月１日から適用する。

改正文（昭和46年告示第1053号）抄

昭和46年９月１日から適用する。

付　則（昭和47年告示第421号）

この要項は、昭和47年４月1日から適用する。

付　則（昭和48年告示第562号）

この要項は、昭和48年４月16日から適用する。

付　則（昭和49年告示第296号）

この要項は、公布の日から施行する。

付　則（昭和50年告示第424号）

この告示は、公布の日から施行し、昭和50年４月１日から適用する。

付　則（昭和50年告示第1034号）

この告示は、公布の日から施行する。

付　則（昭和51年告示第397号）

この告示は、公布の日から施行する。

付　則（昭和52年告示第1173号）

この告示は、公布の日から施行する。

付　則（昭和53年告示第1276号）

この告示は、公布の日から施行し、昭和53年10月１日以降の保証承諾に係る保証料について適用する。

付　則（昭和54年告示第699号）

この告示は、公布の日から施行する。

付　則（昭和55年告示第97号）

この告示は、昭和55年４月１日から施行する。

付　則（昭和56年告示第481号）

この告示は、昭和56年４月１日から施行する。

付　則（昭和56年告示第1359号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示の改正による規定は、昭和56年８月28日から適用する。

付　則（昭和60年告示第566号）

この告示は、昭和60年４月１日から施行する。

付　則（昭和61年告示第526号）

この告示は、公布の日から施行する。

付　則（昭和61年告示第1302号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項の規定は、昭和61年８月７日から適用する。

付　則（昭和63年告示第479号）

この告示は、昭和63年４月１日から施行する。

付　則（昭和63年告示第939号）

１　この告示による改正後の茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項（以下「改正後の要項」という。）の規定は昭和63年度の事業から適用する。

２　昭和63年度の茨城県中小企業信用保証料補助金に限り、改正後の要項第2条の規定の適用については、同条中「１月１日」とあるのは「４月１日」とする。

付　則（平成元年告示第353号）

この告示は、公布の日から施行する。

付　則（平成３年告示第430号）

この告示は、公布の日から施行する。

付　則（平成４年告示第1557号）

この告示は、公布の日から施行する。

付　則（平成５年告示第1241号）

この告示は、公布の日から施行する。

付　則（平成６年告示第426号）

この告示は、公布の日から施行する。

付　則（平成７年告示第457号）

この告示は、平成７年４月３日から施行する。

付　則（平成７年告示第1085号）

この告示は、公布の日から施行する。

付　則（平成８年告示第419号）

この告示は、公布の日から施行する。

付　則（平成10年告示第367号）

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示による改正前の茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項の規定により交付の決定がされた補助金については、この告示による改正後の茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付　則（平成10年告示第1054号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項の規定は、平成10年９月４日から適用する。

付　則（平成10年告示第1095号）

この告示は、公布の日から施行する。

付　則（平成10年告示第1212号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項の規定は、平成10年10月１日から適用する。

付　則（平成11年告示第353―４号）

１　この告示は、平成11年４月１日から施行する。

２　この告示による改正後の茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項の規定は、この告示の施行の日以降になされた融資に係る中小企業者からの徴収予定保証料について適用し、同日前になされた融資に係るものについては、なお従前の例による。

付　則（平成11年告示第1083―４号）

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示による改正後の茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項の規定は、この告示の施行の日以降になされた融資に係る中小企業者からの徴収予定保証料について適用し、同日前になされた融資に係るものについては、なお従前の例による。

付　則（平成13年告示第393号）

この告示は、公布の日から施行する。

付　則（平成14年告示第342号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項の規定は、平成14年３月６日から適用する。

付　則（平成14年告示第375号）

この告示は、平成14年４月１日から施行する。

付　則（平成15年告示第482号）

この告示は、平成15年４月１日から施行する。

付　則（平成15年告示第1516号）

この告示は、平成15年10月１日から施行する。

付　則（平成17年告示第1113号）

この告示は、公布の日から施行する。

付　則（平成18年告示第435－９号）

この告示は、平成18年４月１日から施行する。

付　則（平成19年告示第1208－２号）

この告示は、平成19年10月１日から施行する。

付　則（平成21年告示第426号）

この告示は、平成21年４月１日から施行する。

付　則（平成23年告示第329－２号）

この告示は、平成23年３月18日から施行する。

付　則（平成23年告示第604－２号）

この告示は、平成23年５月23日から施行する。

付　則（平成26年告示第362号）

この告示は、平成26年４月１日から施行する。

付　則（平成27年告示第396号）

１　この告示は、平成27年４月１日から施行する。

２　この告示による改正後の茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項の規定は、この告示の施行の日以降になされた融資に係る中小企業者からの徴収予定保証料について適用し、同日前になされた融資に係るものについては、なお従前の例による。

付　則（平成27年告示第1245－２号）

１　この告示は、平成27年10月５日から施行する。

２　この告示による改正後の茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項の規定は、この告示の施行の日以降になされた融資に係る中小企業者からの徴収予定保証料について適用し、同日前になされた融資に係るものについては、なお従前の例による。

付　則（平成27年告示第1419－２号）

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示による改正後の茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項の規定は、この告示の施行の日以降になされた融資に係る中小企業者からの徴収予定保証料について適用し、同日前になされた融資に係るものについては、なお従前の例による。

付　則（平成28年告示第427号）

この告示は、平成28年４月１日から施行する。

付　則

1　この要項は、平成29年４月１日から施行する。

2　この要項による改正後の茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項の規定は、この要項の施行の日以降になされた融資に係る中小企業者からの徴収予定保証料について適用し、同日前になされた融資に係るものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、平成30年４月１日から施行する。

付　則

1　この要項は、平成31年４月１日から施行する。

2　この要項による改正後の茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項の規定は、この要項の施行の日以降になされた融資に係る中小企業者からの徴収予定保証料について適用し、同日前になされた融資に係るものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和元年11月19日から施行する。

2　この要項による改正後の茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項の規定は、この要項の施行の日以降になされた融資に係る中小企業者からの徴収予定保証料について適用し、同日前になされた融資に係るものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和２年４月１日から施行する。

2　この要項による改正後の茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項の規定は、この要項の施行の日以降になされた融資に係る中小企業者からの徴収予定保証料について適用し、同日前になされた融資に係るものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和２年６月５日から施行する。

2　この要項による改正後の茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項の規定は、この要項の施行の日以降になされた融資に係る中小企業者からの徴収予定保証料について適用し、同日前になされた融資に係るものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和２年８月１日から施行する。

2　この要項による改正後の茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項の規定は、この要項の施行の日以降になされた融資に係る中小企業者からの徴収予定保証料について適用し、同日前になされた融資に係るものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和３年４月１日から施行する。

2　この要項による改正後の茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項の規定は、この要

項の施行の日以降になされた融資に係る中小企業者からの徴収予定保証料について適用し、同日前になされた融資に係るものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和５年４月１日から施行する。

2　この要項による改正後の茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項の規定は、この要項の施行の日以降になされた融資に係る中小企業者からの徴収予定保証料について適用し、同日前になされた融資に係るものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和５年７月３日から施行する。

2　この要項による改正後の茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項の規定は、この要項の施行の日以降になされた融資に係る中小企業者からの徴収予定保証料について適用し、同日前になされた融資に係るものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和５年９月27日から施行する。

2　この要項による改正後の茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項の規定は、この要項の施行の日以降になされた融資に係る中小企業者からの徴収予定保証料について適用し、同日前になされた融資に係るものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和６年３月15日から施行する。

2　この要項による改正後の茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項の規定は、この要項の施行の日以降に保証申込が受け付けられた融資に係る保証料について適用し、同日前に保証申込が受け付けられた融資に係るものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和６年７月12日から施行する。

2　この要項による改正後の茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項の規定は、この要項の施行の日以降に保証申込が受け付けられた融資に係る保証料について適用し、同日前に保証申込が受け付けられた融資に係るものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和７年４月１日から施行する。

2　この要項による改正後の茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項の規定は、この要項の施行の日以降に保証申込が受け付けられた融資に係る保証料について適用し、同日前に保証申込が受け付けられた融資に係るものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和７年10月１日から施行する。

2　この要項による改正後の茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項の規定は、この要項の施行の日以降に保証申込が受け付けられた融資に係る保証料について適用し、同日前に保証申込が受け付けられた融資に係るものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和８年４月１日から施行する。

2　この要項による改正後の茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項の規定は、この要項の施行の日以降に保証申込が受け付けられた融資に係る保証料について適用し、同日前に保証申込が受け付けられた融資に係るものについては、なお従前の例による。

付　則

1　この要項は、令和８年10月１日から施行する。

2　この要項による改正後の茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項の規定は、この要項の施行の日以降に保証申込が受け付けられた融資に係る保証料について適用し、同日前に保証申込が受け付けられた融資に係るものについては、なお従前の例による。

様式第１号（第３条）

番　　号
年　　月　　日

茨城県知事　　殿

茨城県信用保証協会会長

茨城県中小企業信用保証料補助金交付申請書

年度分の補助金の交付を受けたく申請します。

記

１　補助事業の目的
２　補助金交付申請額　金　　円
３　補助事業計画書……別紙
４　歳入歳出予算書（抄本）

別紙

（　　年度）

補助事業計画書

	期首保証債務残高		期中保証承諾		期末保証債務残高		中小企業者からの徴収予定保証料	保証料補助額
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
1　イノベーション投資促進融資制度による融資に対する保証		千円		千円		千円	円	円
2　創業支援融資制度による融資に対する保証								
3　女性・若者・障害者創業支援融資制度による融資に対する保証								
4　新分野進出等支援融資制度による融資に対する保証								
5　事業承継支援融資制度による融資に対する保証								
6　パワーアップ融資制度による融資に対する保証								
7　借換融資制度による融資に対する保証								
8　再生支援融資制度による融資に対する保証								
9　災害対策融資制度による融資に対する保証（緊急対策枠に限る。）								
10　小規模企業支援融資制度による融資に対する保証								
合　　計								

様式第２号（第４条）

番　　号
年　　月　　日

茨城県信用保証協会
会　長　　殿

茨城県知事

茨城県中小企業信用保証料補助金交付決定通知書

年　　月　　日付け第　　号をもつて申請のあつた茨城県中小企業信用保証料補助金については、次のとおり交付することに決定したので、通知する。

記

１　補助金の交付対象となる事業は、　　年　　月　　日付け第　　号による申請書に添付された補助事業計画書記載のとおりとする。
２　補助金の額は次のとおりとする。
補助金の額　金　　円

様式第３号（第６条）

番　　号
年　　月　　日

茨城県知事　　殿

茨城県信用保証協会会長

茨城県中小企業信用保証料補助事業変更承認申請書

年　　月　　日付け第　　号で交付決定の通知があつた茨城県中小企業信用保証料補助事業の内容及び事業費を変更したいので申請します。

記

１　理由
２　補助事業変更計画書……別紙

別紙

補助事業変更計画書

(　　年度)

		期首保証債務残高		期中保証承諾		期末保証債務残高		中小企業者からの徴収予定保証料	保証料補助額
		件数	金額	件数	金額	件数	金額		
1　イノベーション投資促進融資制度による融資に対する保証	変更前		千円		千円		千円	円	円
	変更後								
	増　減								
2　創業支援融資制度による融資に対する保証	変更前								
	変更後								
	増　減								
3　女性・若者・障害者創業支援融資制度による融資に対する保証	変更前								
	変更後								
	増　減								
4　新分野進出等支援融資制度による融資に対する保証	変更前								
	変更後								
	増　減								
5　事業承継支援融資制度による融資に対する保証	変更前								
	変更後								
	増　減								
6　パワーアップ融資制度による融資に対する保証	変更前								
	変更後								
	増　減								
7　借換融資制度による融資に対する保証	変更前								
	変更後								
	増　減								
8　再生支援融資制度による融資に対する保証	変更前								
	変更後								
	増　減								
9　災害対策融資制度による融資に対する保証（緊急対策枠に限る。）	変更前								
	変更後								
	増　減								
10　小規模企業支援融資制度による融資に対する保証	変更前								
	変更後								
	増　減								
合　　計	変更前								
	変更後								
	増　減								

様式第４号（第７条）

番　　号
年　　月　　日

茨城県知事　　殿

茨城県信用保証協会会長

茨城県中小企業信用保証料補助金実績報告書

年　　月　　日付け第　　号で補助金の交付決定のあつた補助事業については、下記のとおり事業を実施し、完了したので、報告します。

記

１　補助事業の目的
２　補助事業実績書……別紙
３　歳入歳出決算（見込）書（抄本）
４　信用保証料計算書

別紙

補助事業実施書

（　　年度）

	期首保証債務残高		期中保証承諾		期末保証債務残高		中小企業者からの徴収予定保証料	保証料補助額
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
1　イノベーション投資促進融資制度による融資に対する保証		千円		千円		千円	円	円
2　創業支援融資制度による融資に対する保証								
3　女性・若者・障害者創業支援融資制度による融資に対する保証								
4　新分野進出等支援融資制度による融資に対する保証								
5　事業承継支援融資制度による融資に対する保証								
6　パワーアップ融資制度による融資に対する保証								
7　借換融資制度による融資に対する保証								
8　再生支援融資制度による融資に対する保証								
9　災害対策融資制度による融資に対する保証（緊急対策枠に限る。）								
10　小規模企業支援融資制度による融資に対する保証								
合　　計								

様式第５号（第８条第２項）

番　　号
年　　月　　日

茨城県知事　　殿

茨城県信用保証協会会長

茨城県中小企業信用保証料補助事業計画書

年度第　　・四半期分の補助事業計画を別紙のとおり提出いたします。

別紙

（　　年度第　　・四半期）

補助事業計画書

	期首保証債務残高		期中保証承諾		期末保証債務残高		中小企業者からの徴収予定保証料	保証料補助額
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
1　イノベーション投資促進融資制度による融資に対する保証		千円		千円		千円	円	円
2　創業支援融資制度による融資に対する保証								
3　女性・若者・障害者創業支援融資制度による融資に対する保証								
4　新分野進出等支援融資制度による融資に対する保証								
5　事業承継支援融資制度による融資に対する保証								
6　パワーアップ融資制度による融資に対する保証								
7　借換融資制度による融資に対する保証								
8　再生支援融資制度による融資に対する保証								
9　災害対策融資制度による融資に対する保証（緊急対策枠に限る。）								
10　小規模企業支援融資制度による融資に対する保証								
合　　計								

様式第６号（第９条）

番　　号
年　　月　　日

茨城県信用保証協会
会　長　　殿

茨城県知事　　印

茨城県中小企業信用保証料補助金確定通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で実績報告のあつた茨城県中小企業信用保証料補助金については、茨城県補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知する。

記

補助金の確定額　　円

様式第７号（第11条）

番　　号
年　　月　　日

茨城県知事　　殿

茨城県信用保証協会会長

茨城県中小企業信用保証料補助金の返還について

茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項第11条に基づき、既に受領した信用保証料補助金について、その一部を返還いたしますので、通知いたします。

記

１　返還額　金　　円
２　返還理由

○　茨城県パワーアップ融資制度（賃上げ対応枠・物価高対応枠）に係る信用保証料補助に対する補助金交付要項

（目的）

第１条　知事は、中小企業者の補完金融の円滑化を促進するため茨城県信用保証協会（以下「補助事業者」という。）が中小企業者において納付すべき保証料の全部又は一部を免除したときは、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項によるものとする。

（補助事業及び補助料率）

第２条　規則第２条第２項に規定する補助事業及び補助料率は、次の表に掲げるとおりとする。

補助事業	補助料率
１　パワーアップ融資制度による融資に対する保証（賃上げ対応枠、物価高対応枠に限る。）	茨城県パワーアップ融資制度要項第３条第１項第９号又は第10号に該当し、補助事業者の保証申込受付日が令和９年３月５日以前であり、かつ令和９年３月19日までに融資が実行された場合　次の各号に掲げる料率 （１）責任共有制度要綱（平成18年9月28日付け平成18･09･12中庁第２号中小企業庁長官通知）に規定する責任共有制度（以下「責任共有制度」という。）の対象となる保証の場合　補助事業者が別に定める基準料率（補助事業者の保証料率引下げ・割引制度取扱要領の規定による保証料率の引下げ又は割引が適用される場合には、その適用後の保証料率。以下「基準料率」という。）に100分の50を乗じた料率（補助事業者が別に定めるリスク計測モデルにより算出される評点に応じて定める保証料率（以下「リスク考慮型基準料率」という。）が0.45パーセント、0.60パーセント、0.80パーセント又は1.00パーセントに該当する場合を除く。） （２）責任共有制度の対象とならない保証の場合　基準料率に100分の50を乗じた料率（リスク考慮型基準料率が0.50パーセント、0.70パーセント、0.90パーセント又は1.10パーセントに該当する場合を除く。）
２　小規模企業支援融資制度による融資に対する保証（パワーアップ分の融資（賃上げ対応枠、物価高対応枠）に限る。）	茨城県パワーアップ融資制度要項第３条第１項第９号又は第10号に該当し、補助事業者の保証申込受付日が令和９年３月５日以前であり、かつ令和９年３月19日までに融資が実行された場合　基準料率に100分の50を乗じた料率（リスク考慮型基準料率が0.50パーセント、0.70パーセント、0.90パーセント又は1.10パーセントに該当する場合を除く。）

（補助金の交付申請）

第３条　補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、いばらき電子申請・届出サービスにより知事に申請を行うことを原則とするが、茨城県パワーアップ融資制度（賃上げ対応枠・物価高対応枠）に係る信用保証料補助に対する補助金交付申請書（様式第１号）により知事に申請を行うこともできるものとする。

（補助金交付決定の通知）

第４条　規則第７条の規定による通知は、茨城県パワーアップ融資制度（賃上げ対応枠・物価高対応枠）に係る信用保証料補助に対する補助金交付決定通知書（様式第２号）により行うものとする。

（申請の取下げ期間）

第５条　規則第８条第１項の知事の定める期日は、前条の茨城県パワーアップ融資制度（賃上げ対応枠・物価高対応枠）に係る信用保証料補助に対する補助金交付決定通知書の送付を受けた日から30日以内とする。

（計画の変更承認申請）

第６条　補助事業者は、事業内容の変更又は事業費の変更をしようとするときは、遅滞なく茨城県パワーアップ融資制度（賃上げ対応枠・物価高対応枠）に係る信用保証料補助事業変更承認申請書（様式第３号）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

（事業の実績報告等）

第７条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、茨城県パワーアップ融資制度（賃上げ対応枠・物価高対応枠）に係る信用保証料補助に対する補助金実績報告書（様式第４号）を知事に提出するものとし、その提出期限は補助金の交付の決定に係る年度の３月31日までとする。

２　前項の場合において、概算払いを受けた補助事業者は、概算払精算書を同時に提出するものとする。

（補助金の概算払い）

第８条　知事は、補助事業遂行上必要と認めるときは交付決定額の90パーセント以内の額を概算払いすることができる。

２　知事は、前項の概算払いをするときは、事業開始の月から３月毎に、補助事業者から茨城県パワーアップ融資制度（賃上げ対応枠・物価高対応枠）に係る信用保証料補助事業計画書（様式第５号）を提出させ、当該計画書に基づき、事業開始の月から３月毎に概算払いするものとする。

（補助金交付確定の通知）

第９条　規則第14条の規定による通知は、茨城県パワーアップ融資制度（賃上げ対応枠・物価高対応枠）に係る信用保証料補助に対する補助金交付確定通知書（様式第６号）により行うものとする。

（保証料補助の停止）

第10条　知事は、補助事業者に対し次に掲げる事項に該当する債務保証については、以後保証料補助の利益を与えないものとする。

（１）期限経過の債務保証

（２）延滞分に係る債務保証

（３）追認制度による債務保証

（補助金の返還）

第11条　補助事業者は、既に補助金を交付した保証債務について繰上完済等により返戻保証料が発生した場合は、補助金相当額を知事に返還するものとする。

付　則

１　この要項は、令和８年10月１日から施行する。

様式第１号（第３条）

番　　号
年　　月　　日

茨城県知事　　殿

茨城県信用保証協会会長

茨城県パワーアップ融資制度（賃上げ対応枠・物価高対応枠）に係る
信用保証料補助に対する補助金交付申請書

年度分の補助金の交付を受けたく申請します。

記

１　補助事業の目的
２　補助金交付申請額　金　　円
３　補助事業計画書……別紙
４　歳入歳出予算書（抄本）

別紙

（　　年度）

補助事業計画書

	期首保証債務残高		期中保証承諾		期末保証債務残高		中小企業者からの徴収予定保証料	保証料補助額
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
1　パワーアップ融資制度による融資に対する保証（賃上げ対応枠、物価高対応枠に限る。）		千円		千円		千円	円	円
2　小規模企業支援融資制度による融資のうちパワーアップ分の融資に対する保証（賃上げ対応枠、物価高対応枠に限る。）								
合　　計								

様式第２号（第４条）

番　　号
年　　月　　日

茨城県信用保証協会
会　長　　殿

茨城県知事

茨城県パワーアップ融資制度（賃上げ対応枠・物価高対応枠）に係る
信用保証料補助に対する補助金交付決定通知書

年　　月　　日付け第　　号をもつて申請のあつた茨城県パワーアップ融資制度（賃上げ対応枠・物価高対応枠）に係る信用保証料補助に対する補助金については、次のとおり交付することに決定したので、通知する。

記

１　補助金の交付対象となる事業は、　　年　　月　　日付け第　　号による申請書に添付された補助事業計画書記載のとおりとする。
２　補助金の額は次のとおりとする。
補助金の額　金　　円

様式第３号（第６条）

番　　号
年　　月　　日

茨城県知事　　殿

茨城県信用保証協会会長

茨城県パワーアップ融資制度（賃上げ対応枠・物価高対応枠）に係る
信用保証料補助事業変更承認申請書

年　　月　　日付け第　　号で交付決定の通知があつた茨城県パワーアップ融資制度（賃上げ対応枠・物価高対応枠）に係る信用保証料補助事業の内容及び事業費を変更したいので申請します。

記

１　理由
２　補助事業変更計画書……別紙

別紙

補助事業変更計画書

（　　年度）

		期首保証債務残高		期中保証承諾		期末保証債務残高		中小企業者からの徴収予定保証料	保証料補助額
		件数	金額	件数	金額	件数	金額		
パワーアップ融資制度による融資に対する保証（賃上げ対応枠、物価高対応枠に限る。）	変更前		千円		千円		千円	円	円
	変更後								
	増　減								
2　小規模企業支援融資制度による融資のうちパワーアップ分の融資に対する保証（賃上げ対応枠、物価高対応枠に限る。）	変更前								
	変更後								
	増　減								
合　　計	変更前								
	変更後								
	増　減								

様式第４号（第７条）

番　　号
年　　月　　日

茨城県知事　　殿

茨城県信用保証協会会長

茨城県パワーアップ融資制度（賃上げ対応枠・物価高対応枠）に係る
信用保証料補助に対する補助金実績報告書

年　　月　　日付け第　　号で補助金の交付決定のあつた補助事業については、下記のとおり事業を実施し、完了したので、報告します。

記

１　補助事業の目的
２　補助事業実績書……別紙
３　歳入歳出決算（見込）書（抄本）
４　信用保証料計算書

別紙

補助事業実施書

（　　年度）

	期首保証債務残高		期中保証承諾		期末保証債務残高		中小企業者からの徴収予定保証料	保証料補助額
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
1　パワーアップ融資制度による融資に対する保証（賃上げ対応枠、物価高対応枠に限る。）		千円		千円		千円	円	円
2　小規模企業支援融資制度による融資のうちパワーアップ分の融資に対する保証（賃上げ対応枠、物価高対応枠に限る。）								
合　　計								

様式第５号（第８条第２項）

番　　号
年　　月　　日

茨城県知事　　殿

茨城県信用保証協会会長

茨城県パワーアップ融資制度（賃上げ対応枠・物価高対応枠）に係る
信用保証料補助事業計画書

年度　月から　月分の補助事業計画を別紙のとおり提出いたします。

別紙

（　　年度　月～　月分）

補助事業計画書

	期首保証債務残高		期中保証承諾		期末保証債務残高		中小企業者からの徴収予定保証料	保証料補助額
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
1　パワーアップ融資制度による融資に対する保証（賃上げ対応枠、物価高対応枠に限る。）		千円		千円		千円	円	円
2　小規模企業支援融資制度による融資のうちパワーアップ分の融資に対する保証（賃上げ対応枠、物価高対応枠に限る。）								
合　　計								

様式第６号（第９条）

番　　号
年　　月　　日

茨城県信用保証協会
会　長　　殿

茨城県知事　　印

茨城県パワーアップ融資制度（賃上げ対応枠・物価高対応枠）に係る
信用保証料補助に対する補助金確定通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で実績報告のあつた茨城県パワーアップ融資制度（賃上げ対応枠・物価高対応枠）に係る信用保証料補助に対する補助金については、茨城県補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知する。

記

補助金の確定額　　円

様式第７号（第11条）

番　　号
年　　月　　日

茨城県知事　　殿

茨城県信用保証協会会長

茨城県パワーアップ融資制度（賃上げ対応枠・物価高対応枠）に係る
信用保証料補助に対する補助金の返還について

茨城県パワーアップ融資制度（賃上げ対応枠・物価高対応枠）に係る信用保証料補助に対する補助金交付要項第11条に基づき、既に受領した信用保証料補助金について、その一部を返還いたしますので、通知いたします。

記

１　返還額　金　　円
２　返還理由